

2-2. トルコの社会

2-2-1. 政治・行政

(1) 国会

旧憲法下での国民議会（上院、下院の2院制）は1980年9月の軍事クーデターにより解散し、現在の議会は新憲法（1982年11月発効）により定められたものである。正式名称はトルコ大国民議会であり、1院制で議員定数は550名、任期は5年で全員比例代表制により選出される。選挙民は立候補者個人を選ぶのではなく、政党を選ぶ投票を行い、各政党が獲得した得票数に基づき、各政党が選挙区ごとに定めた立候補者名簿の順位により当選者が決定される。選挙権は18才以上のトルコ国民、被選挙権は30才以上のトルコ国民に付与されている。選挙区は各県単位（イスタンブル、アンカラ、イズミルは複数区）である。

1995年12月の第4回総選挙の結果は、表2-2-1のとおりであり、1993年3月末の地方統一選挙において大躍進を遂げたイスラム原理主義の福祉党（RP）がさらに勢力を伸ばし第1党（得票率：21.34%、議席数：158人）になった。中道右派の正道党（DYP）および祖国党（ANAP）はいずれも得票率が20%に達しなかった。中道左派の共和人民党（CHP）は減少し、民主左派党（DSP）は躍進した。

（注1）従前は選挙権は20才以上、議員定数450名であったが、1995年12月24日実施された総選挙から選挙権18才以上、議員定数550名に改正された。また、全国集計で有効投票数の10%未満の政党には、個々の選挙区において多数の投票を得ても議席が与えられないこととなった。

（注2）1995年2月中道左派の社会民主人民党（SHP）と共和人民党（CHP）とが統合し、CHPとなった。

表2-2-1 第4回総選挙結果

政 党 名	得票率	議席数
福祉党 (RP) (右派・イスラム原理主義)	21.34%	158人
祖国党 (ANAP) (中道右派・リベラル保守)	19.64	132
正道党 (DYP) (中道右派・リベラル)	19.19	135
民主左派党 (DSP) (左派)	14.65	76
共和人民党 (CHP) (中道左派・社会民主主義)	10.73	49
民族主義者行動党 (MHP) (右派・国粋主義)	8.18	0
人民民主党 (HADEP) (左派・クルド系)	4.17	0
諸派	2.10	0
合計	100.00%	550人

（注）諸派は、新民主運動（YDH）、国民党（MP）、再生党（YDP）、労働者党（IP）、新党（YP）、独立（BAGIMSIZ）等である。なお、大統一党（BBP）は今回の選挙では祖国党（ANAP）と共闘した。

なお、総選挙後の政局の動向、特に96年7月の組閣をめぐる動きにより、若干の議員が

所属政党を鞍替えし、現在（1996. 7. 9）の国会議員 550名の政党別人員は次のとおりである。

福祉党	(RP)	159
祖国党	(ANAP)	129
正道党	(DYP)	128
民主左派党	(DSP)	75
共和人民党	(CHP)	49
大統一党	(BBP)	7
大トルコ党	(BTP)	1
独立		1
無所属		1

(2) 内閣

首相は、国民議会において選出され、大統領により任命される。また、閣僚は首相により指名され、大統領により任命され、内閣を構成する。

首相は慣習的に国民議会の第一党党首が選ばれるが、1995年末の総選挙の結果は上述の如くイスラム福祉党の大躍進に加え、いずれの政党も議員数は単独過半数には程遠く分散される結果となったこともあり、大統領の指名を受けた第一党エルバカンRP党首、次いで第二党のチルレルDYP党首（前首相）はいずれも組閣に失敗し、総選挙後2カ月半を経て漸く96年3月6日第三党のユルマズANAP党首を主班としたDYP-ANAP連立内閣が成立した。しかし、ユルマズ政権は議会の過半数に満たない少数連立内閣であり、政権発足後から連立与党内の足並みが乱れ放しで、ついに6月初め同政権は瓦解した。

その後第一党であるイスラム福祉党のエルバカン党首が再び大統領の指名を受け、組閣工作が行われた結果、RPとDYPの連立内閣が成立し、ANAP、DSP、CHP、BTPが反対したほかDYP議員の10人が反対、1人が棄権、4人が欠席したが、RPおよびDYPのほかBBPの賛成を得て7月8日国会で信任され、共和国史上初のイスラム党党首を首班とする内閣が出現した。

イスラム党が第一党になったとはいえ国会議員総数の30%弱で、単独過半数には程遠く、連立内閣は外相、国防相、内相、教育相、商工相、経済政策担当相など重要閣僚にDYP議員を配置している現状から国の基本政策において当面急激な変化はないとの予測が一般的であるが、新しい時代が到来したとすることができる。新内閣発足後早々7月に新経済プログラムが発表され、また公務員給与の50%増額も実施された。8月にはエルバカン首相はイランを皮切りにバキスタン、シンガポール、マレーシア、インドネシアとイスラム諸国を歴訪するとともにイランにおいては天然ガス供給に関する長期協定を締結した。また、法相、教育相の2閣僚がイラクを訪問するなど従前にはない動きも出始めており、今後の動向に注目する必要がある。

第54代内閣は、首相がエルバカンRP党首、副首相はチルレルDYP党首（元首相）、閣僚の配分はRP 19、DYP 18であり、國務相（特命事項担当）19人ならびに各省大臣により構成され、次のとおりである。

首相	ネジメッティン・エルバカン	(RP党首、元副首相)	1926 生
副首相兼外相	タンス・チルレル	(女性) (DYP党首、元首相)	1946 生
國務相	フェヒム・アダク	(RP、元商相・農相)	1931 生

国務相	ネブザト・エルジャン	(DYP、元森林相)	1942 生
国務相	アブドゥラ・ギェル	(RP)	1950 生
国務相	イシュライ・サイグン(女性)	(DYP)	1946 生
国務相	サブリ・テキル	(RP)	1951 生
国務相	ナフイズ・クルトゥ	(DYP)	1930 生
国務相	メフメット・アルトゥンソイ	(RP、元国務相)	1924 生
国務相	ナムク・ケマル・ゼイベック	(DYP、元文化相)	1944 生
国務相	ルトゥフ・エセンギェル	(RP)	1947 生
国務相	サリム・エンサリオール	(DYP)	1955 生
国務相	アフメット・ジェマル・トゥンチュ	(RP)	1955 生
国務相	ベキル・アクソイ	(DYP)	1950 生
国務相	ギェルジャン・ダーグシュ	(RP)	1960 生
国務相	ウフク・ソイレメズ	(DYP)	1956 生
国務相	ルザ・ギェネリ	(RP)	1960 生
国務相	アイフェル・ユルマズ(女性)	(DYP、前国務相)	1956 生
国務相	サジト・ギェンベイ	(RP)	1952 生
国務相	バハッティン・シェケル	(DYP)	1956 生
国務相	アフメット・デミルジャン	(RP)	1954 生
法務相	シェブケット・カザン	(RP)	1933 生
国防相	トゥルハン・クヤン	(DYP、前教育相)	1943 生
内務相	メフメット・アーアル	(DYP)	1951 生
教育相	メフメット・サーラム	(DYP)	1938 生
大蔵相	アブドゥラティフ・シェネル	(RP)	1954 生
公共事業相	ジェヴァト・アイハン	(RP)	1938 生
保健相	ユルドゥルム・アクトゥナ	(DYP、元保健相)	1930 生
運輸相	オメル・バルトチュ	(DYP、前運輸相)	1942 生
農業村落相	ムサ・デミルジ	(RP)	1942 生
労働相	ネジャティ・チェリキ	(RP)	1955 生
商工相	ヤルム・エレズ	(DYP、前商工相)	1944 生
IT及び資源相	レジャイ・クタン	(DYP、元公共事業相)	1930 生
文化相	イスマイル・カブラマン	(RP)	1940 生
観光相	バハッティン・ユジェル	(DYP)	1949 生
森林相	ハリット・ダーリ	(DYP)	1954 生
環境相	ジヤエッティン・トカル	(RP)	1952 生

上記の如く各省大臣のほか多数の国務相がおり、次の如き事項(組織、業務)を担当している。

国家計画庁、財務庁、貿易庁、国家統計庁、国家情報庁、関税庁、宗務庁、科学技術庁、規格庁、民営化庁、南東アナトリア開発庁、国家安全保障会議事務総局、人事院、監査委員会、雇用改善委員会、資本市場委員会、原子力委員会、アクチュルク文化・言語・歴史高等評議会、村落総局、土地登記総局、専売総局、国家気象総局、青年・スポーツ総局、海運事業総局、ラジオ・テレビ総局、中央銀行、開発銀行ほか国立銀行、政府スポークスマン、閣議事項調整、国会との連絡・調整、行政改善、経済問題調整、南東部問題調整、海上問題調査・調整、キプロス関連事項調整、人権問題、女性・家族問題、都市問題など。

なお、国家計画庁のほか幾つかの事項について首相自身の直接担当となることがある。

(3) 開発計画

トルコ政府は、1990～1994年を対象とした第6次開発計画に続き、第7次開発5カ年計画（1996～2000年）を策定し、1995年7月国会の承認を得た。

第7次計画の基本的な目標は、国家経済を国際競争力を持った付加価値商品・サービスの生産を可能とする構造へと転換し、財政的には民営化の推進により補助金を削減し公共サービスに対する利用者の適性負担を強化することである。

今計画の特徴は、政策および法制度の変革ならびに構造的な問題の解決を20項目にわたり明確に打ち出していることである。マクロ経済面では、計画期間における成長率を年平均5.5%（低成長）と7.1%（高成長）に設定し、インフレ率は2000年には6.0～8.1%まで低下すると見込んでいる。

同計画の目標および構造変革プロジェクトの要点は次のとおりである。

(注) 第7次計画は1995年から開始される予定であったが、経済混乱等から1996年の実施へと延期され、1995年は暫定計画が実施された。

1) マクロ目標

政府は年間インフレ率を5カ年計画終了年次においては6.0～8.1%に引き下げることを目指す。これは財政赤字の減少、生産性の向上、適切な税収政策ならびに金融市場と構造改善へのプレッシャを容易にすることにより徐々に達成されるであろう。

年間経済成長は5.5～7.1%を目標とし、農業部門では2.9～3.7%、工業部門では6.0～7.7%、サービス部門では5.1～6.8%となろう。

輸出は1996～2000年の期間の平均増加率は15.9～17.5%に拡大し、2000年には427～437億ドルに達するであろう。輸入については、年間増加率は17.5～19.0%、2000年の目標値は688～732億ドルの見込みである。

固定資本投資は二つの異なる選択（options）により年間8.7%または12.2%に上昇することおよび2000年には年間直接資本投資が30億ドルに達すると見込まれる。

GNPにおける全公共収入の割合が1995年には19.3%であったが、2000年には20.7～20.9%に到達し、公共収入における租税の割合が97.3%に至ることが目標とされる。

これとは逆に、GNPの公共支出の割合は現在24.8%であるが、2000年には23.7%に、ならびに公共部門の借り入れ要求は同期間に5.5%から3.0%に減少すると期待される。一人当たり国民所得は1995年には2,423ドルであるが、今計画末には3,346ドルないし3,530ドルとなろう。

人口増加率は1.5%への減少、失業率は7.7%への低下が目標とされる。

第7次5カ年計画の期間末（2000年）における主要事項の数値目標は次のとおり。なお、左側の（ ）は1994年の数値、（ ）# は1995年の推定値である。

成長率（年平均）	(-6.1)	5.5 ～ 7.1 %
インフレーション	(125.5)	6.0 ～ 8.1 %
対GNP比		
公共部門借入金		3.0 ～ 3.2 %

公共部門収入		20.7 ~ 20.5	%
税収	(18.1)#	20.0 ~ 20.4	%
直接税	(6.7)#	7.7 ~ 7.7	%
間接税	(11.4)#	12.3 ~ 12.6	%
公共部門支出		25.8 ~ 28.1	%
公共部門投資	(4.8)#	6.8 ~ 7.8	%
累積外国債務		27.1 ~ 23.6	%
外債支払利子		1.0 ~ 1.1	%
国債支払利子		2.4 ~ 2.6	%
貿易額			
輸出 (FOB)	(18.4)	42.7 ~ 43.7	十億ドル
輸入 (CIF)	(22.6)	68.8 ~ 73.2	十億ドル
国民1人当たり所得	(2,450)	3,345 ~ 3,530	ドル
総人口	(61,110)	67,332	千人
0~14才人口	(33.0)	29.6	%
15~64才人口	(62.5)	64.9	%
65~ 才人口	(4.5)	5.5	%
文民マンパワー	(20,424)	22,462	千人
文民雇用	(18,285)	20,737	千人
農業	(8,166)	8,427	千人
工業	(2,880)	3,494	千人
サービス	(7,239)	8,816	千人
失業率	(10.5)	10.5 ~ 7.7	%
年間人口増加率	(1.8)	1.5	%
出生率	(22.8)	20.5	人/千人
死亡率	(6.6)	6.4	人/千人
幼児死亡率	(46.8)	35.3	人/千人
平均寿命 (全体)	(67.7)	69.1	歳
(男性)	(65.4)	66.9	歳
(女性)	(70.0)	71.5	歳
都市化率 (人口)	(59.3)	70.6	%
学生数 (高等教育)	(1,339)	1,677	千人
うち農林畜産関係	(55.8)	76.6	千人
医師1人当たり人口	(954)	806	人
歯科医師1人当たり人口	(4,634)	4,008	人
薬剤師1人当たり人口	(3,492)	3,206	人
看護婦1人当たり人口	(994)	647	人
病院1病床当たり人口	(406)	374	人
健康保険加入者割合	(52.2)	60.1	%
電力消費量	(77,717)	122,000	GWh
国民1人当たり電力消費量	(1,284)	1,825	kWh
電話交換容量	(13,850)	24,000	千回線
外国人観光客数	(6,671)	13,000~17,000	千人
観光収入	(4,321)	10,300~13,800	百万ドル

2) 構造変革プロジェクト

基本的な構造変革のための次のプロジェクトが重要な施策となっている。

教育改革

(教育制度の再編、義務教育を8年間に延長)

人口・家族計画

(人口増加率の抑制、幼児保健ケア、家族計画、女性の地位向上)

保健改革

(保健サービスの質的改善・全国普及、健康保険制度の全国民適用)

雇用・労働力

(高度技術労働力の創出、公共部門の余剰労働力の削減、農業労働法の制定)

農業政策

(世界貿易機構規則およびEU共通農業政策との調和の観点からの見直し)

工業化

(対外志向政策の維持、国際競争力のある高付加価値商品・サービスの優先、
外国からの資本・技術の積極的導入)

科学・技術

(産学協力の推進、産業権利関係法規のEU法規との調和)

EU(欧州連合)との開始・調和

(EUの競争政策・産業政策・外国貿易政策との調和)

国家機能

(経済活動における国家機能の極小可)

金融改革

(世界の金融市場との統合確保、農業銀行・人民銀行を除く総ての国営銀行の民営化、資本市場操作・サービスの改善、)

租税改革

(徴税対策の改善、免税措置の見直し、国民背番号制の導入)

社会保障改革

(国民全員の社会保障サービス受益、社会保障機関の統一、年金生活者に最低限の収入保証)

公共サービス

(行政管理の改編、公共サービスの再評価、業務と組織とのバランス確保、透明な事務処理)

地方行政改革

(地方行政の再編、公共サービスの地方的な適合)

インフラストラクチャー・サービス

(インフラストラクチャーの設置、運営、維持、修理に受益者の参加・経費負担)

民営化

(民営化プロセスでの社会・国の共通の利益追求、従業員の権利保護、該当機関の適切な民営化方策の策定)

国営企業

(経済的効率の増進と効果的・効率的な運営)

地域開発

(地域間の開発ギャップの縮小)

大都市

(大都市への移住者流入阻止のための措置)

環境

(環境になじむ技術の採択、産業の環境に及ぼす悪影響極小化の推進)

(出所：国家計画庁「第7次開発5ヵ年計画」)

(4) 地方政治行政

1) 概況

トルコにおける地方行政は、制度・機能・概念が日本の場合と非常に異なるので、英語または日本語の用語を使用すると「似て非なる」理解となり易いが、ここでは便宜的に次の訳語を使用する。なお、英語については当地で一般的に使用されている訳語を参考までに記載した。

トルコ語	英語	日本語
il	province	県
il e	district	郡
belde	city	市
belediye	municipality	市当局、市役所
b y k-ehir	great city	特別市
	metropolis	
b y k-ehir belediye	great municipality	特別市当局
	metropolitan municipality	
k y	village	村
vali	governor	知事
kaymakam	district governor	郡長
belediye ba-kanı	mayor	市長
b y k-ehir belediye ba-kanı	great city mayor	特別市長
	metropolitan mayor	
muhtar	村長
	区長

(注1) 「b y k-ehir」は直訳的には「大都市」の意味である。

(注2) 英語表記の場合、Greater Istanbul Municipality、Greater Ankara Municipality Mayor、Metropolitan Mayor of Adana、Mayor of Greater Mersin City 等とすることがある。

トルコ全土は79の県に区分され、各県は幾つかの郡に区分され、各郡は複数の市と村とに細分される。一つの市のみにより構成される郡もある。アダナ県は17の郡に区分され、57の市と710の村とが包含される。

特別市は内閣の決定により定められる大都市であり、通常複数の郡にまたがる複数の市により構成される。イスタンブル、アンカラ、イズミル、アダナ、ブルサ、ガジアンテップ、コンヤ、メルシン等15の都市が特別市に指定されている。たとえば、アダナ県の県庁所在地であるアダナ特別市はセイハン市(セイハン郡)とユレイル市(ユレイル郡)とにより構成されている。

県知事は内閣により任命され、大統領により認証される。県における行政機構は、殆ど全てが中央政府(各省庁)の出先機関(当該地域または当該県所轄の機関)であり、その長はそれぞれ所属省庁から派遣されている。知事は中央政府の代表者としてこれら各省庁

の出先機関（の業務）を調整・統括している。

県には県議会があり、県内の市・村から代表者が住民の選挙により選出される。任期は5年間である。県議会は年3回以上開催され、県独自の投資計画など重要事項につき審議する。

県会議員のうちから4名の代表者が1年任期の県政運営委員として選出され、知事部局からの代表者および学識経験者とともに委員会に出席し、知事を補佐して県固有事項の執行を決定する。固有行政局がその業務を実施する。県における地方自治体的機能である。

郡における行政も県と同様殆ど全てが国の業務である。郡長は内務大臣により任命され、郡にある各省庁の出先機関を調整・統括している。郡には議会はないが、郡長は学識経験者に諮問し、当該郡固有の行政をも実施する。

トルコにおける地方自治体は特別市、市、村であり、その首長および議会は住民の直接選挙により選ばれる。たとえば、アダナ特別市の住民はアダナ特別市およびセイハン市（またはユレイル市）それぞれの首長および議員を選び、ジェイハン市の住民はジェイハン市の市長と市会議員を選ぶこととなる。

市議会は、住民により5年ごとに選出される議員により構成される。市会議員のうちから選ばれる4人が執行委員（任期1年）となり、市長を補佐して市政を担当する。

アダナ特別市の場合は、執行委員会には議員は関与せず、市長が委員長、事務局長が委員長代理、主要部長数名が委員となっている。

（備考1）県の数には1986年には67であったが、8年間に9県増え、さらに1995年3県が増え、総計79となっている。郡から県への昇格は、知事の配置、当該地区代表としての国会議員の選出等による行政サービスの向上の観点から、特に開発が遅れている地域においては重要とみなされている。

（備考2）トルコ全土の県別統計等では県名のa b c順配列により表示するのが通常である。ただし、新設の県については68番以降の番号となっている。車両のプラカー番号は7桁であるが、最初の2桁は県名を数字により表示している。上記の順序により各県の数字が定められており、たとえば、アダナ01、アンカラ06、イスタンブル34、イズミル35等である。

（備考3）住民の人口が2,000人未満であればk y（村）であるが、2,000人を超えるとbelde（市）となる。

（備考4）法令用語として上記のil（県）、il e（郡）、b y k-ehir（特別市）、belde（市）、k y（村）が使用されているが、そのほか一般用語として~ehir（市）、anakent（特別市）、kasaba（町）、mezra（集落）等がある。

（備考5）「T. C.」はT rkiye Cumhuriyeti（トルコ共和国）の略語であり、各省庁の出先機関は勿論のことであるが、市役所の看板（表示）にも使用されている。

知事・郡長等の任務および特別市・市の業務の概要は以下の如きものである。

2) 知事

知事は、当該県において国および政府の代表者として位置づけられており、中央政府の代表として各省庁が実施する行政の統括・調整の機能ならびに地方自治体的機能の統括を役割としている。

その任務には次の如きものが含まれる。

- ・ 法令や政府の決定・通達を順守させる。
- ・ 一般行政の運営組織化を図るとともに監督を行う。
- ・ 共和国記念日の公式行事において最高責任者となる。
- ・ 平安と治安、人権の不侵害、公共の安全を保障する。
- ・ 治安警察により対処し得ない非常事態や突発的紛争に対しては、最寄りの軍司令官に援助を要請する。
- ・ 固有行政（医療・道路・農業等 当該県独自の政策による事業）について、その立案・実施を図る。

（注）ダム、高速道路、大病院等の大規模工事は関係省庁が直接担当する事業であるが、県が独自に立案し関係省庁の承認と国の予算を得て実施する事業。

- ・ 郡・市・村に財政支援を行う。
- ・ 特別市・市等の予算を審議する。

（注）特別市・市等の首長は各政党から立候補し、住民の選挙により選ばれるので、政治色が過度に強くないように官選知事が予算面でチェックする仕組みになっているよし。

参考事例として、アグナ県の組織およびアグナ県の県政運営委員会の組織を図式化すれば図2-2-1および図2-2-2の如きものとなる。

3) 郡長

郡長は、当該郡において政府の代表者として、平安・治安の維持、行政施行の統括・調整機能を主たる任務としており、その内容は知事に準じるものである。郡としての業務には、地域自治業務の統括・支援もあり、郡内の固有事業および市・村への財政支援につき県知事に要請する。

郡の組織は、各郡の環境や産業等により若干異なるが、県に準ずるもので各省庁の出先機関により構成される。

（備考1）戸籍関係（出生、結婚、死亡等の届出）や兵役登録事務は、国の業務として郡住民部において取り扱う。なお、郡内の各地区のmuhtar（区長）が戸籍関係の事実関係を証明する役割を担っている。

外国人登録（滞在許可の取得）は国の出先機関（県警察局）が担当している。なお、上記のmuhtar（区長）による住所確認証明を求められることがある。

また、学校は大学から小学校に至るまで国立または私立であり、公立（県立、市立）は存在しないので、教育関係事項については国の出先機関（教育局）が担当している。

（備考2）灌漑用水路の設置・管理に係る業務は公共事業省国家水利局（DSI）の所掌である。

農民が利用する灌漑用水路（末端部）の管理については従前は国家水利局の下部機関である郡水利部が担当してきたが、受益者に水利組合を結成させ

図2-2-1 アダナ県組織図

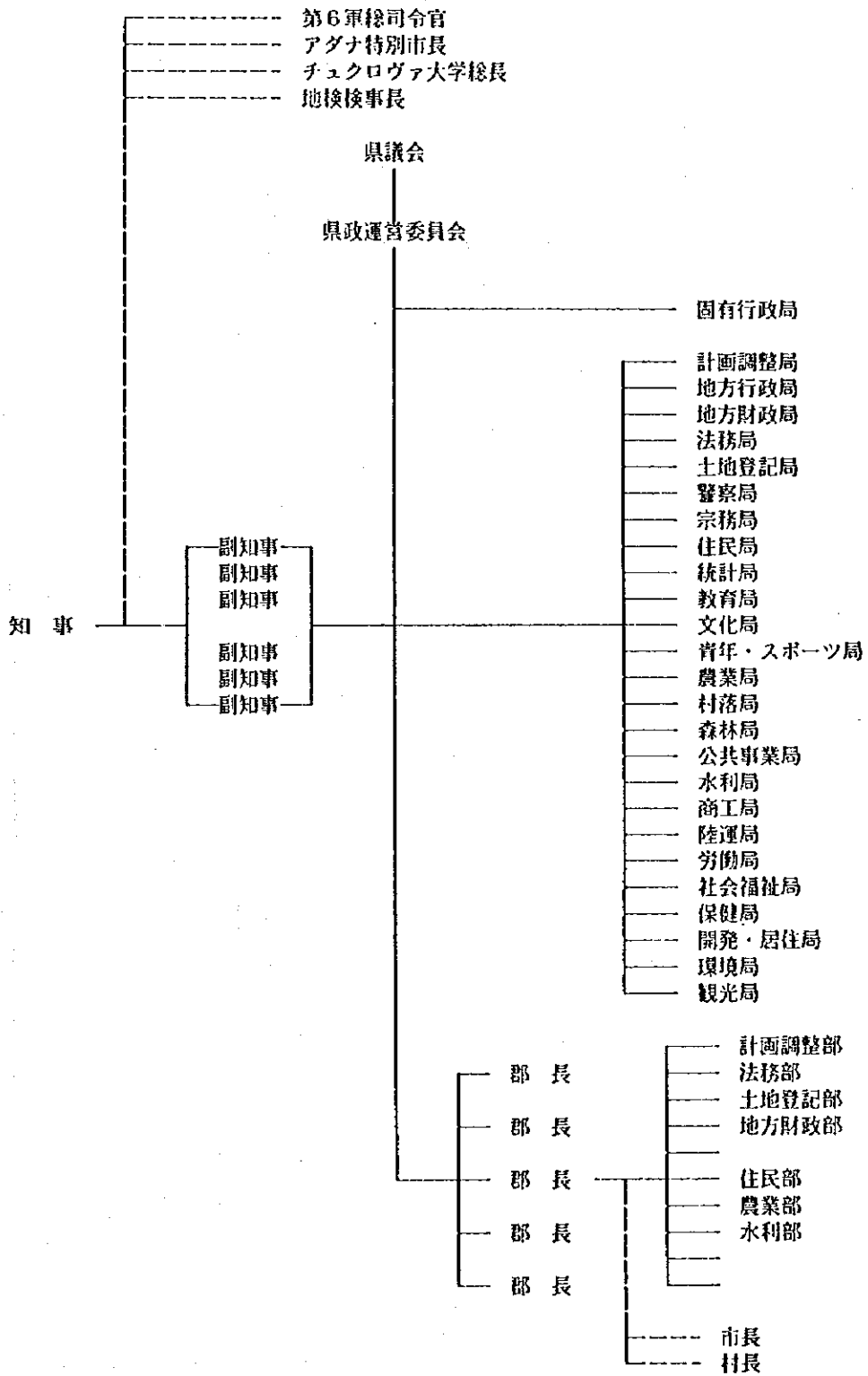
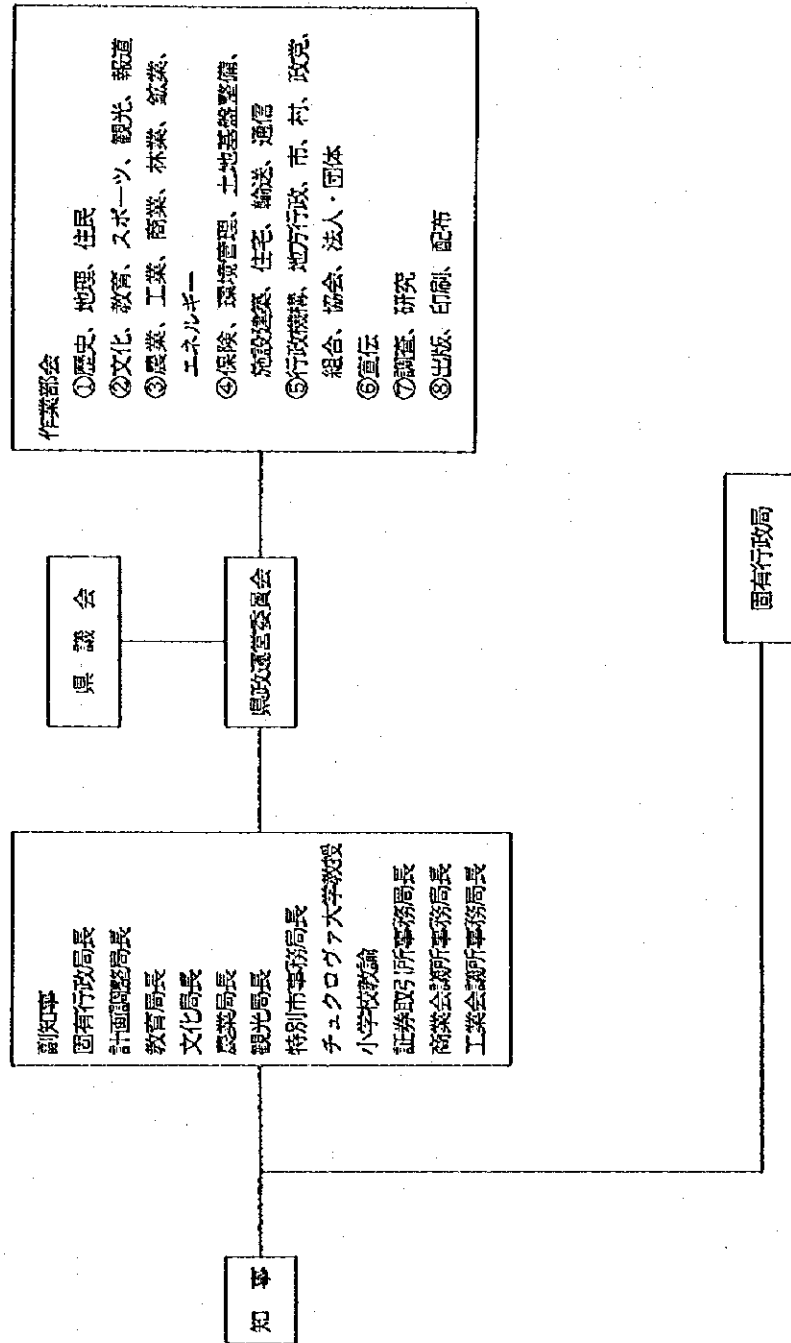


図2-2-2 アダナ県における県政運営組織図



管理させる方針となり、トルコ全域において1995年1月水利組合に移管された。

4) 特別市

特別市は、前述の如く複数の市を包含する大都市圏行政区であり、当該大都市圏に係る事項を担当しており、その業務には次の如きものが含まれる。(特別市と市との業務内容には類似的なものも多く、明確な区分は困難であるが次の如きものである。)

- ・ 特別市としての整備・公共事業計画、投資計画を立案する。
- ・ 特別市内の広場・幹線道路・通り等を設置・整備する。
- ・ 旅客・貨物ターミナルや立体駐車場の設立・運営・委託を行う。
- ・ 卸売り市場や屠殺場の設立・運営・委託を行う。
- ・ 緑化を推進し、公園を設置・運営する。
- ・ 生活用水・下水・ガス・大量輸送等のサービスの確保のため、必要な措置を実施する。
- ・ 施設・営業所の開設・運営につき許可・認定を行う。
- ・ 食料品(飲料を含む)の検査試験室の設置・運営・委託を行う。
- ・ 卸・小売り(食料品を含む全般)につき価格表示、宣伝等につきコントロールする。

(注) 価格設定は自由市場原理により決定されるものとの理由からコントロールの対象から除外され(1992年)、現在は価格表示がなされているか、宣伝が不当なものではないか等につきチェックしている。

- ・ 基地の確保と運営を行う。
- ・ ゴミ・産業廃棄物の収集場所の決定、利用・廃棄設備の設置・運営・委託を行う。
- ・ 広場・通りの名称付与、建物の番号付与を行う。
- ・ 消防業務を行う。
- ・ 爆発物・燃焼物の生産・保管場所のチェック、消火器・環境衛生に係る施設・資材・車両などのチェック・監督を行う。
- ・ 管轄範囲における秩序・健全・平安を図る。
- ・ 道路・水路の清掃・補修を行う。
- ・ 管内にある複数の市の調整を行う。

5) 市

市は、市の管轄範囲(地域と対象)における業務を実施し、担当業務には次の如きものが含まれる。

- ・ 公共の場所の清潔と秩序の維持を行う。
- ・ 人間・動物の伝染性病気の予防と拡散の防止を行う。
- ・ 死者の診断・埋葬の許可、指定墓地以外への埋葬の防止を行う。
- ・ 大衆の飲食・宿泊・美容・娯楽に係る施設およびそこで販売・使用されるものの衛生管理、等級・品質などによる許可付与を行う。
- ・ 指定屠殺場以外での食肉動物の屠殺防止を行う。

- ・ 緑化、公園の設置、スポーツ・娯楽施設等の設置を行う。
- ・ 市の秩序・健全・平安を侵すものに対する取り締まりを行う。
- ・ ゴミの規則的な収集を行う。
- ・ 通り、広場、棧橋、橋、バザール等公共の場所を常に清掃し、洗い、水撒きをする。また、冬には泥、雪、氷を除く。
- ・ 競売サロンの開設と運営を行う。
- ・ 生活用水を確保し、衛生的に清潔に保つ。
- ・ 市内の水路の清掃と道路の補修を行う。
- ・ 取引き所のないところでは、穀物バザール・倉庫の設置・運営を行う。
- ・ 卸・小売りにつき、値段表示、宣伝等につきコントロールする。

(備考1) 特別市と市との担当業務には同一種類のものが多いが、特別市は全域に係るもの、大規模なものを担当し、市は地域的なもの、小規模なものを担当する。

たとえば、道路については幅員14m以上は特別市、14m未満は市が管理する。また、青果物市場については、常設卸売り市場は特別市、曜日により場所が移動する露店小売り市場は市が管理する。

(備考2) 特別市と市との両方に保安課があり、それぞれの保安係(ザブク、zabita)は、国家警察のポリスとは異なり、警察権の行使は出来ない(拳銃を所持していない)が、青果物市場・露店商のみならず、看板・ポスター等を含め、公共の場の平安や景観の保持および市民の生活が脅かされることがないように取り締まりを行っている。

バス・ターミナル、常設の青果物卸売市場、観光地等での取り締まりは特別市の保安課、青果物露天小売り市場等の取り締まりは市の保安課の所掌である。

(備考3) 外国企業が工場や事務所等を開設しようとする場合には、国の機関等の認可が必要であるが(後述)、特別市および/または市の許可も必要となる。

すなわち、都市計画上の観点ならびに建築基準や排水・環境等の基準に合致しているか否かにつき特別市の審査を受ける。

市は保健衛生的観点から周辺に害を与えるか否かにつき審査する。

特別市と市との組織図につき、アグナ特別市およびセイハン市を参考例として記載する。

6) 村長

村民は村長および村会を構成する委員4人を選出する。村の行政は村長に委ねられる。

7) 上級管理職

地方に存在する行政機関は各県の諸状況に相応し多様であるが、一応のイメージを得るため、やや古い事例ではあるがアグナ県において公共機関で任務についている上級管理職を例示(1991 YILI ADANA IL YILLIGIによる)すれば次の如きものである。

図 2-2-3 アグナ特別市組織図

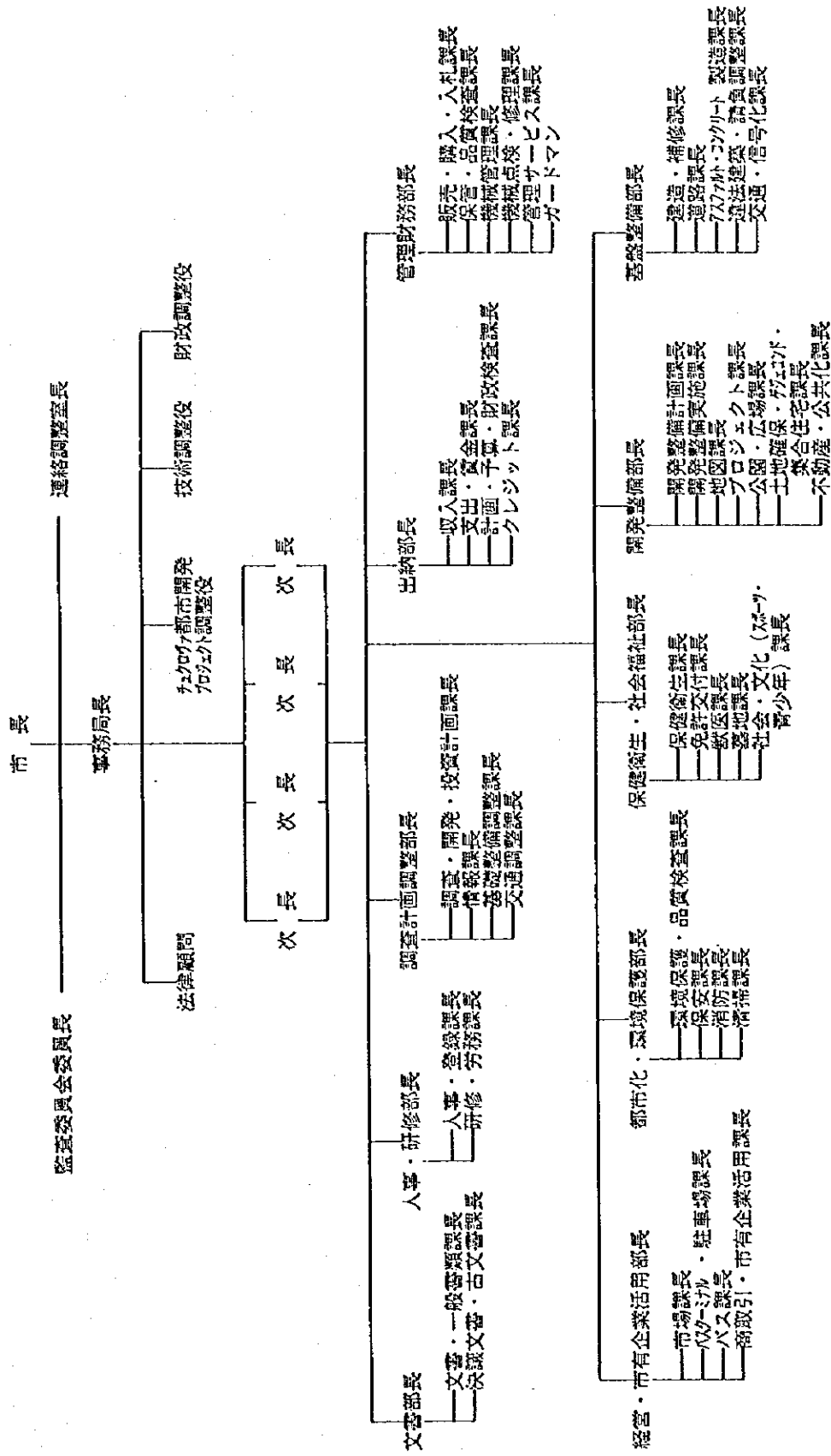
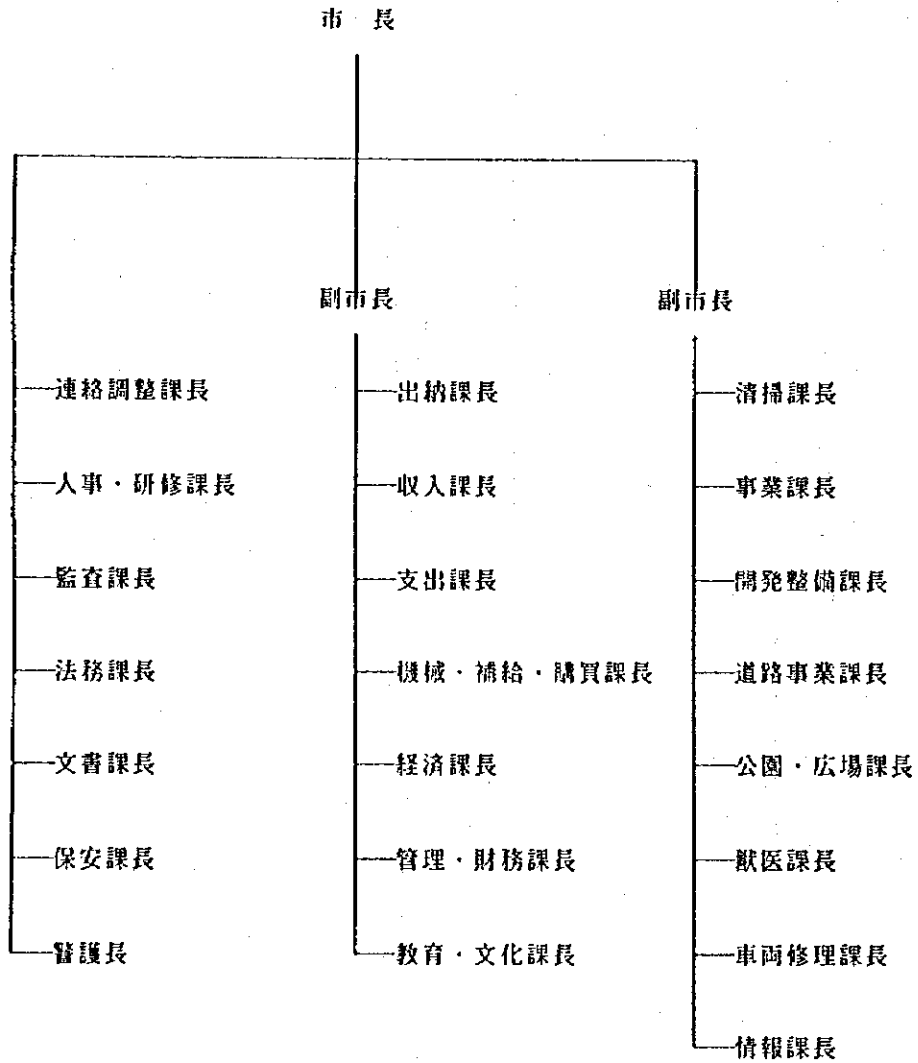


図 2 - 2 - 4 セイハン郡セイハン市組織図



— 県中央において —
(特別職)

アグナ県知事
第6軍団総司令官(中将)
アグナ特別市長
チュクロヴァ大学総長(教授)

(総理府所管)

地方検察庁検事長
県中央情報局長
Vakif(公益法人)地域局長
国家統計地域局長
気象地域局長
高等教育奨学金・学寮機構地域局長
県輸出局長
県社会福祉局長
県国営放送局長
県トルコ規格研究所長
県青少年・スポーツ局長
県宗務局長

(法務省所管)

第1地域不動産登録局長
県土地登記局長
行政裁判地域局長
県法務委員会局長

(国防省所管)

ジャンダルマ(治安部隊)地域司令官(準将)
軍司令官(上級大佐)
県兵役部長(大佐)

(内務省所管)

県副知事
県副知事
県副知事
県ジャンダルマ司令官(大佐)
県法務局長
県警察局長
県固有行政局長
県住民戸籍局長
県文民防衛局長
県計画調整局長
県固有事務担当局長
県文書局長
県行政委員会局長
県報道・渉外局長
県地方行政局長

(財務・税関省所管)

地方財務官
年金金庫地域局長
県 Tekel(専売公社)局長
県関税局長
県保稅局長
県宝くじ局長

(国民教育省所管)	県国民教育局長
(大学所管)	副学長(教授)
	副学長(教授)
	副学長(教授)
	教育学部長(教授)
	文理学部長(教授)
	政経学部長(教授)
	工学部長(教授)
	医学部長(教授)
	農学部長(教授)
	保健科学研究所長(教授)
	自然科学研究所長(教授)
	社会科学研究所長(教授)
(公共事業・定住省所管)	県公共事業・定住局長
	国家水利局(DSI)第6地域局長
	自治体事業基金第8地域局長
	国家道路局第57支局長
(保健省所管)	県保健局長
(運輸省所管)	県P.T.T.(郵便電信電話公社)局長
	県空港局長
	国鉄(D.D.Y.)第6地域局長
	トルコ航空(T.H.Y.)県販売局長
	トルコ航空アグナ空港長
	県空港建設準備委員長
(農林村落省所管)	県農林村落局長
	森林地域局長
	村落振興第3地域局長
	県村落振興局長
	T.Z.D.K.(農業資材公社)地域局長
	県食肉魚コンビナート局長
	県牛乳・乳製品担当局長
	県T.M.O.(穀物公社)局長
(労働・社会保障省所管)	労働地域局長
	職業安定地域局長
	S.S.K.(社会保険機構)地域局長
	県 Bag-Kur(自由業社会保険機構)局長
(商工省所管)	県商工局長
	農産物販売チュクロヴァ地域局長
(TEK-天然資源省所管)	県 TEK(トルコ電力公団)局長
	MTA(鉱物資源調査開発総局)地域局長
(文化省所管)	県文化局長
(観光省所管)	県観光局長
-各郡において-	郡長
	市長(通常 複数)

駐屯軍部隊長 (中尉～中佐)

【該当機関 (者) 無き場合もある】

検事

【同上】

(注) 国内治安については、都市部では「警察 (Polis)」、農村地域では「ジャンダルマ (Jandarma)」が担当している。

(5) トルコ共和国略史

トルコの歴史は、紀元前数千年の古に遡るものであり、幾多の民族の栄枯盛衰を経てきたものである。旧石器時代 (B.C. 5000年)、新石器時代 (B.C. 3000年)、ブレ・ヒッタイト (青銅器) 時代 (B.C. 2300年)、ヒッタイト (鉄器) 時代 (B.C. 2000～750年)、フリギア時代 (B.C. 1200～650年)、リディア・イオニア時代 (B.C. 650～546年)、ペルシャ時代 (B.C. 546～334年)、ヘレニズム時代 (B.C. 334～64年)、ローマ時代 (B.C. 130～A.D. 395年)、ビザンチン帝国時代 (A.D. 395～1453年)、セルジューク・トルコ帝国時代 (1077～1308年)、オスマン・トルコ帝国時代 (1299～1923) と非常に興味ある長い長い歴史があるが、ここでは現代トルコ理解の一助として共和国の略史年譜を次に記す。

1914 オスマン・トルコ帝国とドイツ軍事同盟 (8月)、第一次世界大戦に参戦 (11月)

1918 第一次世界大戦にてトルコ敗北 (10月)、連合軍イスタンブルに進駐

1919 ムスタファ・ケマル・パシャ (将軍) 反抗運動組織化、救国独立戦争へ

1920 セーヴル条約 (トルコの分割を意図) により英、仏、伊、希が主要都市に進駐

1922 希軍およびその他連合軍占領地から撤退、セーヴル条約破棄 (10月)

オスマン・トルコ帝国崩壊 (スルタン制廃止) (11月)

1923 ローザンヌ条約締結 (小アジア本土とイスタンブルを確保) (7月)、

共和制宣言 (10月29日)、アンカラ首都に選定、近代トルコの誕生

1923～50 共和人民党による一党独裁時代

—ケマル・アクチュルク (初代大統領) による改革—

【基礎政策】

- ・ 共和主義、国家主義、民衆主義、民族主義、世俗主義、改革主義
- ・ 内に平和、外に平和
(急激な近代化政策、政教分離の推進)

【実施】

- ・ 共和国憲法制定 (1924)
(政教合体の専制政治の廃止、主権在民、三権分立)
- ・ カリフ (モハメットの後継者) 制の廃止 (1924)
- ・ イスラム法 (シャリーア) の廃止
- ・ 宗教裁判所 (シャリーア法廷) の廃止
- ・ テkke (僧院)・テュルベ (廟) の閉鎖と僧団の禁止 (1925)
- ・ 一夫多妻の禁止 (1925)
- ・ 服装改革 (1925)
(トルコ帽と女性のヴェール・チャルシャフ姿の禁止)
- ・ 法制の整備—法律の西欧化 (1926)
(スイス民法、イタリヤ刑法、ドイツ商法に準拠)

- ・ イスラム暦の廃止、太陽暦の採用 (1926)
- ・ 政教分離主義の明確化 (1928)
 - (憲法の「イスラム教が国教である」との条文を削除)
- ・ 新トルコ文字の採択 (アラビア文字からラテン文字へ) (1928)
- ・ 義務教育制度の確立
- ・ 外国語地名のトルコ語地名への改称 (1928)
- ・ 婦人参政権の承認 (1934)
- ・ トルコ国民の苗字使用 (1934)
 - (国会『アタチュルク』(「トルコの父」の意)の姓をケマル将軍に贈呈 - 1934)
- ・ 公休日の変更 (金曜日から日曜日へ) (1935)
- 1938 建国の父アタチュルク大統領死去 (11月10日9時5分、享年57才)
 - (イスメット・イノニュ首相第2代大統領に就任)
- 1939~1945 第2次世界大戦 トルコ中立を維持
 - (1945年2月ドイツ、日本に宣戦を布告するも実戦には参加せず)
- 1945 イノニュ大統領複数政党制導入 (政党結成の自由) を発表
- 1950~60 メンデレス政権時代、多党化時代の幕開け、民主党政権の登場
 - (国営企業の縮小、民間企業の助長、民間外資の導入)
- 1950 トルコ軍将兵国連軍として朝鮮戦争に派兵
- 1952 北大西洋条約機構 (NATO) に加盟 (西側への傾斜進行)
- 1959 アメリカと軍事・経済協力協定締結
- 1960 軍事クーデターにより向米一辺倒の民主党政権崩壊 (5月)
- 1961 民政移管・総選挙 (10月)
- 1961~65 連立政権時代 (共和人民党ほか)
- 1965~71 公正党政権時代
- 1971 軍部介入 (左翼の反政府・反米運動による政情不安定への対応) により公正党デミレル政権崩壊 (3月)
- 1971~73 超党派内閣
- 1973~80 不安定連立政権時代
- 1974 キプロス紛争への介入 (トルコ系キプロス人保護のため北部キプロスにトルコ軍侵攻)、1個軍団常駐
- 1975 キプロス・トルコ系住民地域の自治宣言を支持 (ギリシャとの対立深化)
- 1980 軍事クーデター (左右両グループのテロ活動のエスカレートによる治安悪化への対応) (9月)
- 1980~83 軍事政権
- 1980 アメリカと防衛経済協力協定締結
- 1982 国民投票により新憲法の採択 (11月)
- 1983 総選挙の実施 (11月)、民政移管 (トルグット・オザル首相)
- 1983 北キプロス・トルコ共和国の独立 (11月) をトルコのみ承認
- 1983~91 祖国党政権
- 1984 PKK (クルド労働者党) クルディスタンの分離独立を求めてテロ活動開始
 - (歴代内閣テロリストとの妥協はありえずと武力鎮圧継続)
- 1987 欧州共同体 (EC) に加盟申請 [1992 EC欧州連合 (EU) に発展]
- 1991~95 正道党・社会民主人民党 (のち共和人民党) 連立内閣
- 1993 (オザル大統領の急逝、デミレル首相の大統領就任にともない) タンス・チルレ

- ル議員が正道党党首に選出され、トルコ初の女性首相に就任（5月）
- 1994 地方選挙にてイスラム福祉党躍進（3月27日）
（イスタンブル、アンカラほか多数のイスラム党市長出現）
- 1995 EU関税同盟に加盟（欧州議会にて承認）（12月13日）
- 1995 総選挙にてイスラム福祉党第1党に躍進（12月24日）
- 1996 各党首の組閣難航、ユルマズ内閣発足（3月）するも直ぐ崩壊（6月）
共和国史上初のイスラム党内閣発足（7月）

2-2-2. 経済

(1) 概況

トルコは1960年代前半以降輸入代替を目的とした工業政策を強力に押し進め、1970年代には国内生産における経済成長は年率7%を記録した。しかしながら、その後の世界的な景気後退に伴う貿易収支の悪化や国営企業の赤字化等による財政赤字により経済は急激に悪化した。1980年以降はIMF・世銀の勧告に基づく「経済安定化プログラム」に従い、市場の自由化、外国資本の導入、輸出指向工業化を中心とする対外経済解放体制により経済再建を進めてきている。

1981年以降93年までは年平均5%台の高い成長を遂げた。部門別では、農業部門では早魃等によるマイナス成長の年もあるが、工業およびサービス部門は比較的安定した成長を示している。最近では、高成長に伴う経済問題（財政赤字、高インフレ、経常収支の赤字等）が大きくクローズアップされており、94年4月5日に政府は経済安定化プログラムを発表するに至った。

このプログラム実施の結果、経常収支が黒字化したほか、財政収支が改善、外貨準備も著しく増加したものの、民営化の遅れ、インフレ率の悪化、産業界はもとより国内需要の低迷が続き、94年は第二次世界大戦以降最低の成長率（▲6.1%）を記録するに至った。95年に入るとおよそ1年余りストップしていた海外資金調達も再開され、また、GNP成長率も第2四半期、第3四半期とも10%以上の高成長を記録するなど回復の度合いも強まった。結局95年は8.1%成長となったものの、秋口以降DYP-CHP連立内閣の崩壊、公共企業体のストライキなどが続き、政局の不安定が政府の経済運営に影響を及ぼしている。

なお、96年1月よりトルコEU関税同盟が発足し、トルコとEUとの経済的結びつきは今後ますます強まることとなる。

（出所：日本国大使館「トルコ共和国概況」）

(2) 財政赤字

国営企業の赤字、農業補助金等が財政赤字の主因であり、その改革のほか、地下経済の捕捉等のための税制改革の必要性が主張されている。また89年以降、それまで抑制されていた公務員、国営企業労働者の実質賃金が大幅に上昇したため、政府の人件費が財政の大きな負担となった。94年には、公務員給与の引上げ抑制、1回限りの特別税の賦課等が行われた結果、財政収支は改善し、94年の財政赤字は▲150兆リラに止まった。

95年は税収が予想以上に好調であったが、利払い費が嵩み、人件費、移転支出が膨らむなど財政赤字は▲316兆リラに拡大した。なお、人件費と利払い費の歳出に占める割合は

6割を超え、非常に硬直化した財政運営となっている。

近年における財政赤字の状況は次表のごとき状況である。

表2-2-2 財政赤字

(単位：10億TL、%)

	91年	92年	93年	94年	95年	96年計画
財政赤字	33,516	47,434	133,105	150,839	316,576	861,028
財政赤字/GNP	5.3	4.3	6.7	3.9	4.1	6.4

(出所：日本国大使館「トルコ共和国概況」)

(3) 高インフレ

高成長による景気の過熱からインフレが昂進し、特に88年以降60~70%のインフレが続いた。94年には、月間30%を超えるインフレを経験し、年末には卸売物価指数が149.6%、消費者物価指数が125.5%に達する最も高い水準となった。95年末には卸売物価指数が64.9%、消費者物価指数が78.9%と低下したが、依然として高水準にある。高インフレの原因は89年以降の賃金の上昇、農業補助金の上昇等による財政赤字にある。この削減がインフレ抑制の鍵である。

(出所：日本国大使館「トルコ共和国概況」)

消費者物価および卸売り物価の上昇率につき近年の月別推移および年別推移を次に掲げる。

表2-2-3 消費者物価(前年同月対比)上昇率(%)

月	1990	1991	1992	1993	1994	1995
1	60.0	62.0	78.5	59.8	69.6	130.6
2	59.5	63.5	77.8	58.2	73.0	130.0
3	62.8	62.3	78.7	58.0	73.6	127.7
4	63.5	62.1	74.0	59.0	107.4	94.3
5	63.6	62.5	69.9	65.0	117.8	82.4
6	62.6	64.9	65.8	67.2	115.8	84.4
7	56.3	68.6	65.8	73.1	109.3	86.5
8	54.8	71.0	65.5	71.2	108.0	89.9
9	59.3	66.9	67.7	68.2	111.1	91.3
10	60.3	66.5	69.2	67.2	116.3	88.3
11	61.3	66.8	68.6	69.6	119.7	83.8
12	69.4	71.1	66.0	71.1	125.5	78.9

[出所：国家統計庁]

表2-2-4 卸売物価（前年同月対比）上昇率（%）

月	1990	1991	1992	1993	1994	1995
1	58.2	48.8	69.0	52.7	60.6	156.8
2	59.7	49.7	69.0	52.7	68.0	149.8
3	60.5	50.7	68.1	53.3	74.0	144.3
4	56.1	55.1	63.0	54.0	125.3	91.2
5	51.8	57.2	59.5	57.3	138.6	78.4
6	49.1	57.1	57.7	60.3	137.6	77.3
7	44.2	57.9	57.1	65.2	128.8	80.0
8	46.8	58.3	57.3	63.6	126.5	80.3
9	51.4	56.3	60.1	60.0	129.6	79.2
10	54.1	54.6	63.3	57.0	136.9	75.1
11	52.1	56.3	62.7	61.0	137.0	71.6
12	48.6	59.2	61.4	60.3	149.6	64.9

表2-2-5 物価上昇率の推移

年	消費者物価 上昇率 %	卸売り物価 上昇率 %	年	消費者物価 上昇率 %	卸売り物価 上昇率 %
1939	2.0	4.8	1968	3.7	2.9
1940	9.6	22.7	1969	7.8	7.8
1941	19.7	40.7	1970	8.1	8.1
1942	68.0	92.1	1971	16.5	16.5
1943	44.1	74.0	1972	13.7	16.8
1944	2.7	- 22.8	1973	16.0	20.8
1945	3.6	- 54.1	1974	18.6	28.6
1946	- 1.0	4.4	1975	19.8	10.8
1947	- 1.5	4.8	1976	16.4	16.5
1948	2.4	3.2	1977	28.0	26.3
1949	8.1	6.9	1978	47.2	53.1
1950	- 4.4	- 9.7	1979	56.8	69.5
1951	0.2	9.2	1980	115.6	98.8
1952	5.1	0.2	1981	33.9	35.5
1953	3.8	1.9	1982	21.9	26.5
1954	9.5	11.2	1983	31.4	29.7
1955	12.2	10.8	1984	48.4	49.5
1956	9.9	16.4	1985	45.0	41.6
1957	11.9	18.3	1986	34.6	27.9
1958	15.8	17.2	1987	38.9	36.8
1959	24.4	21.5	1988	73.7	64.6
1960	5.2	3.4	1989	63.3	67.3
1961	1.6	1.6	1990	60.3	52.3
1962	3.4	4.3	1991	66.0	54.0
1963	7.9	4.0	1992	70.1	66.1
1964	1.2	0.1	1993	71.1	58.4
1965	5.8	6.8	1994	125.5	149.6
1966	5.7	6.0	1995	78.9	64.9
1967	8.3	6.1	1996		

(注) 各年12月における前年同月対比物価上昇率(%)
 【出所：国家統計庁】

(4) 国際収支

トルコの国際収支は、貿易赤字と対外債務の返済を観光収入、海外労働者の送金および海外における資金調達（証券発行）で賄いバランスを取る構造で推移してきた。89年の輸入関税の引下げ以後、輸入が伸び、貿易赤字は拡大し、93年は実質リラ高政策により輸出が伸び悩み、貿易赤字が大幅に拡大した。94年は経済プログラム発表後、為替の大幅切下げ、国内需要等が要因となり、輸入が大幅に減少するとともに輸出も増加し、貿易赤字が縮小した結果、経常収支は26.3億ドルの黒字となり最大の黒字を記録した。

一方資本収支については、経済状況の悪化を受け短期資本の流出超過が著しく、▲41.9億ドルと大幅な赤字となった。95年に入ると輸出は引き続き増加を示したものの、国内経済の回復やリラ高感等から輸入が大きく増加し、貿易赤字が拡大した結果、経常収支は▲23.3億ドルの赤字となった。

近年における国際収支の状況は次表のとおりである。

表2-2-6 国際収支

(単位：百万ドル、%)

	91年	92年	93年	94年	95年
輸出 (FOB)	13,667	14,891	15,611	18,390	21,975 (19.5)
輸入 (FOB)	21,007	23,082	29,771	22,606	35,187 (55.7)
貿易収支	△ 7,340	△ 8,191	△ 14,160	△ 4,216	△ 13,212 (213.4)
観光収入	2,654	3,639	3,959	4,321	4,957 (14.7)
労働者送金	2,819	3,008	2,919	2,627	3,327 (26.6)
公的移転収支	2,245	912	733	383	1,071 (179.6)
経常収支	258	△ 942	△ 6,434	2,631	△ 2,339 (-)
資本収支	△ 2,397	3,648	8,963	△ 4,194	4,722 (-)
直接投資 対	783	779	622	559	772 (38.1)
証券投資 対	648	2,411	3,917	1,158	1,724 (48.9)
その他長期資本	△ 808	△ 938	1,370	△ 784	△ 79 (-89.9)
(フレク 対)	△ 497	410	925	1,315	1,462 (11.2)
短期資本	△ 3,020	1,396	3,054	△ 5,127	2,305 (-)

(注) ()内は対前年同期比

【出所：日本国大使館「トルコ共和国概況」】

(5) 対外債務

95年末現在、対外債務残高は732億ドルとなっている。91年末の世銀データでは、トルコは世界で7番目の債務国となっている。近年、格付取得により公募債の発行が急増したが、94年には米国の格付機関が相次いでトルコの格付けを下げたこと等から、国際資本市場からの資金調達が困難となり、短期債務も著しく減少した。95年に入ると、経済の順調な回復を受け、政府は約1年ぶりの国際資本市場からの資金調達となるシンジケートローン契約やユーロ円債発行等を行ったほか、民間銀行も国際資本市場からの資金調達を再開している。

近年における債務残高は次表のとおりである。

表2-2-7 対外債務残高(年末)
(単位:百万ドル)

	91年末	92年末	93年末	94年末	95年末
長期債務	41,372	42,932	48,823	54,291	57,577
短期債務	9,117	12,660	18,533	11,310	15,701
合計	50,489	55,592	67,356	65,601	73,278

なお、外貨準備高は次表のごとき状況である。

表2-2-8 外貨準備高
(単位:百万ドル)

	91年	92年	93年	94年	95年	96年5月
金	1,493	1,494	1,488	1,410	1,383	1,383
中央銀行	4,918	6,116	6,213	7,112	12,384	15,188
民間銀行	5,842	7,644	10,061	7,997	10,590	9,195
合計	12,253	15,254	17,762	16,519	24,356	25,766

(出所:日本国大使館「トルコ共和国概況」)

(6) 対外貿易

近年における貿易は、各年輸出が150~220億ドル、輸入が230~350億ドル、貿易収支は40~140億ドルの入超となっている。

主要貿易相手国は以下の表のとおりであり、輸出・輸入ともドイツが第1位であり、近年、輸出は約15%、輸入は約23%で推移している。また、EU全体との貿易関係は緊密で輸出は約47%、輸入は約45%で推移しており、1996年1月からの関税同盟加盟によりその緊密化は一層深まることになろう。

表2-2-9 主要輸入先別輸入額(CIF)

(単位：百万ドル)

順位	国名	1992	1993	1994	1995 (シェア)
1	ドイツ	3,754	4,533	3,646	5,548 (15.54%)
2	米国	2,601	3,351	2,429	3,724 (10.43%)
3	イタリア	1,919	2,558	2,009	3,193 (8.94%)
4	ロシア	1,041	1,542	1,045	2,082 (5.83%)
5	フランス	1,351	1,951	1,458	1,996 (5.59%)
6	イギリス	1,187	1,546	1,170	1,830 (5.12%)
7	日本	1,113	1,621	968	1,400 (3.92%)
8	サウジアラビア	1,665	1,500	1,129	1,385 (3.88%)
9	オランダ	698	870	740	1,084 (3.04%)
10	ベルギー、ルクセンブルグ	551	683	532	912 (2.55%)
11	スイス	688	650	473	816 (2.29%)
12	イラン	365	667	692	689 (1.93%)
13	韓国	373	621	285	568 (1.59%)
.....					
	OECD	15,423	19,974	15,312	23,595 (66.08%)
	EU	10,657	13,873	10,915	16,860 (47.21%)
	中東諸国	2,648	2,798	2,529	2,688 (7.53%)
.....					
	合計	22,871	29,428	23,270	35,709 (100.0%)

(出所：国家統計庁「Statistical Yearbook of Turkey 1995」および
「Monthly Bulletin of Statistics 1996. IV」)

表2-2-10 主要輸出先別輸出額(FOB)

(単位：百万ドル)

順位	国名	1992	1993	1994	1995 (シェア)
1	ドイツ	3,660	3,654	3,934	5,036 (23.28%)
2	米国	865	986	1,520	1,513 (6.99%)
3	イタリア	943	750	1,034	1,457 (6.73%)
4	ロシア	442	505	820	1,238 (5.72%)
5	イギリス	796	835	889	1,135 (5.25%)
6	フランス	809	771	851	1,033 (4.77%)
7	オランダ	500	517	621	737 (3.41%)
8	サウジアラビア	486	652	609	470 (2.17%)
9	ベルギー、ルクセンブルグ	290	294	371	452 (2.09%)
10	イラン	455	290	250	268 (1.24%)
11	スイス	223	216	239	238 (1.10%)
.....					
	日本	162	158	187	180 (0.83%)
.....					
	OECD	9,346	9,057	10,758	13,223 (61.12%)
	EU	7,934	7,597	8,635	11,078 (51.02%)
	中東諸国	1,908	1,888	2,050	2,050 (9.48%)
.....					
	合計	14,715	15,345	18,106	21,636 (100.0%)

(出所：国家統計庁「Statistical Yearbook of Turkey 1995」および
「Monthly Bulletin of Statistics 1996. IV」)

(7) 国民所得

トルコの1994年の国内総生産（GDP）は、1,345億ドルで経済協力開発機構（OECD）加盟の25か国中17位であり、デンマークの次でノルウェー、フィンランド等よりも多い。その伸び率は、1991年 0.4%、1992年 6.4%、1993年 8.1%、1994年△ 6.1%、1995年 8.1%であった。

しかしながら、一人当たり国民所得（1994）について見るとトルコはOECD加盟国中最も貧しい。加盟国のうち所得の低い国との対比を見るとメキシコの55.2%、ギリシャの29.8%、ポルトガルの25.0%である。なお、日本はトルコの16.8倍という計算になるが、生活の基本である衣食住の諸価格について日本の異常な高値を考慮すれば、現地生活体験上の実感からは実質的にはせいぜい数倍程度であろうと推測される。

表2-2-11 各国のGDP（1994年）

国	人口(千人)	GDP(十億\$)	一人当たり所得(\$)
アメリカ	259,651	6,638.2	25,566
日本	125,044	4,651.1	37,196
ドイツ	81,840	2,041.5	31,007
フランス	57,955	1,318.9	22,757
イタリア	57,298	1,020.2	17,805
イギリス	57,657	1,013.6	17,580
カナダ	29,069	541.5	18,628
スペイン	39,179	480.3	12,259
メキシコ	92,943	373.6	4,020
オランダ	15,422	328.5	21,301
オーストラリア	17,834	318.4	17,854
スイス	7,002	259.6	37,075
ベルギー	9,980	226.7	22,715
オーストリア	8,094	195.6	24,166
スウェーデン	8,770	194.7	22,201
デンマーク	5,211	147.4	28,286
トルコ	60,576	134.5	2,220
ノルウェー	4,332	108.2	24,977
フィンランド	5,091	95.9	18,837
ポルトガル	9,860	87.5	8,874
ギリシャ	10,402	77.6	7,460
アイルランド	3,574	51.8	14,494
ニュー・ジーランド	3,477	50.9	14,639
ルクセンブルグ	370	13.6	36,757
アイスランド	260	6.1	23,462

(注) ドイツには旧東ドイツを含まない。
 {出所: Millityet 新聞(1995.3.24)}

(8) 賃金

1) 最低賃金

労働法(1971年9月1日付法律1,475号)第33条により少なくとも2年ごとに最低賃金委員会(政府、労働組合、経営者の代表により構成)を通じ労働省により決定され、官報の公布により実施されると規定されている。実際的には毎年1回改定されており、インフレ率等を勘案して決定されるものであるが、年1回の調整であるから高インフレ下では目減りが大きい。

近年においては、通常8月1日から新賃金が適用されているが、1995年は最低賃金委員会での合意が遅延したため9月1日からの適用となった。1996年8月改定の最低賃金(Asgari cret)は次のとおりである。

	グロス額	ネット額
一般(16才以上)	17,010,000 TL	11,080,000 TL
年少者(16才未満)	14,400,000	9,452,000

単純労働者、特に農場における日雇い労働者の賃金については最低賃金が目安となる。近年の最低賃金(一般)グロス額の状況は次表のとおりである。最低賃金のレベルおよび始期と終期との落差につき目安を得るため当該時におけるTL/\$換算レートにより米ドル相当額を試算した。

表2-2-12 最低賃金(一般)グロス額の推移

年月日	最低賃金額 (TL)	アップ率 (%)	インフレ率 (%)	ドル相当額(\$) 始期 ~ 終期
1988.7.1	126,000	69.7	75.4	91 ~ 57
1989.8.1	225,000	78.6	64.3	105 ~ 85
1990.8.1	414,000	84.0	56.3	155 ~ 94
1991.8.1	801,000	93.5	68.6	181 ~ 113
1992.8.1	1,449,000	80.9	65.8	205 ~ 125
1993.8.1	2,497,500	72.4	73.1	216 ~ 80
1994.8.1	4,173,750	67.1	109.3	135 ~ 93
1995.9.1	8,460,000	102.7	89.9	177 ~ 102
1996.8.1	17,010,000	101.1		205 ~

【出所：Milliyet新聞に一部加筆】

賃金(グロス額)から社会保険料や所得税等が控除されることは、最低賃金で就労している場合も同様であり、通常の控除額およびネット額は次の如きものとなる。

1995.1.1.における税、保険料等の控除

a. 最低賃銀グロス額	4,173,750 TL	
b. 控除額		
社会保険掛け金		584,325 TL
所得税		651,488
印紙税		20,034
強制貯蓄		83,475
計	1,339,322 TL	
c. 割合(b/a)		32.1%
d. 最低賃金ネット額	2,834,428 TL	

【出所：Milliyet新聞(1995.5.15)】

2) 賃金一般

各分野・業種や職務についての賃金の実態を把握するのは容易ではない。企業各社の賃金体系・賃金水準の相違、特に基本給および諸手当の支給に加え、勤務先・勤務地・職務によっては住宅・車・食料品などの無料ないし低廉料金での提供もあり得るのでその点も

勘案する必要がある。また、高インフレ状況下においては（民間企業では）複数回の賃金改定を行うのが一般的なので、現地通貨建て給与の場合改定の前後では大きな差が生じることとなる。

賃金の国際比較については、当該国の社会制度、生活環境、物価水準および適用する為替レートを十分に考慮する必要があるが、ここでは一応の目安を得る材料としての事例を次に記す。

a) トルコ産業界の時間給賃金

トルコ産業界の賃金（時間給）については、やや古いデータであるが、エコノミストの Mustafa S nmez氏の調査結果として1993年9月から1994年9月に次表のごとく名目賃金は53%増額したものの、実質賃金は50%低下し、外国投資がより魅力あるものとなったと報道された。

分 野	1993年9月		1994年9月		ドル額で の変化 %
	TL	\$	TL	\$	
製造業	32,900	2.77	49,100	1.44	51.9
食品	30,200	2.54	44,100	1.29	50.7
織物	22,100	1.85	33,200	0.97	52.4
木材	28,200	2.37	37,900	1.11	46.8
紙	36,100	3.03	53,200	1.56	51.4
化学	47,100	3.96	88,700	2.61	65.9
金属	45,200	3.81	63,900	1.88	49.3
金属製品	38,100	3.21	52,800	1.55	48.2
その他	24,800	2.09	37,200	1.09	52.1

なお、同氏は1994年の各国の賃金（時間給）について、ドイツ 25ドル、日本 19ドル、米国 16ドル、韓国 5ドル、ブラジル 2.7ドル、メキシコ 2.4ドル、ポーランド 1.4ドル、ハンガリー 1.2ドル、中国・インド 0.5ドルであると述べた。

（出所：Turkish Daily News 1995.04.12.）

b) 公務員の給与

エルバカン首相は就任早々(1996.07.09)公務員の給与を50%引上げる旨決定した。公務員の給与はトルコにおいては相対的にも低額であるが、その内容を例示すれば次表のとおりである。また、歴代内閣が実施してきた公務員の給与アップ率も参考までに掲げる。

表2-2-13 公務員職務別月額給与ネット額

単位：TL、(\$)、%

職 務	等級号俸	96年1月	96年7月	増額率
次官	1/4	52,720,000 (891)	79,329,000 (963)	50.5
局長	1/4	43,223,000 (730)	65,044,000 (789)	50.5
部長	1/1	33,046,000 (558)	49,730,000 (603)	50.5
課長(大卒)	1/4	25,856,000 (437)	38,915,000 (472)	50.5
係長	4/1	15,766,000 (266)	23,734,000 (288)	50.5
一般職員	9/1	12,801,000 (216)	19,276,000 (234)	50.5
補助職員	15/1	12,203,000 (206)	18,375,000 (223)	50.5
教師	1/4	21,026,000 (355)	31,647,000 (384)	50.5
県知事	1/4	59,007,000 (997)	88,789,000 (1,077)	50.5
郡長	1/4	45,004,000 (760)	67,720,000 (822)	50.5
一級裁判官	1/4	58,720,000 (992)	88,367,000 (1,072)	50.5
裁判官	8/1	28,347,000 (479)	42,705,000 (518)	50.5
警察署長	2/6	26,323,000 (445)	36,619,000 (444)	50.5
警官	11/1	19,425,000 (328)	29,238,000 (355)	50.5
検査官	1/4	38,397,000 (649)	57,782,000 (701)	50.5
医師	1/4	28,844,000 (487)	43,410,000 (527)	50.5
看護婦	12/3	16,042,000 (271)	24,149,000 (293)	50.5
現場技師	1/4	28,720,000 (485)	43,225,000 (525)	50.5
現場技能者	12/3	15,129,000 (256)	22,776,000 (276)	50.5
教授	1/4	47,805,000 (808)	71,936,000 (873)	50.5
研究者	7/1	21,521,000 (364)	32,392,000 (393)	50.5
イ>A説教指導者	3/8	15,432,000 (261)	23,232,000 (282)	50.5
イ>A説教指導者	12/3	13,207,000 (223)	19,885,000 (241)	50.6
総司令官	1/4	104,705,000 (1,769)	157,508,000 (1,911)	50.4
陸軍準将	1/4	54,227,000 (916)	81,567,000 (990)	50.4
陸軍大佐	1/4	49,863,000 (842)	75,005,000 (910)	50.4
陸軍少尉	8/1	25,500,000 (431)	38,349,000 (465)	50.4
下士官	10/1	18,990,000 (321)	28,557,000 (347)	50.4
弁護士	9/3	22,574,000 (381)	33,975,000 (412)	50.5

(注1) 上記の給与ネット額とは、給与支給総額から社会保険料、所得税等を控除した手取り額である。控除される項目および率/額については平6報告書の76~77ページ参照。

(注2) 一応の目安を得るため96.01.11. および 96.07.11.の換算レートを使用してドル換算額を算出し、()に記入した。

[出所：財務省資料(96.7.11 Ha rriyet紙に掲載)に一部加筆]

表2-2-14 公務員給与アップ率

年	給与アップ率	内閣
1983	26.5 %	オザル
1984	33.0	オザル
1985	44.1	オザル
1986	36.8	オザル
1987	44.3	オザル
1988	59.9	オザル
1989	107.4	オザル - アクブルト
1990	84.4	デミレル
1991	77.9	デミレル
1992	93.5	デミレル
1993	69.6	デミレル - チルレル
1994	60.0	チルレル
1995	57.2	チルレル
1996 ※	29.0	チルレル - コルマズ
1996 ※※	50.4	エルバカン

(注) ※印：第1回目（1月）、※※印：第2回目（7月）
 【出所：Milliyet新聞(1996.07.10.)】

当プロジェクトのC/P機関であるTIGENのチュクロヴァ農場勤務者についてみると、本部採用の正規職員（Memur、勤務地移動の対象となる）と現場採用の雇員（～i、事務補助員・運転手・圃場労働者などで本人が希望しなければ転勤はない）とに大別される。正規職員の給与は公務員として前表の如き改定率に止めおかれているが、雇員は強力な労働組合の傘下であり、労使の賃金交渉の結果として公務員の給与改定率を上回る増額を獲得してきている。したがって、農業技師よりも圃場労働者の方が賃金が高いという現象が生じている。

(9) 通貨および外貨交換

1) 通貨

トルコの通貨単位はトルコ・リラ（Turkish Lira）であり、TLと略記する。

通貨の種類は、1,000、2,500、5,000、10,000、25,000リラの硬貨および10,000、20,000、50,000、100,000、250,000、500,000、1,000,000の紙幣である。

原則的にはリラ価値表示でリラ支払いであるが、高インフレ下でもあり商品や役務あるいは観光地や顧客（外国人）によっては外貨（米ドルまたはドイツ・マルク）表示で外貨またはリラ貸（支払時の為替レートによる）払いとなることがある。

【備考】国内取引であっても外貨建て契約については禁止されていない。

賃金の支払いは法定通貨（トルコ・リラ）によりなされることと規定されている（労働法）が、外貨による支払いも実際上問題はない。

商品やサービス等への支払を外貨で行っても正式領収書の表示額はリラ貸表記とするのが一般的である。

2) 外貨交換

為替レートは、1985年7月以降各銀行が市場の実勢（および多額取扱の顧客）に応じて

自由に相場を決定できる変動相場制を取っている。

トルコ中央銀行は毎日（営業日）次表の如く外貨別基準為替レートを公表し、トルコ語主要新聞は同銀行発表の前営業日の為替レートを毎日掲載している。

トルコにおいては、誰でも自由に銀行に外貨口座（一般的には米ドルまたはドイツ・マルク）を持つことができる。外貨口座入金後一定の期間（1カ月）経過前の外貨現金引出しについて若干のチャージを徴収する銀行があるものの外貨送金および外貨現金化は（多額でなければ）容易である。また、売り・買いのレート差は0.5～1.1%程度で僅少である。

表2-2-15 中央銀行外国為替相場

1996年4月1日（月曜日）

種 類	DÖVİZ		EFEKTİF	
	ALİŞ	SATIŞ	ALİŞ	SATIŞ
1 アメリカ・ドル	70,971	71,328	70,758	71,542
1 ドイツ・マルク	47,915	48,156	47,770	48,300
1 オーストラリア・ドル	55,648	55,928	54,813	56,096
1 オーストリア・シリング	6,817	6,851	6,783	6,872
1 ベルギー・フラン	2,332	2,344	2,320	2,351
1 デンマーク・クローネ	12,419	12,481	12,357	12,518
1 フィンランド・マルカ	15,336	15,413	15,183	15,459
1 フランス・フラン	14,069	14,140	14,027	14,182
1 オランダ・フローリン	42,821	43,036	42,393	43,165
1 スペイン・ペセタ	564	573	550	583
1 スウェーデン・クローナ	10,674	10,728	10,621	10,760
1 スイス・フラン	59,450	59,749	59,272	59,928
100 イタリア・リラ	4,527	4,550	4,482	4,564
1 日本・円	657	664	642	673
1 カナダ・ドル	52,323	52,586	51,800	52,744
1 クウェート・ディナール	237,244	238,436	232,499	239,151
1 ノルウェー・クローネ	11,049	11,105	10,994	11,138
1 イギリス・ポンド	108,352	108,896	108,027	109,223
1 サウディアラビア・リヤル	18,826	19,021	18,642	19,078

(注) DÖVİZ : 外国為替 (送金等)、EFEKTİF : 現金、ALİŞ : 買い (対顧客)、SATIŞ : 売り (対顧客)、単位 : トルコ・リラ

また、トルコの主要都市には多数の両替 (DÖVİZ、KAMBIYO、EXCHANGE) の店があり、外貨 (一般的には米ドルおよびドイツ・マルク) 交換は容易である。

自由市場 (SERBEST DÖVİZ) での一般的なレート (実際には都市、店舗、顧客等によっても若干異なる) についても毎日の新聞に掲載されているので以下に例示する。なお、自由レートは、公定レートと大きな乖離はなく、むしろ低値 (買いレート) / 高値 (売りレート) の場合がある。

表 2-2-16 自由市場為替相場
(1996年4月1日)

種 類	ALIS	SATIS
1 アメリカ・ドル	71,200	71,500
1 ドイツ・マルク	48,050	48,350
1 スイス・フラン	59,250	59,700
1 フランス・フラン	14,025	14,125
1 オランダ・フローリン	42,700	43,100
1 イギリス・ポンド	108,100	109,000
100 イタリア・リラ	4,480	4,550

(出所：以上いずれも1996.4.2. トルコ語新聞「Hurriyet」)

外国為替相場 (TL/\$) の推移詳細は付属 7. に記載したが、近年の概況は次のとおりである。

年月日	TL/\$	指数
1989. 4. 1.	2,031.37	100.0
10. 1.	2,236.52	110.1
1990. 4. 1.	2,484.02	122.3
10. 1.	2,733.52	134.6
1991. 4. 1.	3,700.58	182.2
10. 1.	4,693.59	231.1
1992. 4. 1.	6,253.47	307.8
10. 1.	7,261.45	357.5
1993. 4. 1.	9,414.13	463.4
10. 1.	12,173.60	599.3
1994. 4. 1.	22,290.33	1,097.3
10. 1.	34,016.83	1,674.6
1995. 4. 1.	41,726.00	2,054.1
10. 1.	48,883.00	2,406.4
1996. 4. 1.	70,574.00	3,474.2

【備考 1】

トルコにおいて営業している銀行は、中央銀行 1、商業銀行 55 (うち国営 13、外国系現地法人 9、外国銀行支店 11 を含む) および開発・投資銀行 13 (外国系現地法人 3 を含む) の合計 69 行である。(1995 年末)

トルコにおける 5 大銀行 (資産面、1994 年末) は次のとおり。

国立農業銀行	356 兆リラ
イシュ銀行	191
エムラク銀行	173
ハルク銀行	144
ヤブ・クレディ銀行	139

外国銀行はオスマン帝国時代からトルコにおいて営業している。仏英オットマン銀行 (オスマン銀行) は 1863 年トルコの中央銀行として設置された。独逸 Unie 銀行は 1921 年開設され、伊資本のローマ銀行はオスマン時代から営業している。外国銀行の殆どは外国貿易やプロジェクト投資へのファイナンスを行う大口金融機関である。外国銀行がトルコにおいて支店開設を認められる必要条件是当該銀行所属国においてトルコの銀行が営業を認められるという互惠主義である。

Citibankおよび American Express は1981年に開設された。American Express は1985年にトルコ最大の財閥 Koç Holding Companyとジョイント・ベンチャー (Koç-American銀行) を形成した。

日本の銀行としては㈱さくら銀行の現地法人 Türk Sakura Bank A.Ş. (トルコ さくら銀行) がイスタンブルにて営業しているほか、㈱東京三菱銀行および㈱住友銀行がイスタンブルに駐在員事務所を設置している。

〔備考2〕

トルコの銀行の預金金利は、銀行により、また通貨(リラ、ドル、マルク)により相当の差があるので参考までに別表を掲載する。

表2-2-17 銀行預金利率 (1996.04.01)

単位：%/年

銀行名	1ヵ月	3ヵ月			6ヵ月			1年		
	TL	TL	\$	DM	TL	\$	DM	TL	\$	DM
Akbank	80	85	4	4	90	5	4.25	95	6	4.5
Alternatifbank	75	80	8	7	85	8.25	7.25	90	8.5	7.5
Bank Ekspres	80	85	4	3.5	90	5	4.5	90	6	5.5
Bank Kapital	87	94	7.5	7	95	8	7	99	8	7
Demirbank	80	85	6.75	5.75	90	7	6	95	7.25	6
Derbank	90	97	9	9	70	9.5	9.5	80	13	13
Disbank	84	88	2.5	4	90	3.5	5	95	4	5.5
Egebank	86	91	9	8.5	94	10	9.5	100	11	10.5
Emlak Bankasi	69	76	3.5	4.5	50	4	5	88	4.5	6
Esbank	85	90	6	5	92	7	6	95	7	6
Etibank	90	95	3	2	97	5	4	100	7	6
Finansbank	82	90	6.5	5	95	7	6	95	7.5	6.75
Garanti Bankasi	81	85	4	4	90	5	4.5	95	5.5	5
Garanti Yatirim	65	72	6	4.75	80	6.25	4.75	85	6.25	4.75
Halkbank	69	76	5.5	5.5	82	6.25	6.5	89	7	7
Iktisat Bankasi	85	89	7	6	95	7.5	7	100	8	7.5
Interbank	85	90	7.5	6	92	8	6.5	95	8.5	7
Is Bankas	80	85	2	4.5	90	3.5	5	85	4	5.5
Kentbank	86	91	7.5	6.5	96	8	7	98	9	8
Kocbank	75	93	5.5	3.5	96	6	4.5	101	6.5	5
Korfezbank	54	70	3.1	5.2	73	4.3	6.4	T+10	5.1	7.1
Osmanli Bankasi	80	85	4	4	90	5	4.5	95	5.5	5
Pamukbank	80	85	6	5.75	90	6.75	6.5	95	7.25	7
Sumerbank	86	93	8	7	96	8.5	8.5	100	9.5	10
Sekerbank	87	92	2.75	5.25	95	3.25	6.5	98	3.75	7.25
Tarisbank	81	86	5	5.5	91	7	8.5	95	9	7.25
TEB	82	87	5.75	5	96	6.25	5.5	98	6.75	5.75
Tekstilbank	90	95	6	5	98	7	6	100	8	7
Turkbank	82	87	7	6	90	7.5	6.5	95	12	7.5
Tutunbank	85	90	8	6	95	8.5	6.75	97	9	7.25
Turkish Bank	85	90	6.5	5	95	7	5	95	7	5
Toprakbank	82	87	5	4.5	93	5.5	5	95	6	6.5
Vakiflar Bankasi	74	77	4	5	84	4.5	5.5	88	5	6
Yapi Kredi Bankasi	80	85	5	5	90	6	5.5	85	6.6	5.75
Yurtbank	88	96	8	8.5	98	10	11	110	12	12
Ziraat Bankasi	69	76	2	5	82	2.5	6.5	89	3	7

(注) TL: トルコ・リラ、\$: アメリカ・ドル、DM: ドイツ・マルク

【出所: トルコ語新聞「Sabah」(1996.04.02)】

2-2-3. 外国投資

(1) 投資受入状況

経済発展のためには外国資本の流入が重要であることは明瞭であり、トルコ政府は1950年代以降そのための施策を講じてきたが、外国投資が本格化したのは1980年より実施された「経済安定化プログラム」の一環として制定された「外国資本認可施行令」以来であり、さらに1983年に民政移管が実施され政情が安定してきた1980年代後半以降のことである。1954年から1976年の期間の直接外国投資は228百万米ドルにすぎなかったが、投資法の改正、各種優遇措置の整備、手続きの簡素化（外国投資局のみによる処理）により1980年から1983年の4年間で705百万米ドルの投資があった。

さらに1986年以降の関係法令の改正（サービス部門への外資の開放、内国資本51%以上という制限の撤廃、投資インセンティブの改正等）により増加の傾向にある。

最近の投資状況についてみると、外資認可状況（1990年～95年4月末）は次表のとおりである。

表2-2-18 外資認可の推移（1995年4月末時点）
（単位：件数、百万円）

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
認可企業数	944	940	1,081	1,120	1,089	388
認可額	1,861	1,967	1,820	2,271	1,485	682
認可累計額	6,652	8,619	10,439	12,710	14,195	14,878

（出所）日本貿易振興会作成資料（1995.10.2）

現在外国資本により各種部門で営業している企業は2,800社を超えている。工業生産のほぼ15%は外国資本の企業により生産されている。大投資家の中には、日本のトヨタ、米国のGM、Philip Morris、Reynolds、General Dynamics、Hilton、Sheraton、Hyatt Regency、フランスのCement Francaise、Total、Renault、ドイツのSiemens、AEG、MercedesおよびイタリアのPirelli、Fiatのような世界的に有名な名前が見いだされる。

主な投資国は表2-2-19のとおりである。

日本企業のトルコへの投資が活発化するのには、トルコの政情に落ち着きに戻る1980年代後半のことである。

三井銀行（当時）は米国ケミカル銀行、現地のエンカ社と合併でケミカル三井銀行の設立許可取得（1984）、営業を開始（1985）した。現在はトルコさくら銀行として営業している。いすゞ自動車は現地アナドール社、伊藤忠商事と合併でトラック生産に進出（1986）、カゴメと現地TAT社とのトマト加工プロジェクト（1987）、ブリジストンと現地財閥サバンジ・グループとによるタイヤ製造（1988）、トヨタ自動車のサバンジ・グループ、三井物産との合併による乗用車生産決定（1990）、YKK吉田工業のフアスナー製造進出（1991）等がある。

これら製造業のほか、東京海上火災、日本火災海上、大正海上火災などの損保会社が相次いで進出を決めた（1988～1991）。また、第一園芸、三井不動産、三井物産により切り花生産のエーグ・ブランテック花卉園芸会社が設立（1992）され、対日輸出用のカーネーション、バラ、リモニュームの試験栽培が開始された（1993）。

（備考）エーグ・ブランテック社の試験栽培については国際協力事業団による試験的事

業のための融資が行われた。

表 2-2-19 国別投資残高 (1994年末)
(単位: 百万円)

国名	企業数	外資投資額	総資本額	A
オランダ	143	6,789,026	9,560,912	71.0
ドイツ	502	3,365,376	7,362,371	45.7
フランス	147	4,873,267	6,181,248	78.8
スイス	152	2,706,840	5,891,675	45.9
米国	210	3,558,489	7,319,731	48.6
英国	201	1,521,629	3,346,666	45.5
イタリア	114	1,646,761	3,148,166	52.3
イラン	207	150,141	185,812	80.8
シリア	102	63,533	118,653	53.5
サウジアラビア	60	702,981	1,805,143	38.9
オーストリア	52	121,118	201,061	60.2
ロシア	45	55,436	107,192	51.7
レバノン	44	58,360	70,397	82.9
日本	39	2,529,169	4,932,756	51.3
その他	812	4,782,192	12,218,181	39.1
合計	2,830	32,924,318	62,449,964	52.7

(注) A: 資本額に占める外資の比率 (%)
(出所) 日本貿易振興会作成資料 (1995.10.2)

現在トルコに進出している日本企業 (現地法人、支店、駐在員事務所等) は付属 3. の如きものである。

(2) 投資の機会

イスタンブール商業会議所作成の資料 (1994年12号) 「Foreign Capital Investment Regulations」では「トルコへの投資」の宣伝として次の如く記述している。

トルコ経済は1980年代半ばにおいてブームを経験し、1992年にはGNP 5.4%、1993年には7.3%とOECD地域においては今日最も経済的に急成長を遂げている。輸出は、1983年の57億ドルから1993年の150億ドルへと継続的な拡大となっており、工業製品が全体の約80%を占めるに至っている。ECはトルコの最大の貿易パートナーであり、輸出の50%強、輸入の40%を占めている。

1992年の国際準備高は160億ドルとなっている。

織物産業は輸出により得られる外貨の約25%を占めている。その他の産業分野としてはアグリビジネス、食品加工、自動車、電気・電子器具、化学、機械が主たるものである。これらの産業と観光業は外国からの直接投資として有望な分野である。

トルコには、比較的到低コスト・高生産性・高信頼性の手先の利く・技術的な労働力がある。トルコの労働プールの強さの一つはその規模と若さである。即ち約6千万人の人口があり、総人口の50%は21才以下であり、殆ど全ての分野において「買い手」市場となっている。

発展した公益事業と輸送設備、良く設定された通信網と組織された工業団地が新しい事業に誘引的環境を提供している。

トルコでは5つのフリーゾーン (メルシン、アンクリヤ、エーグ、イスタンブールおよび

トラブゾン)が機能しており、更に4つが計画されている。これらの地帯では500以上の会社が倉庫、展示、包装、貿易、銀行、保険、組み立て、分解等種々の活動を展開している。トルコのフリーゾーンは完全に無税であり、そこに設置された会社はその国籍如何に拘らず同じ取扱を受ける。

トルコは、ECの準加盟国として、その工業生産物の全てを如何なる関税障壁もなしに最も発展している商業市場に輸出することが出来る。ECの12の加盟国には320百万人の消費者市場がある。

トルコは欧州自由貿易連合(EFTA)との自由貿易協定に最近署名した。この協定によりEFTA諸国へのトルコの工業生産物輸出に関する関税障壁は1992年に撤廃された。さらに農業生産物および織物に係る関税は1996年までに徐々に取り除かれよう。かくしてEFTAの7つの加盟国にトルコが加わることにより欧州に350百万人以上の消費者を持ち、19の国により構成される利益のある市場が出来上がる。

湾岸危機以後、世界中の企業がクウェートにより与えられる巨大建設契約の分け前に預かろうと試みた。イラクは湾岸危機の間に国連により課せられた通商禁止の解除を待ち、荒廃した国土の再建に取り組む見込みである。レバノンも長年にわたる国内戦争の後再建プログラムを開始した。中近東諸国とのトルコの歴史的な絆、同地域への地理的接近およびこれら市場についての知識が、今や再び重要な役割を演じることになる。

トルコは、新しい投資にとって良い現場であることに加え、世界のいずこでも入手し得る若干の最善可能な投資機会を提供している。資源・市場調査の分析に基づき、トルコにおいて潜在力のある投資分野は次のごときのものであろう。

1) 農業関連産業

トルコは、食料および織物産物を自給でき、かつこれら生産物の主要な輸出国でもあるという世界の中でも数少ない国の一つである。土壌、気候、労働力および国内・国際市場への接近の関係からトルコの農業成長潜在力を考慮すれば、トルコは正当な技術、管理および資本の使用により中長期に供給者となることができる。

種子生産、総合的な食肉産業、家禽・魚類養殖は近隣の中東、独立国家連合(CIS)および東欧諸国において準備のある市場を見出すことが出来る。

巨大な地域にわたり灌漑による肥沃な土地での農場経営が展望される南東アナトリア・プロジェクト(GAPプロジェクト)の進展と共に、食料作物、果樹、ワク生産のための新しい農業投資が実行可能となろう。

2) 鉱業

(省略)

3) 観光事業

トルコは7千年以上に及ぶ人類史の数多くの文明の現場であった。そしてトルコのヒッタイト、グレコ・ローマン、セルジュク、オットマン等の遺産を反映する多数の歴史的な現場が残されている。またトルコには、地中海とエーゲ海に沿って4,000 km以上の未開発の自然な海岸線があり、それは観光事業のパラダイスと信じられている。観光事業の推進と投資のための新しい法令がリゾート村、ホテル、モーテル、外国人所有者のための私的住宅ならびにその他スキー場や温泉設備のような娯楽、スポーツ、リハビリ・センター

の開発のための法的基礎を提供している。

観光リゾート施設に加え、大都市への増大するビジネス旅行客の宿泊のためにチェーン・ホテルやモーテルが必要となっている。

4) 製造業

トルコは正当な工学と組織とにより大量生産が利用し得る製造業分野において良いベースがある。自動車や航空機製造分野における最近の開発は部品や成分供給のための投資機会の新しい領域を創造している。この分野において可能性のある特殊なものを例示すれば次のとおりである。

a) 建設機材

(省略)

b) 電子産業

(省略)

c) 衣料産業

(省略)

(3) 外資政策

外国投資局1993年5月作成資料「INVESTING IN TURKEY」によれば次の如く記述している。

トルコの外国投資政策は次の基本的事項を含む幅広い領域をカバーしている。

1) 外国資本の保証

外国資本の奨励に関する法律は、外国資本に対し内国資本と同一の権利と義務を提供し、利潤・料金・ロイヤリティーの移転および清算や売却の場合には資本の本国送金を保証している。

上記の投資法による保証のほか、トルコは次に掲げる如き二国間および多国間の協定や組織の当事者として外国資本に対し良く保証された環境を提供している。

a) OECD規定

トルコは1986年に資本の移転および貿易外取引の自由化規定への減損免除を撤回した、その点で資本の移転および貿易外取引に関する措置が広範囲に自由化された。

b) 投資促進および保証協定

1985年以来トルコは投資促進および保証に関する互惠協定の交渉を種々の国と行って

おり、19カ国との協定が成立している。

(注) 日本との協定は1992年2月調印、1992年11月批准、1993年3月施行された。

c) 二重課税防止

トルコは幾つかの国(20カ国)と二重課税防止協定を締結しており、さらにその他の多くの国と交渉を継続している。

(注) 日本との二重課税防止協定は1993年3月調印、1994年12月末批准、1995年1月1日施行された。

d) 紛争の解決と投資保証

トルコは1987年ICSID(投資紛争解決国際センター)およびMIGA(多国籍投資保証機関)協定に署名し、批准した。

2) 活動分野

トルコの民間セクターに開放されている全ての分野は、外国の参加および投資に対しても開放されている。

3) 参加比率

外国株主の出資比率の制限はない。

(注) 1986年3月出資規制が撤廃された。

なお、1億5000万ドルまでの投資については外国投資局が許可権限を持つが、1億5000万ドルを超える投資については、同局において予備審査の後、閣僚評議会の認可を必要とする。

4) 外国人の雇用

派遣社員をマネージャーおよび技術スタッフとして任命することに制限はない。

なお、石油産業のみは外国人派遣社員との関連で雇用トルコ人の外国(当該国または第3国)での研修を義務づけている。

5) 迅速な事務処理

政府はこれらの措置を効率的に実施するために総理府財務・貿易庁(UTFT)内に外国投資局(GDFI)を設置した。外国投資局は次の事項を担当する。

- ・ トルコにおける投資機会を進展させるため外国投資家を助け、指導する。
- ・ 外国投資の申請を受理して処理し、ならびに投資インセンティブを認可する。

- ・ 合併企業のライセンス、ロイヤリティー、経営協定および外国信用を審査し認可する。
- ・ 派遣社員の労働許可を審査し、認可する。
- ・ 二国間の投資促進・保護協定につき交渉する。
- ・ ビルド・オペレーション・トランスファー（BOT）プロジェクトを調整する。
- ・ 輸出向け直接投資および海外建設サービスの申請がある場合審査処理し、インセンティブを認可する。

（注1）全ての外資導入の窓口となる外資局は、当初総理府国家計画庁に設置されたが、総理府財務貿易庁を経て、財務貿易庁分離の後、現在は総理府財務庁に所属している。

（注2）BOTとは、プラント輸出において輸出企業が資金調達、建設から現地での管理運営までを行うだけでなく、その利益で代金を回収し、一定期間後にプラントを売り渡す方式。電源開発などの企業連合がトルコとの間で進めた石炭火力発電所がその代表例で、オザル（トルコの前大統領の姓）方式とも呼ばれる。

（4）奨励策（インセンティブ）

トルコにおける外国投資奨励策としては基本的には次の2つに大別される。

- ・ 投資インセンティブ
- ・ 輸出インセンティブ

1) 投資インセンティブ

a) 一般的枠組み

一般的プロジェクトは、その投資プロジェクトが奨励総括表（後述）にある分野であり、インセンティブを受けるための次表の一般的な要件を満たすのであれば、そのフィジビリティ、科学技術的進展、競争力によって評価される。

b) 地域的優先

トルコは、発展の水準により4つの地域の分類され、その地域に相応する異なるインセンティブが付与される。即ち、第1優先地域、第2優先地域、一般地域および既開発地域である。（後述の地域明細参照）

優先開発地域は、殆どがトルコの中央および東部地域にある。一般地域は中央および西部地域にあり、既開発地域はイスタンブル、アンカラ、イズミル、コジャエリ、アダナおよびブルサの如き大都市およびその周辺である。

c) 投資額

投資プロジェクトが投資インセンティブの適用を受けるためには、その最低価額として考慮されるのは一般的に50億TL（約50万米ドル）である。環境公害の防止、調査および開

発投資を目的とする投資ならびに financial leasing firmsによる投資に対しては、要求される額は 250百万TLである。

優先開発地域、フリーゾーンおよび観光、既製服、ソフトウェア開発の如き部門への投資ならびに投資の同一性を変更せずかつ当初能力の 100%を超えない増大である全ての拡大投資については、所要の価額は10億TLである。

d) ローン/自己資本 割合

投資インセンティブの恩恵を受け得る投資の金融のための最低自己資本要件は、第1優先地域では30%、第2優先地域では40%、一般地域では50%、既開発地域では60%である。地域分類での例外として船・ヨットの建造および船の輸入については15%、家屋プロジェクトおよび新規総合印刷・出版のための投資には30%ならびにリース会社による投資には10%である。外国信用を使用する投資についてはローン/自己資本比率は85%となる。この制約は、輸出のために建造される船およびBOT方式により実施されるインフラストラクチャー・プロジェクトには適用されない。

投資総額が 75 百億TLを超える全ての投資は、その分野や地域に拘らず「大型プロジェクト」として分類され、奨励策について非常に有利な恩恵を受けることとなる。

2) 主要な投資インセンティブ

閣僚評議会により設定されるインセンティブは、プロジェクトの分野、地理的位置および輸出潜在力にかなり依存するものではあるが、「インセンティブ証明」を所持する投資に適用される主要なインセンティブは要約次の如きものである。

a) 関税免除

a. 機械・器具

殆ど全ての機械・器具（資本財）は、関税を免除される。しかしながら、そのうちの或ものは5%ないし 20%の課徴金（fund）支払の対象となる。優先開発地域や優先分野にて実施される投資の機械・器具の輸入は5%の課徴金が課せられる機械・器具（建築材料を除く）には課徴金の支払が免除される。

投資証明に関し、その輸入さるべき機械・器具がU T F Tにより認可されている場合における航空機、ヘリコプターおよび船舶ならびに完全な工場の輸入は別として、中古の機械・器具の輸入には優先権を与えられない。

b. 原料・半製品・スペアパーツ

総固定投資額が 200億TLを超える完全に新規の投資ならびに原料および半製品の総額の経費が全輸入額の20%を超えず機械・器具が国内で供給される場合には、10%の積立金を最高3カ月積み立てる。

(その他省略)

b) 投資的風措置

これはインセンティブ証明を所持する投資に対し適用される法人税の免除のことである。投資的措置の割合は、投資の位置、分野および投資額により総固定資産投資額の30%~100%の間で様々である。例えば、100%の割合を認められた投資家は総固定投資額（土地およびある種の経費を除く）を取り戻すまで法人税を免除される。

投資的措置の割合	
投資の特質	投資的措置の割合
既開発地域への投資 (イスタンブルとコジャエリの両県内およびアンカラ、イズミル、ブルサとアダナの各市内の全域)	30 %
一般地域への投資	40
農業投資	40
第2優先開発地域への投資	60
第1優先開発地域への投資	100
特定の産業において株式資本 (capital-stock) 会社や協同組合による投資	100
魚類養殖および孵卵場への投資	100
株式資本会社、協同組合、ジョイントベンチャーによりなされる科学的調査および開発投資	100

c) 助成信用

a. 融資額

政府財源から供与されるこの信用は、当該投資の地域および分野に基づき、奨励証明を所持する有資格の投資に対し総固定投資額のパーセンテージとして認可される。その信用はトルコ開発銀行およびその他の権限を付与された銀行を通じ利用され、そのため同銀行の肯定的評価が求められる。

一般的に、この基金財源の信用は奨励総括表のB部の投資に有効であり、優先投資地域や組織化された投資地帯において実施される投資は適格案件として選ばれやすい。

投資の特質	基金財源信用の適用率
第1優先地域での投資	60 %
第2優先地域での投資	50
一般地域での投資	40
既開発地域での投資	30
船舶建造投資	50

【備考】 経済規模、完成、近代化、障害除去等のための拡大投資、織物産業における投資ならびに組織化された地帯および自由貿易地帯における投資に対しては、上記地域適用信用率に10ポイントが付加される。

b. 利子率および支払い

この信用に適用される利子率は次のとおりである。

- 10 % 第1優先地域
- 10 % 第2優先地域にある自由貿易地帯および組織化された工業地帯
- 15 % 第2優先地域

- 15 % 一般地域にある自由貿易地帯および組織化された工業地帯
- 30 % 一般地域
- 30 % 既開発地域

利子は1年に1度当該期間末に計算され、据置期間中は10%が課せられる。支払いは3分割でなされる。同信用の第1、第2および第3ポーションはそれぞれプロジェクトの25%、50%および75%完成の後供与される。

【備考】各インセンティブ証明に対し適用される基金財源信用の最高額は、一般的には500億TLであり、大型プロジェクトは1000億TLである。
この額は外貨ローン使用という条件の場合には倍加されることがある。

d) 税金、料金、信用費用 (Taxes, Duties and Credit Charges) の免除

次に記す生産の割合が5年間継続して輸出されるならば、投資信用は税金、料金および経費が免除される。輸出の割合は少なくとも次のものでなければならない。

- ・ 既開発地域における投資については年間生産の20%
- ・ 一般地域における投資については年間生産の10%
- ・ 優先開発地域における投資については年間生産の5%

しかしながら、外資局はこれらの率を固定額に代替するよう交渉する権限を付与される。

e) 社会保険料、強制貯蓄、住宅積立およびエネルギー・インセンティブ

大型プロジェクト投資および優先開発地域において実施される投資については、(開始直後の)最初の3年間にわたり次の事項は政府により融資される。

- ・ 消費された電力の30%
- ・ 雇用主が負担すべき社会保険料の50%
- ・ 雇用主が負担すべき強制貯蓄および住宅積立控除の100%

f) 付加価値税の補填

インセンティブ証明と一致して用意された総体リスト(インセンティブ証明の申請段階で外資局に提出された事業計画についての書類の一部となっているリスト)に記載され、現地調達されおよび輸入された新しい機械・設備(資本財)に係る付加価値税(VAT)の総額は次のように補填される。

現地調達された機械・設備(資本財)については、VATはインセンティブ・プレミアムの様式にて補填される。この率は投資一般については固定的なVAT率である。しかし優先地域における投資については余分に10%のプレミアムを享受する。船舶やヨットの建造の場合は余分のプレミアム率は(インヴォイスの)22%である。

輸入の機械・設備についてはVATは猶予される。しかしながら、これは延期として見なされるべきではなく、輸入された資本財に係るVAT義務が投資を実施している企業家による生産物の販売にかかるVATの徴収により解放されることになるという意味で免除といえよう。

g) その他のインセンティブ

g) その他のインセンティブ

上述の諸インセンティブのほか、優先開発地域および特定の優先分野においては、建物・建設税の免除および雇用される使用人の諸税の減額が可能である。

インセンティブ証明を所持しない投資についても関連法令に規定されているように基金財源クレジットを享受し得ることがある。

3) 輸出インセンティブ

操業期間に適用される輸出インセンティブは次のように分類される。

- ① 関税免除
- ② 税金、料金、チャージ免除
- ③ 輸出信用
- ④ 現金Grants
- ⑤ 法人税免除
- ⑥ 付加価値税免除

これらの恩典を受けるためには輸出者はU T F Tのインセンティブ・実施局に申請しなければならない。

a) 関税免除

輸出および製造・輸出会社は、輸出するために生産する商品に使用される原料、半製品および包装材料を如何なる関税をも支払わずに輸入することを認められる。

b) 税金、料金、チャージ免除

税金、料金、チャージ免除は、輸出融資信用の調達および返済に関する銀行および保険の全ての業務処理ならびに銀行、保険会社および公的機関により与えられる役務に及ぶ。

c) 輸出信用

トルコ輸出入銀行 (EXIMBANK) により種々の輸出信用スキームが提供される。特別輸出再割引信用、船積み後・船積み前輸出信用の如き信用スキームおよびバイヤーの信用が輸出の段階において輸出者の財政的需要に応じるように設計される。

同信用の利子率は 35 ~ 48 %の間で変動し、30 ~ 120 日の支払期日である。

d) 法人税免除

製造業者の 25 万ドルを超える輸出収入の 5 %が法人税から免除される。自身が輸出生産物を生産しない会社にとっては 1.25 %である。輸出運賃収入にも異なる率でこの免除が適用される。

e) 付加価値税の免除

輸出者は輸出される全ての商品および役務についての付加価値税を免除される。

(5) 税制

1) 法人税

トルコに法定の本社または事業本部を持つ法人は、その世界的収入に係る法人（所得）税の対象となる。トルコに本社または事業本部がない法人は、トルコにおいて発生した所得および／または発生すると思われる所得についてのみ課税される。前者は「完全納税責任」、後者は「限定納税責任」と呼ばれる。

法人税の税率は46%であり、基金義務を付加すると実際の税率は 49.22%となる。

(注) 1994年1月1日から法人税の税率は25%に引き下げられ、実際の税率は26.75%となる。配当金の分配は税率20%の付加税の対象となる。分配されない利潤には10%課税される。

課税期間は正規に暦年であり、税金は年間所得につき査定される。ある条件のもと財務省の許可を得て異なる課税年を採用することは可能である。さらに、1暦年を超えて展開する建設契約に由来する所得はかかるプロジェクトの完了の際課税される。

原則として、税金は課税期間末から4カ月内に納税者により申告される1年間ベースの利益金により査定される。しかしながら、限定納税責任の場合法人所得の種類および源泉により申請する源泉徴収スキームがある。源泉徴収の税率は0%から25%である。年間課税利益金にかかる所得を申告することは納税者の選択であり、そのような税申告をする場合には以前に源泉徴収した税金は年間利益に付加された法人税とみなされる。

現在適用されている源泉徴収の税率（防衛基金料を含む）は次のとおりである。

①. 給与所得	26.75 %
②. 専門職サービス	
・ 一般	21.40
・ 石油採掘活動	5.35
③. レンタル所得	
・ 一般	21.40
・ リース法の範囲内	1.07
④. 利子所得	
・ 預金	10.70
・ 社債	10.70
・ 国債	-
・ ローン一般	10.70
・ 外国政府・国際金融機関からのローン	-
⑤. ライセンス、ノウハウ、管理契約等に由来する支払	26.75

2) 個人への課税

トルコに居住する自然人は、世界範囲ベースでの所得税の対象（完全納税責任）となる。非居住者は、トルコにおいて発生した所得または発生すると思われる所得についてのみ課税（限定納税責任）される。

賃金および俸給に係る所得税は源泉徴収され、使用人にはかかる源泉徴収後のネット額が支払われる。このような場合使用人による納税申告は行われず、その源泉徴収税が最終となる。

個人が受領する配当金および預金・社債の利息についての申告は要求されない。それは個人が商業または専門職所得がある場合に税金の還付手続きをするためにのみ必要となる。

所得税の税率は次のとおりである。(1996年)

所得区分 (TL)		税率 (%)
	150 百万未満	25
150 百万以上	310 百万未満	30
310 百万以上	620 百万未満	35
620 百万以上	1,240 百万未満	40
1,240 百万以上	2,490 百万未満	45
2,490 百万以上	4,890 百万未満	50
4,890 百万以上		55

3) 付加価値税

企業の活動範囲において商品の引き渡しおよび役務の提供は付加価値税 (VAT) の対象となる。輸入は同税の対象となるが、一方輸出は除外される。商品の引き渡しおよび役務の提供のためにインボイス (送り状) を発給する者は、そのインボイスに VAT を付加し、顧客から徴収することが義務づけられる。

そのようにして付加された VAT は 1 カ月以内に購入インボイスに支払われた VAT を差引き同じ期間内に所轄の税務署に支払われる。もし差引かれる VAT が付加される VAT を超える場合には、その差額は翌期に持ち越される。

その控除は総体ベースで行われる。購入インボイスに示される VAT は正当に文書で証明される場合に控除される。固定資産に係る税は 3 年間同一分配で控除される。固定資産の取得がインセンティブ証明書に依存する場合には VAT は直ちに控除される。

VAT 免除の主要な対象は次のとおりである。

- ・ 輸出版売
- ・ 国際運送
- ・ 一時的輸入
- ・ 公的行政機関により無料にてなされる引き渡し
- ・ 銀行・保険処理税 (銀行・保険会社により徴収される利息、手数料、プレミアム等に係る)

同税の基本税率は 12 % であり、ある種の商品引き渡しには特別の税率が適用される。

(注 1) 1994 年の改正により基本税率を含め大幅に変更され、現行 (1996) 税率は次のとおりとなっている。

- ・ 新聞、雑誌類 1 %
- ・ 穀類、魚、肉類、図書など 8 %
- ・ 一般 15 %

(食料品、野菜・果物、酒、タバコ、衣類、農薬、
肥料、機械類、医師診察料、弁護士謝金など)

・ 贅沢品 23 %
(家電製品、乗用車など)

(注2) 付加価値税は、トルコ語では Katma Değer Vergisi略語は「KDV」、英語訳は Value Added Tax (VAT) である。「KDV」が一般的用語として用いられている。日本の消費税に相当するものである。

4) その他の税

a) 不動産税

不動産税は評価市場価格をベースとして、土地は 0.6%、建物は 0.4~ 0.5 %が適用される。

b) 印紙税

印紙税は、契約書、協定書、約束手形、capital contributions、保証書、財務諸表の如きものに限定されることなく、法定の状況を立証するために発給される広範囲の文書に適用される。幾つかの事項につきその税率を示せば次のとおりである。

・ 金額を明記している契約書、委任書、保証書	0.5 %
・ 信用状	0.3
・ 俸給	0.4
・ レンタル契約書	0.1
・ 前払い領収書	0.5
・ 約束手形、支払手形	0.4
・ 株式資本会社の定款	
株式資本の最初の 100百万 TL について	1.0
次の 100百万 TL について	0.75
200 百万 TL を超える額について	0.5

c) 銀行・保険業務税

手数料、利息等の如き銀行が受け取る収入および保険会社により徴収される保険料は 5%の銀行・保険業務税の対象となる。この税は通常顧客により負担される。

(6) インセンティブ総括表

インセンティブ総括表について、参考までに関係部分をあげれば以下のとおりである。

A. 基金財源信用以外の全てのインセンティブに適格の投資

a. 農業および農産業 (Agro-Industry)

(a) 農業

- ・ 種子生産

(b) 農産業

- ・ 林業生産物における総合的投資
- ・ 動物飼育における総合的投資

b. 製造業

- ・ 食品・飲料
 - ・ ミルクおよび酪農製品
 - ・ マカロニ（50%が輸出されるならば）
- ・ 織物、木材生産物、紙、皮革処理、ゴムおよびプラスチック、化学製品、鉄鋼、非鉄金属、輸送用車両、金属製製品、光学器具、セメント産業、セメント・粘土製品、セラミック、肥料、電気・非電気機械、専門的・科学的測定器具、ヨット建造
(以上については内訳明細省略)

c. 観光（内訳詳細省略）

d. エネルギー

e. サービス

- ・ 貿易
 - ・ 農産物の分類および包装
- ・ 船舶建造
 - ・ 維持施設、港湾建設、輸送
(内訳詳細省略)
- ・ その他
 - ・ 農産物および食糧の冷蔵・通常保管
 - ・ その他（省略）

B. 優先分野

a. 農業および農産業

(a) 農業

- ・ 温室投資

(b) 農産業

- ・ 魚類の養殖・孵化・漁撈・加工・貯蔵の総合的投資

・ 野菜と食品の加工、冷凍、缶詰の総合的投資

b. 鉱業

c. 製造業 (内訳詳細省略)

d. サービス (内訳詳細省略)

地域分類

a. 第1優先地域

Adiyaman, Agri, Ardahan, Artvin, Bartin, Batman, Bayburt, Bingöl, Bitlis, Diyarbakır, Erzincan, Gümüşhane, Hakkari, Iğdır, Kars, Mardin, Muş, Siirt, Sanliurfa, Şırnak, Tunceli, Van, Zonguldak (Karabük, Ereğli郡を除く)

b. 第2優先地域

Amasya, Cankırı, Corum, Elazığ, Erzurum, Kahramanmaraş, Kastamonu, Malatya, Sinop, Sivas, Tokat, Yozgat, Zonguldak (Karabük, Ereğli郡)

c. 既開発地域

Ankara, İzmir, Adana, Bursa 市内および Istanbul, Kocaeli 県内
ただし、同上地域にある工業団地は一般地域とみなされる。

d. 一般地域

上記 (a～c) 以外の全ての地域

(7) 法令

1) 条件、権利、義務

a) 一般

トルコの外国投資法令は、法律、政令および通達各1により構成される。即ち、1954年1月18日付き法律第6,224号(1954年1月24日付き官報にて公布)「外国資本の奨励に関する法律」、1992年3月4日付き政令92/2,789号(1992年3月20日付き官報にて公布)「外国資本枠組みに係わる政令」および「外国資本枠組みに係わる政令に関する通達第1号」(1986年5月25日付き官報にて公布)である。

この法令により外国に居住する自然人および法人は、以下の如き活動をするならば、商業活動に従事し、共同事業に参加し、株式を購入し、支店を開設し、駐在員事務所を設置するためにトルコに投資をすることが出来る。

① トルコの民間セクターに開放されている分野

- ② 独占または特別の特権を伴わない
- ③ 国家安全、公共の秩序および国益に反しない

政府は外国投資法令を実施するために総理府財務貿易庁内（U T F T）に外国投資局（G D F I）を設置する。

b) 資本の形態

外国資本元金は次の形態とすることが出来る。

- ① 両替し得る外国通貨
- ② 機械類、装置、工具類および外国投資局により（資本財として）認可されるもの
- ③ 投資（利益、配当金、清算または販売収入など）に由来する利益金ならびにライセンス、技術援助、ノウハウ、管理および融資契約の支払い
- ④ 外国に居住する自然人または法人への（異なった）利子の付く基金

c) 所要最低資本金

外国に居住している自然人または法人が、トルコで投資をし、既存の企業のパートナーとなり、あるいは支店を開設しようとするためには、一人当たりまたは一法人当たり最低5万米ドル（役員会のメンバーが所有する株は除く）を導入しなければならない。

（通達12条）

あるパートナーの株式は、他の外国人パートナーによりその差額をカバーされるならば、前述の最低額より少ないこととなることは注目されるであろう。例えば、3人の外国人パートナーがいる場合、一人が149,500米ドル出資するならば他の2人は夫々250米ドルを出資することにより、総額150,000米ドルを導入し得ることとなる。

d) 活動分野

外国資本を伴う企業は、その活動が認可されている分野および／または外資局により許与されたインセンティブ証明ならびにトルコの商業登記公報に告示された定款条項を含めそれらに係るならば、全ての工業、商業、農業および財やサービスの生産に向けられる他の活動に従事することが出来る。

e) 本国送金と移換

次の資金は、送金日における通常の為替レートにより自由に外国に送金できる。

- ① 利益金（投資により得られた額、利潤・利息・配当金・ロイヤリティを含む）
- ② 投資の全額または一部の売却または清算による収入
- ③ ローン、ライセンスまたは類似の契約に由来する返済、利息の支払い、ロイヤリティ、料金およびその他の正当な支払
- ④ 会社の外国人使用人により受領される給与、賃金その他の報酬
- ⑤ 施行中の外国為替法令により移転し得るその他の合法的な収入

f) 送金の保証

外資局は、要請に応じ、外国資本元金に係る株式証明または臨時領収書につき次のテキストに表現される保証を与える。

「この株式の配当金は、株式証明または臨時領収書がトルコ共和国中央銀行にまたはその正当な外国における代理人に提示される場合には、送金日における公定レートにより（原外国通貨にて）直ちに送金される。この証明書の売却による収入または清算による収入に関し、この株式証明または臨時領収書の所有者に生じる額はトルコ共和国法律第 6.224 号第 4 条に基づき送金日における公定為替レートにより（原外国通貨にて）移換される。」

g) 外国資本の取扱

国内資本および事業に対し許与される全ての権利、除外および特典は、同分野で活動する外国の資本と事業に同じ条件が与えられる。（法律第 6.224号第10条）

h) 移換手続き

外国に居住する自然人または法人の株式により生じる利潤および配当金は、現行税法の下で税引き後のネット額が支払われ、当事者が銀行（トルコにおいて営業している何れの銀行でも）に以下に記載する文書 3 通を提出する場合には、外国送金が行われる。送金処理を行う銀行は、トルコ共和国中央銀行および外資局に同文書のコピーと外貨販売スリップを提出する。

- ① 該当税務署により承認された税申告書ならびに貸借対照表および損益計算書
- ② 納税証明書および/または納税領収書
- ③ 利益配分表

しかしながら、前会計年度の終わりには、支店、有限会社および合弁会社はトルコ商法に則り年次株主総会により利益配分の決定を行い、上記の文書、税務署により証明される税申告書、納税証明書および/または納税領収書が関係銀行に追って提出される。

外国に居住している自然人または法人によりトルコ市民に対し株式の一部または全部を売却する場合には、または株式交換価格により清算手続きの場合には、当該額の移管はトルコ中央銀行により遅滞なく外貨により認められる。

証券取引価格が欠落の場合には、外資局が販売価格を定める。

（法律第 6.224 号の 4 条および通達第 8 条と 9 条）

融資契約、ライセンス、ノウハウ、技術援助および管理契約による移換は銀行に対し証明された契約書を提出することにより自由に行われる。

i) 報告の必要性

外国資本法令の規定により認可されている外国資本を伴う企業は、株主総会に提出されたその事業活動報告書、監査報告書および貸借対照表を外資局に毎年遅くとも 5 月に提出しなければならない。その他、外資局により求められるその他の情報は特定の様式により特定の期限内に提供されねばならない。（通達 16 条）

2) 申請手続き

外国人はトルコに 100%外国資本の会社を設立またはトルコ/外国の合併会社に資本参加することが出来る。基礎的な要件は次のとおりである。

- ① 新設会社は少なくとも有限責任会社または合併会社でなければならない。
- ② 外国人により投資される最低資本金は外国人株主一人当たり5万米ドルである。(通達12条)
- ③ 外国人は先ず許可申請をしなければならない。

その許可を得るための申請手続きの概要は次のとおりである。

a) 新ビジネスの開始

外国に居住する自然人および法人が、トルコ商法に則り新しい株式会社もしくは有限責任会社を設立し、またはトルコにおいて支店を開設し商業活動や投資を行うためには 外資局に次の文書を添え申請しなければならない。

- ① 外国に居住の法人については
 - ・ 事業活動証明書
 - ・ 前年の年次報告(前年の貸借対照表および活動分野を含む)
- ② 外国に居住の自然人については
 - ・ パスポートの写し

上記の事業活動証明書およびパスポートの写しは、該当のトルコ領事館により認証され、あるいは外国文書合法化要件を廃止する協定の規定により国際私法に関するハーグ会議の枠組みの中で作成されねばならない。パスポートの写しがトルコにおいて公証されるならばその他の証明は不要となる。
- ③ 外国に居住の自然人または法人がトルコにおいて事業活動を望む分野に必要な資本が導入されることを表明する言明書
- ④ 事業計画書(Feasibility study)の写し2部
- ⑤ 見積り送り状、事業内容説明書およびカタログ、ならびに投資のために輸入される機械・装置類につきFOB(当該国の通貨)、FOB(米ドル)、CIF(トルコ・リラ) 価額および関税と諸掛り経費を含む全体的リストの写し3部
- ⑥ 見積り送り状、事業内容説明書およびカタログ、ならびに投資のために現地調達される機械・装置類の全体的リストの写し2部
- ⑦ 奨励策の恩典を望む場合には、奨励規則により10～30百万TLがトルコ中央銀行に預金されていることを示す領収書(この領収書はその投資が実現し、または奨励措置が否決される場合には投資者に返却される。)
- ⑧ 以前存在した会社により実施された投資に拡大、近代化等がなされる場合には、容量レポート、前年の貸借対照表、損益計算書および奨励規則により特に要求されるその他の文書が申請書に添付されねばならない。
- ⑨ 役に立つと思われるその他の文書

b) 存在している企業への参加

外国に居住している自然人または法人が、既に存在しているトルコの会社の共同事業者となりまたは株式を購入するためには、次の文書を添え外資局に申請しなければならない。

- ① 外国に居住の法人について
 - ・ 事業活動証明書
 - ・ 前年の年次報告（前年の貸借対照表および活動分野を含む）
- ② 外国に居住の自然人については
 - ・ パスポートの写し

上記の事業活動証明書およびパスポートの写しは、該当のトルコ領事館により認証される。なお、前述の如く、パスポートの写しがトルコにおいて公証されるならばその他の証明は不要となる。
- ③ 外国に居住の自然人または法人がトルコにおいて事業活動を望む分野に必要な資本が導入されることを表明する言明書
- ④ 外国に居住の自然人または法人が、その共同事業者となりまたは株式を購入しようとする現存の会社については
 - ・ 該当の税務署により認証された過去5年間の貸借対照表および損益計算書（申請が年の後半に行われる場合には、同社が認証した当該年の第6月末の貸借対照表および損益計算書が添付される）
 - ・ 会社定款の最終形態が告示されている商業登記公報
 - ・ 申請日における退職手当債務証券
 - ・ 有効な奨励証明書の写し（もしあれば）
 - ・ 容量レポート
 - ・ 役に立つと思われるその他の情報

外資局から承認を得た後、当該外国人は言明した導入外貨につき銀行にてトルコ・リラに交換しなければならない。資本金の場合には動産や機械類は導入されねばならない。

次のステップは地場企業の形成と同じである。会社の設立者は商工省に申請し、同承認書、外貨交換を示す銀行の書類、会社の主要アグリエメントの公証コピー6通およびトルコ商法に基づく会社形成に関するその他の文書を提示する。

最後のステップは当該地域の商業登記所および税務署に会社の登録を行うことである。

外国の会社はその手続きをフォローアップするためにトルコの共同事業者にまたは適任者に対し代理権を与えることが出来る。

c) 連絡事務所活動

外国に居住の企業はトルコに連絡事務所を設置するため次の文書を添え外資局に申請する。

- ① 連絡事務所の全ての経費は外国から支払われることを記述した言明書
- ② 外国に居住の法人について
 - ・ 事業活動証明書
 - ・ 前年の年次報告（前年の貸借対照表および活動分野を含む）

- ③ トルコにおける連絡事務所の活動、雇用される人員数および年間経費に係る詳細な情報
- ④ 連絡事務所の運営に当たる者に対し付与される委任権

連絡事務所の諸経費は完全に外国から導入される外貨によりまかなわれる。
連絡事務所は如何なる商業活動にも従事してはならず、利益金等の移管申請も行わない。

d) 間接投資

トルコで活動している外国資本を伴う企業は、外資局の承認を得る場合にはトルコに存在または設立される会社に資本参加することが出来る。その承認を得るために過去5年間の貸借対照表、商業登記公報に告示されている会社定款の最終形態および申請時における退職手当債務証書を添え外資局に申請がなされる。

e) ライセンス、ノウハウ、技術支援契約

外国の技術提供者（ライセンサー）との間に交わされるライセンス、ノウハウ、技術支援および管理契約について承認を得るためには次の書類を添え外資局に申請がなされる。

- ① 契約案
- ② 生産物およびサービスが生産されるプラントの存在に係る文書
- ③ 生産のためのフィジビリティ・スタディー
- ④ ライセンサーの年間総所得および調査・開発経費
- ⑤ 当該生産物の商標やパテントが登録される場合、それについての文書

その契約の審査に当たっては次の要素が考慮される。

- ・ 販売価格および輸出に係る制限のないこと
- ・ 生産および純販売価格の基礎についての支払の計算
- ・ 契約条項として示される紛争解決手続きの明細

外資局の審査により容認された契約は、認証された同契約書原本の写し4通、（公証人により有効化された）トルコ語翻訳写し4通および印紙税の支払領収書を提出することにより認可される。

f) 外国ローン

外国から中長期信用を得る契約の認可を得るために、外資を伴う企業は次の書類を添え外資局に申請を行う。

- ① 契約案
- ② 借受人の前年の貸借対照表

契約の審査に当たり、期間、利率、利息支払スケジュール、元本支払スケジュールおよ

び紛争解決手続きが考慮される。

外資局により容認された契約は、認証された同契約書原本の写し4通、(公証人により有効化された)トルコ語翻訳写し4通および銀行による保証書(そのような保証が求められる場合には)を提出することにより認可される。

同契約の写し1通は外国債務記録に登録するためU T F Tの公的融資局に提出される。

g) 外国人の雇用

トルコにある企業は、当該投資または操業の期間において必要とされる管理および技術人員として外国人を6カ月以上雇用するためには外資局に次の書類を提出し申請する。

- ① 該当のトルコ領事館またはトルコにおける公証人により認証された当該外国人のパスポートの写し
- ② 「外国人申請様式」の写し4通。この様式はトルコ語により記入され、当該外国人により署名され、雇用者により認証される。
- ③ 税務署により認証された雇用者の前年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)、および投資・輸出インセンティブ証明の写し(もしあれば)
- ④ 当該者が任命される業務に適格であることを示すに役立つと思われる卒業証書、身元証明書等その他の文書

(注) 6カ月未満雇用される人員については、該当者が居住する県所轄の警察局に直接申請する。

2-2-4. 投資環境

(1) 不動産の取得

トルコにおいて外国人が不動産(土地、建物)の所有権を得る場合の要件は次のとおりである。

1) 外国籍の自然人および法人

外国籍の自然人がトルコにおける不動産を取得(または相続)するためには、基本的には、互惠主義および関係諸法令の制約を充足することが不可欠である。(権原・登記法第35条、第36条)

a) 互惠主義

ここでいう「互惠主義」とは、トルコにおいて不動産を取得しようとする外国人が所属する国の法規においてトルコ市民が当該国における不動産を取得する同等の権利を認めていることを意味する。

因に、アメリカ、イギリス、ドイツ等は互惠主義に該当する国であり、これらの外国人は関係諸法令の制約はあるものの不動産を取得することができる。

b) 関係諸法令の制約

互惠主義に該当する国の国籍保持者であっても不動産を取得するには次の如き法律の制約事項が適用される。

- ① 1934年9月22日付き法律第2,644号 権原・登記法
- ② 1927年3月18日付き法律第442号 村落法
- ③ 1981年12月18日付き法律第2,565号 軍事制約地域および安全保障地帯法
- ④ 1964年2月11日付き法律第403号 公民法
- ⑤ 1928年2月17日付き法律第743号 民法

なお、次の法律にも不動産取得に係わる関連規定（制約条項ではない）がある。

- ⑥ 1982年3月12日付き法律第2,634号 観光奨励法
- ⑦ 1954年3月7日付き法律第6,326号 石油法
- ⑧ 1985年4月25日付き法律第3,182号 銀行法

種々の制約事項につき例示すれば次の如きものがある。

- ① 外国籍の自然人が村部地域内の不動産を取得することは禁じられる。
（村落法第87条）
- ② したがって、外国人が取得し得る土地は市部地域内に限定される。ただし、市部地域内であっても地域や場所によっては外国籍の自然人または法人による不動産取得を禁じている規定もある。また、都市計画により制約されることがある。
（注）村部は人口2,000人未満の集落、人口2,000人以上は市とされている。
- ③ 外国籍の自然人が村部地域外の土地30ha以上を取得しようとする場合には閣議決定を要す。ただし、法定相続の場合はこの限りではない。
（権原・登記法第36条）
- ④ 陸軍第1級禁止地帯、陸軍第2級禁止地帯、海軍第1級禁止地帯、海軍第2級禁止地帯の規定があり、これらの地帯における不動産を外国籍の自然人または法人が取得することは不可能である。
（軍事制約地域および安全保障地帯法第5条、第8条、第10条、第12条）
- ⑤ 外国の法人がトルコにおいて不動産を取得することはできない。ただし、観光奨励法、石油法および銀行法に例外規定があり、さらに幾つかの国とは協定が結ばれている。これらの例外規定や協定に基づき外国法人は不動産を取得することができる。

外国と締結した協定の例としてはトルコ・英国間の通商航海条約があり、1930年3月31日付き法律第1,674号により批准されており、同協定に基づき外務省はシェル石油会社に不動産取得の許可を与えている。

c) 日本国籍者の場合

互惠主義は日本国籍の自然人の場合も同様に要求される。

日本における不動産の外国人による購入は昭和24(1949)年12月1日法律第228号「外国為替及び外国貿易管理法（外為法）」の枠組みの中で規定されている。同法の規定によれば、日本に居住している外国の自然人が不動産を取得することに特段の制約はなく、外国

の法人も大蔵省の許可を得て取得することができる。

したがって、トルコに定住している日本人はトルコの如何なる種類の不動産をも取得することができる。すなわち、トルコに永続的住所 [daimi ikametgah (permanent domicile)] を保持している場合には可能である。

(注1) 外国人がトルコに定住するためには、当該人はトルコの法令に合致しトルコに居住していなければならない。(公民法第9条)

(注2) トルコにおける外国人の「permanent domicile」の定義は「indefinite residence permit」を所持しているということであるよし。

(注3) 人は同時に複数の住所 [ikametgah (domicile)] を持つことはできない。(民法19条)

他方、トルコに定住していない場合、すなわち一時滞在許可 (temporary residence permit) しか所持していない場合には、居住の場として使用するための利益を目的としない不動産を内務省土地登録総局の承認を得て取得することができる。なお、中央銀行および財務省の許可をも得ることによりその他の不動産を取得することができる。

【備考】

日本における不動産を外国人が取得する場合の規定は次のとおりである。

1. 非居住者による不動産の取得

非居住者による本邦にある不動産の取得は、資本取引に該当し(外為法第20条第10号)、原則として、大蔵大臣への事前届出の必要がある(外為法第22条第8号)。この届出書を提出すれば、審査なしにその場で受理される。

事前の届出を行った非居住者が当該不動産の取得を中止した場合、又は取得後売却した場合には、遅滞なく報告書を大蔵大臣に提出する(外国為替取引等の報告に関する省令第25条)。

不動産の取得に関する外為法の規制は、非居住者について法人と自然人で取扱を区別していない。

なお、以下の場合には、届出は不要である(外国為替の管理に関する省令別表第二第四号イ乃至ホ)。

- (1) 非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業員の居住の用に供するために行う取得
- (2) 本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するために行う取得
- (3) 非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するために行う取得
- (4) 非居住者による相続又は遺贈に基づく取得
- (5) 非居住者による他の非居住者からの取得

2. 外為法上の「居住者」「非居住者」の定義

「居住者」とは、日本国内に住所又は居所を有する自然人及び日本国内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の日本国内にある支店、出張所その他の事務所は、「居住者」とみなされる。

(外為法第6条第1項第6号)

「非居住者」とは、「居住者」以外の自然人及び法人をいう。

(同第6号)

居住性の判定基準についてはさらに解釈・運用通達が出されている。

日本人個人の場合は、住所又は居所が日本国内にあると推定され、原則として「居住者」の扱いを受ける。但し、住民登録の有無にかかわらず、以下の場合には「非居住者」として扱われる。

(解釈・運用通達6-1-5、6第1号(1))

- ① 外国にある事務所(日本法人の海外支店、現地法人、国際機関を含む。在外公館を除く。)に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③ ①又は②に掲げる者のほか、日本出国後外国に2年以上滞在している者
- ④ ①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のために一時帰国し、その滞在期間が6ヶ月未満の者

外国人個人の場合には、住所又は居所が日本国内に無いと推定され、原則として「非居住者」の扱いを受ける。但し、滞在許可証の有無、外国人登録の有無を問わず、以下の場合には「居住者」として扱われる。

(解釈・運用通達6-1-5、6第1号(2))

- ① 日本国内にある事務所に勤務する者(外国政府、国際機関の公務を帯びる者、外交官等を除く)
- ② 日本に入国後6ヶ月以上を経過した者(外国政府、国際機関の公務を帯びる者、外交官等を除く)

外国法人の日本にある支店、出張所その他の事務所は、前述のとおり「居住者」として取り扱われる。

外国人(自然人及び法人)であっても「居住者」であれば、日本国内の不動産の取得について、大蔵大臣への事前届出の必要は無い。

2) トルコにおいて正当に設立された法人

トルコにおいて正当に設立された法人は、設立目的に合致していれば如何なる種類の不動産も取得することができる。

外貨奨励に係わる法律(法律第6,224号)の規定により、トルコの関係諸法令に基づきトルコにおいて設立された外国資本の法人は、内国資本による法人に与えられている権利、免除および恩典につき同等の取扱を受けることができる。すなわち、当該法人の資本の過半数が、外国資本か内国資本かによる取扱の差はない。

(2) 関連インフラ

1) 輸送

輸送部門への投資は、第6次開発5カ年計画の期間(1990~1994)においては全公共投資の30.2%という最大のシェアを占めた。輸送部門の全公共投資の80%がハイウェイ投資に当てられ、残余の20%が鉄道、船舶、航空、パイプライン部門に分割された。

a) 道路

トルコにおける道路は全体的によく整備されているといえよう。国内旅客輸送の95%はハイウェイに依存している。国内貨物輸送については、ハイウェイのシェアはイラク〜ト

ルコ間の石油パイプラインが1990年に閉鎖されたことにより、第5次計画期間の75%から80%に高まった。

第6次計画期間に高速自動車道路（フリーウェイ）1,566kmの建設が継続され、1994年末までに1,074kmが開通し、フリーウェイ・ネットワークは1,167kmに達した。

国内の旅客の移動は乗用車またはバスが一般的であるところ、因に、アダナからのバス定期便の所要時間はおよそ次のとおりである。アンカラ(486 km)7時間、アンタルヤ(555 km)10時間、イスタンブル(944 km)12時間、イズミル(901 km)12時間、ガジアンテップ(210 km)3時間、メルシン(69 km)1.5時間。

(注) イラクの石油の町キルククからアダナ近傍のユムルタルック港までの石油パイプラインは、イラクに対する国連の制裁措置によりすでに6年機能を停止しており、トルコにとって経済的な損害は大きく、早期再開が期待されている。

b) 鉄道

トルコ国有鉄道(TCDD)はトルコ国内の主要都市間を結ぶ約10,400kmの鉄道網を管理している。鉄道施設の更新、特に電化工事が優先されており、1989年の479 kmから1994年には955 kmに増大した。

トルコ国鉄は、殆どが単線であり時間を要することや運行回数が少ないことから旅客輸送用としては一般的ではない。因に、アダナとアンカラとの間の長距離列車は1日1便(12時間)であり、アダナとメルシンとの間の近郊列車は1日10便(2時間)程度である。

c) 空路

国際空港は、イスタンブル、アンカラ、イズミル、アンタルヤ、アダナ、トラブゾンの空港である。

最も重要な空港はトルコ最大の都市イスタンブルにある空港であり、外国の航空会社の殆どが世界各地から乗り入れているが、日本航空や全日空は就航していない。因にイスタンブルとフランクフルト(ドイツ)間にはトルコ航空が毎日3便、ルフトハンザ・ドイツ航空が毎日3便それぞれノン・ストップ定期便を就航させている。また、イスタンブルと成田空港およびイスタンブルと関西国際空港間にはそれぞれ週2回トルコ航空のノン・ストップ定期便がある。

なお、アンカラ、イズミル、アンタルヤ空港とヨーロッパの主要空港を結ぶ定期便がある。

国内線は主要都市にある空港に定期便が就航している。イスタンブルおよびアンカラが拠点空港となっており、両空港と各地方空港とを結ぶ路線が主体であり、ローカル空港間のフライトは殆どない。国内線を運行している会社は国営企業であるトルコ航空(THY)が主体であるが、そのほか民間企業のイスタンブル航空等の便がある。因にイスタンブルとアンカラ間はトルコ航空が毎日15便、イスタンブル航空が週4便、イスタンブルとアダナ間はトルコ航空が毎日3便、イスタンブル航空が週4便、アダナとアンカラ間はトルコ航空が毎日2便、イスタンブル航空が週4便就航している。

(注1) イスタンブル空港はアタチュルク(Atatürk)空港、アンカラ空港はエセンボア(Esenboga)空港、イズミル空港はアドナン・メンデレス(Adnan Menderes)空港と称される。

(注2) トルコ航空の所持航空機(1994年末)は、60機(9,947座席)であった。

(注3) 民間航空会社としては、イスタンブール航空のほか、Birgen, Sun Express, Pegasus, Onur Air, Albatros, Air Alfa, Sun Ways等の小規模の会社がある。全民間航空会社の航空機は、1994年末において44機(7,683 座席)であった。

d) 海路

トルコは北に黒海、西にエーゲ海、南に地中海と国の三方を海に囲まれ、さらに北西にはボスポラス海峡とダーダネルス海峡との間に内海のマルマラ海を有しており、海上輸送の面では非常に恵まれている。約 8,430kmに及ぶ海岸線には15カ所の国営の港、約30の市営の棧橋、35の特殊港が設置されている。特にイスタンブール(マルマラ海)、イズミル(エーゲ海)、メルシン、イスタンブール(地中海)、トラブゾン(黒海)等が主要な海運港となっている。

2) 通信

郵便、電信、電話の3事業はPTTと呼ばれるトルコ郵便電信電話公社の独占事業であり、通信機器には外国民間企業が参入している。

電信電話の分野は、近年最も目覚ましい発展を遂げている。1989年から1994年への変化については、電話交換容量は6,488千回線から13,850千回線へ、電話登録数は5,862千台から12,195千台へ、百人あたり10.6から20.0台へと倍増した。都市における電話は相当普及し、ほぼ普通に機能している。しかし農村部の電話はしばしば機能不全に陥ることがある。

また、農村部においては實際上通常の電話を引けない地域もあり、当プロジェクトの現場においても一般電話の設置が不能であったため移動電話を使用してきた。なお、当プロジェクトの移動電話は電波の関係上からか発信・受信が非常に困難な状況がしばしば生じた。

ファクシミリ通信については、都市部においても3-4年前には発・受信が困難な状況がしばしば生じたが、その後改善が図られ現在は日本との交信においても殆ど問題はない。

大きな農場内での関係者間のコミュニケーションには無線機は非常に有用である。カウンタートパート機関であるTIGEM チュクロヴァ農場(約 4,300 ha)では全農業技師が無線機を常時携帯しており連絡を取り合っている。当プロジェクト(約 70 ha)においても主要スタッフが無線機を携帯し、遠隔の圃場での作業中でも連絡を取り合うことができるため非常に便利である。なお、当プロジェクトにおける無線機(Motorola社製)の使用は関係会社との契約によるものであるが、その使用に当たってはトルコ政府の許可が必要である。

3) 電気

トルコにおける電力生産は、1989年の52,043 GWh(火力発電 34,103、水力発電 17,940 GWh)から1994年の78,256 GWh(火力 47,681、水力 30,575 GWh)へと増大している。一人当たり電力消費量は1989年の956 kWh から1994年には1,284 kWh へと増加したが、539 GWhを輸出するほどであった。トルコにおいては殆どの地域に電力が供給されており、電化は相当進んでいるといえよう。ただし、農村部のみならず都市部においても停電が生じる場合がある。

当プロジェクトの場合は農村部における事業展開であるため、しばしば（場合により長時間）停電に遭遇し不便が生じたので、そのため自家発電機を備え付け、所要の機器（移動電話、ワープロ、コピー機、気象観測装置）が機能するよう心掛けた。また、最低限の機器の常時使用のためバッテリーも配置した。

(3) 自由貿易地帯

トルコの自由貿易地帯（Free Trade Zones）は、1985年6月6日に施行された自由貿易地帯法（法律第3,218号）に基づいており、現在アンタルヤ、メルシン、イズミル、イスタンブールおよびトラブゾンのフリーゾーンが機能している。

さらに、将来ユムルクルック（アダナ）、トラキヤ（イスタンブール）、フィリョス（ゾングルダック）、マルディン、東部アナトリア・フリーゾーンおよびイスタンブール空港フリーゾーン・オフショア金融センターの設置が決定されている。

1994年10月末において、全フリーゾーンの貿易の総額は43億ドルを超えた。1994年の最初の10ヵ月間に前年同期の99%増、15.86億ドルの増大となった。

フリーゾーンの施設および運営は“Build-Operate and Transfer”方式（前掲）により実施されている。この方式により、アンタルヤとメルシンについては政府が土地を提供し、インフラ整備について責任を持っている。この両フリーゾーンにおける建物の融資は民間部門によりなされた。その経験からエーグ、トラキヤ、トラブゾン、ユムルクルック、イスタンブール革製品フリーゾーンのインフラおよび建物の両者は民間部門により建設される。民間部門の運営者または設立・運営者によるフリーゾーンの設置および運営は、閣議決定政令により管理される。エーグ、ユムルクルックおよびトラブゾンのフリーゾーンを設立し、運営する民間会社は多大な外国資本を伴う企業である。これらの会社の外国資本の占める割合は、夫々96.4%、25.0%、94.0%である。

トルコの戦略的な位置は、中東および欧州の伝統的な貿易パートナーに対するのみならず新たに勃興してきている東欧諸国、独立国家共同体および60百万人のトルコ国内市場に匹敵する中央アジア諸国への秀でたアクセスを提供している。

トルコのフリーゾーンは370 haの面積がある。投資家は自己の建物を建設することは自由であり、また事務所、作業場および倉庫を長期にわたり賃借することも可能である。

トルコのフリーゾーンでは、製造、倉庫、包装、貿易、組み立て・分解、銀行および保険の如く全種類の工業（イスタンブール空港およびトラブゾンは除く）、商業および役務活動が行われる。

1) 生産の主要領域

- ・ 電子器具と付属品
- ・ 光学器具
- ・ 既製服、皮革衣服および織物
- ・ 加工食品
- ・ 自動車・航空機産業のスベアパーツと補足品
- ・ 化学製品

2) 各フリーゾーンの概要

a) アンタルヤ・フリーゾーン

トルコの顕著な観光と商業の中心地の一つに設置されているこのゾーンはアンタルヤ港に隣接しており、550,000 m²の広さである。このゾーンの商業活動は1987年末に開始された。ゾーン内に観光者用ショッピング・センターが開設され、1993年7月活動を開始して以来このゾーンの取り引き量は劇的に増大している。1994年9月末現在で216,000人の外国人観光客が同センターを訪れている。同ゾーンは ASBASアンタルヤ・フリーゾーン運営会社により運営されている。

b) メルシン・フリーゾーン

メルシンはトルコの南部地域にあり、地中海に面している。トルコの外国貿易につき最大の港の一つであり、海路による全世界との卓越した連結と同様にトルコの主要都市とハイウェイ、鉄道、空路により連結している。このゾーンはトルコの最大の港の一つであるメルシン港に隣接しており、776,000 m²の広さである。メルシン港の利用の他にこのゾーン自身の埠頭もある。

このゾーンは 1987 年末から商業活動が実施され、MESBASメルシン・フリーゾーン会社により運営されている。

c) イスタンブル・アクチュルク空港フリーゾーン

このゾーンはイスタンブル・アクチュルク国際空港の隣であり、10,000 m²の公用地に設置されている。2つの別離された区域に 87 の事務所スペースがある。

このゾーンを運営する会社はないので、フリーゾーン局により役務が提供されている。

d) エーゲ・フリーゾーン

エーゲ海地域は国際基準に従った輸出インフラを持っている。イズミルは同地域では第1、トルコでは第3の大都市であり、工業、貿易、文化活動の中心地の一つである。同市は経済開発レベルではイスタンブルに次ぐ第2位であり、この港都市に陸路、海路、空路により到達するのはかなり容易である。

このゾーンはイズミル港から丁度4kmであり、ハイウェイに面している。トルコにおいて民間会社により開発され、運営されている最初の輸出加工ゾーンでもある。公用地 2.2 km²に近代的工業団地として設計されたゾーンは利用者に高品質の建物スペースと工場サイトを提供している。

このゾーンは外国資本が96.4%を占めるESBAS エーゲ・フリーゾーン設立・運営会社により設立され、運営されている。

e) トラブゾン・フリーゾーン

トラブゾンは黒海の南東の角に位置し、旧ソ連諸国への貿易センターとして出現しており、黒海に面した最も近代的な港の一つでもある。このゾーンは好都合で広い倉庫施設を提供している。

港地域の 44,400 m²を占め、倉庫スペース（開発第1段階として）5,500 m²を提供する同ゾーンは、ハイウェイ、空路、海路に関して重要な地理的位置を占めている。

トルコ政府の海事会社および英国の Balliグループとの合併会社である TRANSBAS は同ゾーンの設立・運営会社であり、外国資本は 94 %である。

f) イスタンブル皮革フリーゾーン

トルコにおける最初の専門分野フリーゾーンであるこのゾーンは、皮革製品に専門化されているが他の分野の活動も実施することができる。1994年6月以来運営ライセンスのための申請が受入れられている。このゾーンは私有地 88,000 m²に DESBAS 皮革フリーゾーン設立・運営会社により設立された。

3) トルコ自由貿易地帯に提供されるインセンティブ

- ・ トルコのフリーゾーンは無税地帯である。そのゾーンにおける活動により生じた収入は、所得税、法人税、付加価値税を含め全ての税を免除される。
- ・ フリーゾーンでの所得や利益金はトルコを含め如何なる国へも自由に事前の許可なしに送金することが出来、如何なる税金、料金 (taxes, duties, fees) の対象とならない。
- ・ フリーゾーン内の投資について外国資本参加の割合についての制限はない。
- ・ 運営ライセンスの最大期間は 90 年である。
- ・ 世界の殆どのフリーゾーンと異なり、トルコのフリーゾーンでは国内市場での販売も認められる。
- ・ そのゾーンで使用される通貨はトルコ中央銀行により認められる外国通貨に交換できる。
- ・ 各ゾーンの操業開始日から 10 年間はストライキおよびロックアウトは禁止される。
- ・ トルコのフリーゾーンのインフラは国際的標準に比較し得る。
- ・ ゾーンのユーザーには有利な土地賃借料金表および長期間賃借の可能性がある。
- ・ 熟練・未熟練労働力が比較的 low cost で入手し得る。
- ・ 申請および操業段階における諸手続きの遅滞や官僚主義は唯一の機関が担当することにより最小限となる。
- ・ トルコの地理的位置によりトルコのフリーゾーンは非常に有利である。
- ・ トルコのフリーゾーンは地中海、エーゲ海および黒海の主要な港に隣接している。さらに国際空港およびハイウェイへのアクセスが容易なところに設置されている。
- ・ トルコのフリーゾーンでは商品の価格、標準または品質に関する手続き上の制約はない。
- ・ トルコのフリーゾーンではフリーゾーン法の規定に反する地方自治体法、旅券法、外国投資・奨励法およびその他の法律の条項は適用されない。

【備考】フリーゾーンは総理府外国貿易庁フリーゾーン局が所轄しており、諸手続きは当該地区のフリーゾーン支局を通じ行われる。

(4) 工業団地

トルコ国内には多数 (既存55、計画11) の工業団地が設置されているが、ここではアダナ工業団地を一例として紹介する。

アダナ工業団地 [Adana Organize Sanayi (A.O.S.), Adana Industrial Park]

1) 位置

アダナ市の東方 22 km、ジェイハン方向に向かう国道 400号ハイウェイ北側に面して所在し、農業不適地 1,250 ha の面積があり、トルコ最大規模の工業団地と云われる。

2) 輸送

団地の南側に国道 400号ハイウェイ (アダナ～イスタンブール～ガジアンテップ) が通り、団地内南境界線を鉄道が横断し、団地内にヤカブナル (ミシス) 駅がある。北側には高速自動車道路 (ボザントゥ～クルスス～メルシン～アダナ～イスタンブール～ガジアンテップ) が走り、団地内道路から連結している。

アダナ空港には 28 km、メルシン港には 98 km、ユムルタルック港には 70 km、イスタンブール港には 80 kmの距離である。

(注) ユムルタルック港にはイラクからの石油パイプラインが繋がっており、またフリーゾーン計画がある (既に予定地が設定されている)。

3) インフラストラクチャー

団地の第1期分譲地 500 ha については、次のインフラ整備が完了している。

a) 団地内道路

・ 35 m 幅の 4 車線大通り	13,108 m
・ 25 m 幅の 4 車線大通り	3,486 m
・ 25 m 幅の歩道	1,250 m
・ 15 m 幅の道路	10,710 m
・ 10 m 幅の道	1,120 m

b) 電気

154/31.5 kV, 3×63 MVA変圧所、第1配電所、配電線および街灯は1991年から使われている。

c) 工業用水

4.5 km離れたジェイハン川の水を使い、1,000 リットル/秒容量の淡水処理プラントが完成している。送・配水路および 6,000トン容量の淡水タンク 2基が織物産業に必要な淡水を考慮して活動している。

d) 廃水システム

廃水収集設備が全工場用地に作られている。下水処理プラントは次のとおり。

- ・ 前処理プラント（ふるい分け、砂濾過）
- ・ Balancing poolとポンプ場
- ・ 化学的処理（中和、軟性化、沈殿）
- ・ 生物学的処理（通気、最終沈殿）および脱窒第1ステージ
- ・ 泥脱水機（Densifying, Belt filter press）第1ステージ
- ・ その他の補助ユニット

廃水処理容量は 72,000 m³/日である。（1995年末）

e) P T T

P T T（郵便・電信・電話）連結線、電話線は1991年に繋がった。P T T事務所もある。

4) 工場分野と建物

同団地はセメント生産、生皮革処理、肥料・農業生産、爆発物、燃焼性ガスを除く全ての産業に開放されている。建物のタイプ（プレキャスト、スチール、cast in place）に制限はなく、投資家は自己の必要性により選択できる。

5) 土地分譲

総面積は1,250 haであるが、道路・管理用地等を除きネット工業用地は775 haである。第1回分譲地は500 ha、第2回分譲地分は150 ha、合計650 haであり、そのうち470 haが売却済（1996年6月）であり、1996年末には550 haとなる見込みのよし。

6) 土地の規模と価格

分譲される土地区画は 5,000 m² ~ 300,000 m² であり、種々の大きさの区画がある。土地価格は 1994 年12月末までは 325,000 TL / m²であった。現在（1996年6月）1,000,000 TL / m²（13ドル / m²）である。なお、分譲価格は3カ月ごとに改定される。

7) 操業の状況

同団地において現在（1996年6月）操業中の会社は35社であり、外資系としてはフランス、ベルギー、アメリカ、カナダ、ドイツの資本を含む合弁企業が4社ある。また、工場建築中の会社は52社である。

8) 管理

同団地はアダナ県、アダナ商業会議所およびアダナ工業会議所により設立され、管理されている。

9) 住宅地域計画

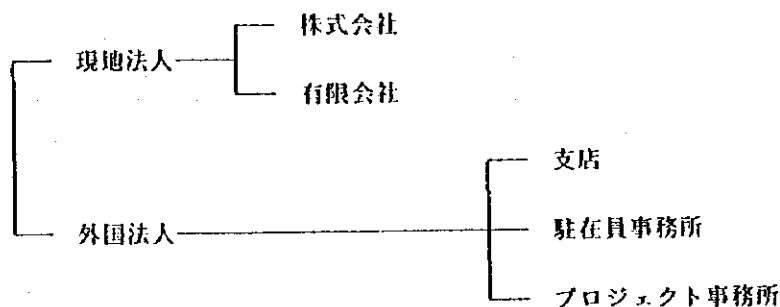
同団地において雇用される人員は最終的には5万人と想定されており、そのための住宅地域として、同団地西側の隣接地域に居住者25万人規模の地域開発計画が予定されている。

2-2-5. 会社設立

(1) 企業の形態

日本企業がトルコで事業を展開するためには、トルコの企業と提携しジョイントベンチャー（出資比率は様々）を形成し、または日本側 100%出資の現地法人を設立し、あるいは日本企業の支店等としての設置認可を得る必要がある。

トルコにおける企業の形態は大別すれば次の如きものである。



トルコにおいてトルコの法令に基づき正当に設立された法人（現地法人）には、株式会社と有限会社との形態がある。

株式会社は、トルコ語では Anonim Şirketi と云い、A.Ş. と略称する。発起人（出資者）は最低 5 人必要である。有限会社は Limited Şirketi と云い、Ltd. Şti. と略記する。出資者は 2 人以上必要である。なお、トルコ語で本社は Merkez、支店は Sube と云う。

外国法人のトルコにおける出先機関として活動する場合には、支店、駐在員事務所およびプロジェクト事務所の形態がある。駐在員事務所（連絡事務所）は İrtibat Bürosu と云い、一般的な略称はない。通常、調査・情報収集・連絡等を主たる業務としており、収入を得る事業活動は行えない。プロジェクト事務所は Proje Bürosu と云い、一般的な略称はない。トルコ所在の発注者との契約に基づく特定のプロジェクト（工事等）についてのみ活動を行える。

トルコに進出している本邦企業の現地法人ならびに支店、駐在員事務所およびプロジェクト事務所は付属 3、記載のとおりである。

トルコにおいては、Koc Holding、Sabancı Holding、Çukurova Holding、Dogan Holding、Anadolu Group、Enka Holding、İhlas Holding 等幾つかの財閥があるが、そのうちコチ (Koc Holding) およびサバンス (Sabancı Holding) の両社がずば抜けて大きい。

トルコに進出している日本企業のうちトルコ企業とジョイント・ヴェンチャーを形成している会社は多く、その提携先（資本参加、技術提携を含む）を例示すれば次の如きものである。

① コチ・グループ

TAT 種苗㈱（カゴメ、住友商事、カネコ種苗）、TAT 缶詰㈱（カゴメ、住友商事）、SARK SİGORTA ㈱（東京海上）

- ② サバンジ・グループ
TOYOTASA ㈱ (トヨタ自動車、三井物産)、BRISA ㈱ (ブリジストン)、YAZAKISA ㈱ (矢崎総業)、TEMSA ㈱ (コマツ、三菱自動車、三菱電機)
- ③ アナドル・グループ
ANADOLU HONDA ㈱、HONDA ANADOLU ㈱、
(本田技研工業)
- ④ エンカ・グループ
ENKA TEKNIK ㈱ (東洋エンジニアリング)
- ⑤ 100%日本側出資
トルコ三井物産(株)、YKK ㈱、ソニー・ユーラシア・マーケティング㈱、
伊藤忠テキスタイル(株)、エーグ・ブランテック花卉園芸(株) (第一園芸、三井不動産、三井物産)

[備考1] トルコ最大の財閥である Koç Holding および Sabancı Holding につき参考までに以下紹介する。

(以下 Turkish Daily News による)

コチとサバンジの両グループは自動車、銀行、織物、観光、保険、紙製品および電子製品を含む多くの分野で競争している。乗用車生産については、コチはフォードやフィアットと提携し生産を行っているが、サバンジはトヨタと組んで生産を始めた。コチはトマト・ペーストやマッチから冷蔵庫や自動車に至るまであらゆるものを生産しており、トルコではコチ・グループの製品を使わずに生活している家庭はない。

この強力な両グループ間の競争が過去40年間トルコ経済を2分し、トルコ政府の産業開発および外国貿易に係る政策決定者を分離してきた。1996年1月から施行されているトルコと欧州連合間の関税同盟の問題を含め多くの事項について両巨人の意見は分かれる。Sabancı Holding の総帥 Sakıp Sabancı 63 才は関税同盟の熱烈な支持者であり、トルコへの外国投資の魅力を増強することになるといふ。一方 Koç Holding の会長 Rahmi Koç 66 才は関税同盟の強力な支持者ではなく、ヨーロッパからの輸入に水門を開くことは彼の産業帝国を傷つけることになるのではないかと惧れている。

この2大財閥は運営の方式や展望が全く異なる。コチ・グループは主として欧米の企業 (General Electric, Ford, Siemens, Fiat など) と提携してきたが、サバンジ・グループは欧米との提携もさることながら日本企業に熱い眼差しを注いでいる。10年前には日本企業は僅かに2社であった。外資局によれば、現在トルコで営業している外国企業3,329社のうち日本企業は44社にすぎないが、全外国資本のうち7.8%を占める。

トルコ第1の財閥であるコチ社は、雑誌Forbesによれば、世界最大企業500社のうち208番目であり、115億ドルの資産、36,000人の従業員を擁している。雑誌 Fortune では、世界最大企業500社のうち376番目としている。また、Forbes誌は世界の長者番付について Koç Holding 会長の Rahmi Koç は資産40億ドルと評価され、世界のトップ100人中62番目にランクされる。同氏の1995年の所得税額は4,179億TL(約954万ドル—年央レート換算)であり、トルコ多額納税者No. 1であった。

第2の財閥であるSabancı Holding の会長 Sakıp Sabancı は資産35億ドルと評

価され、世界のトップ100人中84番目にランクされる。

なお、コチ・グループの創始者 Vehbi Koçは1996年初め95才で逝去した。

〔備考2〕トルコに進出している日本企業で直接・間接的にサバンジ・グループと関係のある会社は非常に多い。サバンジ兄弟の一人である Özdemir Sabancı (Sabancı Holding Companyの役員、TOYOTASAの会長) が悲運にも1996年1月極左テロリストの凶弾に倒れ、生まれ故郷であり、サバンジ家の墓地があるアダナにて葬儀が行われた際イスタンブル在住の日本企業の代表者多数がわざわざ遠隔地のアダナに出向き葬儀に参列したほどである。

貧しく無学の青年が一代にして財閥を形成し、日本と最も関係の深い企業集団に発展させていることから、トルコでの事業展開を検討する場合、サバンジ物語の一端なりとも知っておくことはあながち無駄ではなからう。

(以下、Turkish Daily Newsによる)

創設者のオメル・サバンジはトルコ内陸部カイセリ県の出身である。14才の時職を求めて村を離れ、広大な綿畑で有名な肥沃なチュクロヴァ平野に向け450 kmの埃りっほい道を辿りアダナに到着したのは、オスマン・トルコ帝国が第1次世界大戦に負け、フランス軍の3年間にわたる占領から同地域をトルコ陸軍が解放した直後であった。長年の破壊的な戦争の後であり、トルコ経済は荒廃し、何万人もの青年が死亡し、不具者となっていた。

しかし、綿に対する巨大な世界的需要および同地域の綿畑が最盛期であったことからチュクロヴァ平野は若者に巨大なチャンスを提供していた。若いオメルは綿工場で重い梱包の綿荷を背中に担ぐ運搬人として働き始めた。正規の教育は受けていなかったが、やがて倏約と鋭い商才によりアダナでは知られるようになり、自身で小さな綿の商売を始めることとなった。

1923年共和国が形成されると、フランス占領時代末期からアダナで放棄されていた工場を再興するためにトルコ新政府はオメルを選んだ。

1934年政府がトルコ全国民に苗字をつけることを命じた時には、オメルはすでに金満家で、工場の所有者となっていたが、自己の卑しい出立時を偲び Sabancı (「鋤作り」の意) という姓とした。

1948年サバンジはAkbankを設立した。それは今やトルコの大銀行の一つである。1950年代半ばには、アパート建設や織物も手がけるようになり、世界で最大の織物工場の一つである巨大なBossas工場をアダナに設置した。2～3年後Aksigorta 保険会社を発足させた。

オメルが1966年に死亡した時には彼の商業的熟練、ビジネスへの鋭さおよび社会責任の強い意識が息子達に引き継がれていた。息子達の下で Sabancı Holding はトルコでは投資意欲の最も強いグループであり続け、中東では最大のポリエステル生産工場である SASA の如き会社を設立しており、また、有力な外国の会社とパートナーを組み、ノウハウと技術を導入することにより成長を鼓舞している。

サバンジ・グループは現在世界的にも強力な工業・商業帝国の一つであり、27,000人の従業員を擁し、Sakıp Sabancı (63才) が統率している。保険、観光、教育、保健および文化施設ならびに織物、合成繊維、食品、たばこ、プラスチック、紙、電子、データ処理、タイヤ、自動車、セメント、薬剤およびアグリビジネスの分野で活動を行っている。

1995年にはネット総合売上げ83.9億ドル、資産62.6億ドル、輸出 6.5億ドルで

あった。1993年にはイスタンブールのLevent地区にサバンジ・センターという立派な双子高層ビルが建設された。

Sabancı Holding Vakfa Foundationは、90余の学校、カルチャ・センター、学生寮、スポーツ施設を設置している。私立大学への寄与としてライバル社が設置したコチ大学に5千万ドルの寄付をしている。また、アダナに建設中の大きなモスクはすでに数年を経過しているが、最近サバンジ・グループが多額の寄付をしたことにより Sabancı Merkez Camii (サバンジ中央モスク) と命名された。

(注) ミナレット (尖塔) 6本のモスクは、トルコにおいてはイスタンブールにあるスルタン・アフメット・ジャミイ (別名ブルー・モスク) のみであったが、上記のアダナのモスクが2番目となる。

(2) 会社設立手続

トルコにおける会社設立については、主として商法 (1956年7月2日制定の法律第6762号) に規定されている。

現地法人 (トルコ企業との合弁事業または日本側のみの出資による) の設立あるいは外国法人の支店設置等の手続については、関係法令・通達や担当官庁組織の変更が多いことならびにトルコ語による書類作成の要があることから当該事項専門の弁護士または会計事務所等に相談・依頼することが望ましいが、その概要要点 [総理府財務庁外資局1995年作成資料「FOREIGN INVESTMENT LEGISLATION AND APPLICATION FORMS」ならびに Arthur Andersen会計事務所 1992年作成資料 (その後の改正を加味) により作成] は次のとおりである。

1) 株式会社

a) 総理府財務庁 (UT) 外資局 (GDFI) への申請

—申請書に添付すべき書類—

① 外国居住の法人の場合

㉔ 活動証明書

商業会議所またはその他の該当局から取得

㉕ 年次報告書

外国投資者の前年度の年次活動報告書 (財務諸表を含む)

② 外国居住の自然人の場合

㉔ 旅券のコピー

㉕ 本人の商業・工業上の経歴に係わる詳細情報とそれを確認する文書

(注) 上記文書の㉔および㉕については、当該文書が作成された国におけるトルコ領事館により公証されねばならない。さもなければ、当該文書は国際私法に係わるハーグ協定の規定に基づき認可される。なお、㉔㉕がトルコ国内において公証される場合にはその他の証明は不要である。

③ 言明書

外国の株主 (投資者) が資本金として外貨 (最低 50,000 ドル) をトルコに導入し、トルコ・リラに転換することを言明する文書

④ 事業計画書 (フィジビリティ・レポート)

外資局により発行されている様式による事業計画書 トルコ語文2通

(注) 付属4. 「フィジビリティ・レポート記載事項」参照

- ⑤ 設立される会社の定款案
- ⑥ 輸入される機械・設備の先行インボイス、内容見本およびカタログならびにFOB (原産地国の通貨)、FOB (アメリカ・ドル)、CIF (トルコリラ) 価額および関税と料金を含む総体リスト3通
- ⑦ インセンティブ法令に規定されている書類
(インセンティブ恩恵を希望する場合)
- ⑧ 申請手続きを行う者に対し株主により付与される委任状
(委任状は公証人または上述の認証方法により認証されねばならない。)
- ⑨ 有用と思われるその他の情報および書類

この申請に基づき外資局は「投資許可および投資奨励証明書」を付与する。

【備考1】 総ての外資導入のトルコ側窓口になる外資局 (G D F I : General Directorate of Foreign Investment) は、総理府国家計画庁 (S P O) から、総理府財務貿易庁 (U T F T) を経て、財務貿易庁分離の後、総理府財務庁 (U T : Undersecretariat of Treasury) に移管されている。

【備考2】 外資局の投資許可取得後、発起人により定款を作成し、公証人の認証を受ける。(商法 272条)

この発起人は5人以上必要である。(商法 277条)

b) 商工省への申請

会社設立のためには商工省の承認も必要である。申請書に添付すべき書類は次のとおりである。

これらの文書に基づき審査をした後商工省は会社設立許可書を発給する。

- ① 設立される会社の定款コピー 6通 (全ての株主または委任された代理人により公証人の面前で署名されたもの)
- ② 外資局の投資許可書
- ③ 外資局により予知された条件に基づき実施された外貨の送金およびトルコ・リラへの換金を証明する外貨両替領収書
- ④ 資本金の最低 1/4 が商工省名義の特別口座に預託されたことを示す (トルコにある) 銀行の書簡
- ⑤ 設立される会社に資本参加の決定をなした法人株主の取締役会決議
- ⑥ 法人株主の定款
(注) 上記⑤⑥の文書は該当トルコ領事館により公証・承認されるか、ハーグ協定の規定に基づき認可されねばならない。)
- ⑦ 商工省より要求されるその他の書類

c) 商事裁判所への申請

1995年6月の改正により商事裁判所への申請・承認は不要となった。

(注) それ以前は、商工省の会社設立許可取得後、商工省により承認された定款および商工省の許可書のコピー4部を申請書に添え該当地区の商事裁判所に申請し、会社設立の承認を得なければならなかった。

d) 税務署への登録

会社は当該地区の税務署に登録をしなければならない。各種の税それぞれにつき個別の申請がなされる。株式会社が最低要求される税申請は次のとおり。

- ・ 法人税
- ・ 所得税（源泉課税分）
- ・ 付加価値税（VAT）
- ・ 印紙税

申請書に添付すべき文書は、（事務所の）賃貸借契約書、定款、署名登録である。その際、納税登録証が税務署によりスタンプされねばならない。

（注）納税登録証は会社事務所内に掲示しておく必要がある。

会社は納税登録番号を受領後、法定帳簿の公証を得るため公証役場に申請しなければならない。株式会社が保持することを求められる法定帳簿は次のとおり。

- ・ 現金出納簿
- ・ 預金・小切手・約束手形簿
- ・ 貸借対照表・財産目録簿
- ・ 仕訳帳簿
- ・ 総勘定元帳
- ・ 印紙税簿
- ・ 株主簿
- ・ 株主総会議事録簿
- ・ 取締役会決議議事録簿

送り状（Fatura）、経費領収書（Gider Makbuz）や納品伝票（Sevk Irsaliyesi）のような文書は公証されるか、さもなければ権限を与えられた印刷所において印刷されたものが使用される。

（注）「fatura」は、送り状（invoice）のことであるが、即金決済の場合当該金額を領収した旨署名することにより領収書としても使われる。

上記の公認領収書は「Gider Makbuz」というが、当事者間の領収書は「Makbuz」という。

e) 市役所の許可

市役所は営業施設（注：事務所、店舗等活動を行う場所）開設の許可書を発給するための権限ある機関である。申請書には会社の定款および賃貸借契約書が添付されねばならない。

当該市役所から得られた許可書は商業登記所に提出されねばならない。

f) 商業登記所への登記

定款、商工省の許可書は申請書に添付されねばならない。この登記が完了したとき、会社は成立し、商業登記証明書が発給される。

g) 商業登記の公告

商業登記証明書に基づき、会社の定款が商業登記公報（Commercial Registrar's

Gazette) に公告される。 (商法 300条)

h) その他の必要手続

会社は、人員の雇用に関し社会保険局および地方労働局への登録が必要となる。また、定款に係る収入印紙税は会社登記が行われた後3ヵ月以内に支払わなければならない。

2) 有限会社

a) 総理府財務庁外資局への申請

株式会社の場合と同じ。

b) 商工省への申請

株式会社の場合と同じ。

c) 商事裁判所への申請

不要。株式会社の場合と同じ。

d) 税務署への登録

有限会社は当該地区の税務署に登録をしなければならない。有限会社が最低要求される税申請は次のとおりであり、それぞれにつき個別の申請がなされる。

- ・ 法人税
- ・ 所得税 (源泉課税分)
- ・ 付加価値税
- ・ 印紙税 (場合により申請する)

税務署への申請書に添付すべき書類は、賃貸借契約書、定款、署名登録、外資局の許可書、投資者の旅券のコピー、商業登記証明書である。その際納税登録証が税務署によりスタンプされなければならない。

納税登録番号が得られた後、会社は法定帳簿の公証を得るため公証役場に申請しなければならない。有限会社が保持すべき法定帳簿は次のとおり。

- ・ 現金出納簿
- ・ 預金・小切手・約束手形簿
- ・ 貸借対照表・財産目録簿
- ・ 仕訳帳簿
- ・ 総勘定元帳
- ・ 印紙税簿 (税務署に申請した場合)
- ・ 株主簿
- ・ 株主決議議事録簿

e) 市役所の許可

株式会社の場合と同じ。

f) 商業登記所への登記

株式会社の場合と同じ。

g) 商業登記の公告

株式会社の場合と同じ。

h) その他の必要手続

株式会社の場合と同じ。

3) 支店

a) 総理府財務庁外資局への申請

株式会社の場合と同じ。

b) 商工省への申請

外国法人の支店を設置するためには、商工省の認可も必要であり、その申請書に添付すべき書類は次のとおり。

- ・ 親会社の定款
- ・ 外資局の投資許可書
- ・ 支店長に付与された委任状
- ・ トルコにおける支店設置に係る親会社取締役会の決議
- ・ 商工省により要求されるその他の書類

その他の事項については、株式会社の場合と同じ。

c) 税務署への登録

有限会社の場合と同じ。ただし、支店が保持すべき法定帳簿は次のとおり。

- ・ 現金出納簿
- ・ 預金・小切手・約束手形簿
- ・ 貸借対照表・財産目録簿
- ・ 仕訳帳簿
- ・ 税勘定元帳
- ・ 印紙税簿（場合により）

d) 市役所の許可

株式会社の場合と同じ。

e) 商業登記所への登記

支店登記のための商業登記所への申請書には、商工省から得られた文書が添付される。

f) 商業登記の公告

商業登記所により受理されたフォーマットは商業登記公報に公告される。

g) その他の必要手続

支店は、人員雇用に関し社会保険局および労働局への登録が必要となる。定款に係わる印紙税は会社登記後3カ月以内に支払わねばならない。

4) 駐在員事務所

a) 総理府財務庁外資局への申請

申請書に添付すべき書類は次のとおり。

- ① 活動証明書
(前記と同様に、トルコ領事館により認証されるか、ハーグ協定の規定に基づき認証される。)
- ② 前年の年次活動報告書(前年の貸借対照表を含む)
- ③ 駐在員事務所の全ての経費が外国から送金される外貨資金により支払われることを示す言明書
- ④ 駐在員事務所が遂行する活動内容、雇用される人員数および年間に支出が見込まれる経費総額に係る詳細なインフォメーション
- ⑤ 駐在員事務所を管理運営する者に付与された委任状
- ⑥ 駐在員事務所を設置する会社の定款

b) 税務署への登録

駐在員事務所は所轄の税務署に登録を行う。申請を行うべき税は、所得税(源泉課税分)のみである。

(注) 駐在員事務所の場合、従業員は所得税支払い不要の実態もあるよしてあり、検討を要す。

駐在員事務所が保持すべき最低限の法定帳簿は次のとおり。

- ・ 現金出納簿
- ・ 仕訳帳簿
- ・ 総勘定元帳

c) 市役所の許可

株式会社の場合と同じ。

d) その他の必要手続

駐在員事務所は、人員の雇用に関し社会保険局および労働局への登録が必要となる。

5) プロジェクト事務所

a) 発注者との契約締結

トルコ所在の発注先企業等と工事等の契約を締結する。

b) 事務所の住所確定

事務所の正式住所を定める。

c) 税務署への登録

所轄税務署にて発注先企業との工事等の契約書を提示し、プロジェクト事務所としての税務登録を行い、納税者番号およびinvoice 発給許可を得る。

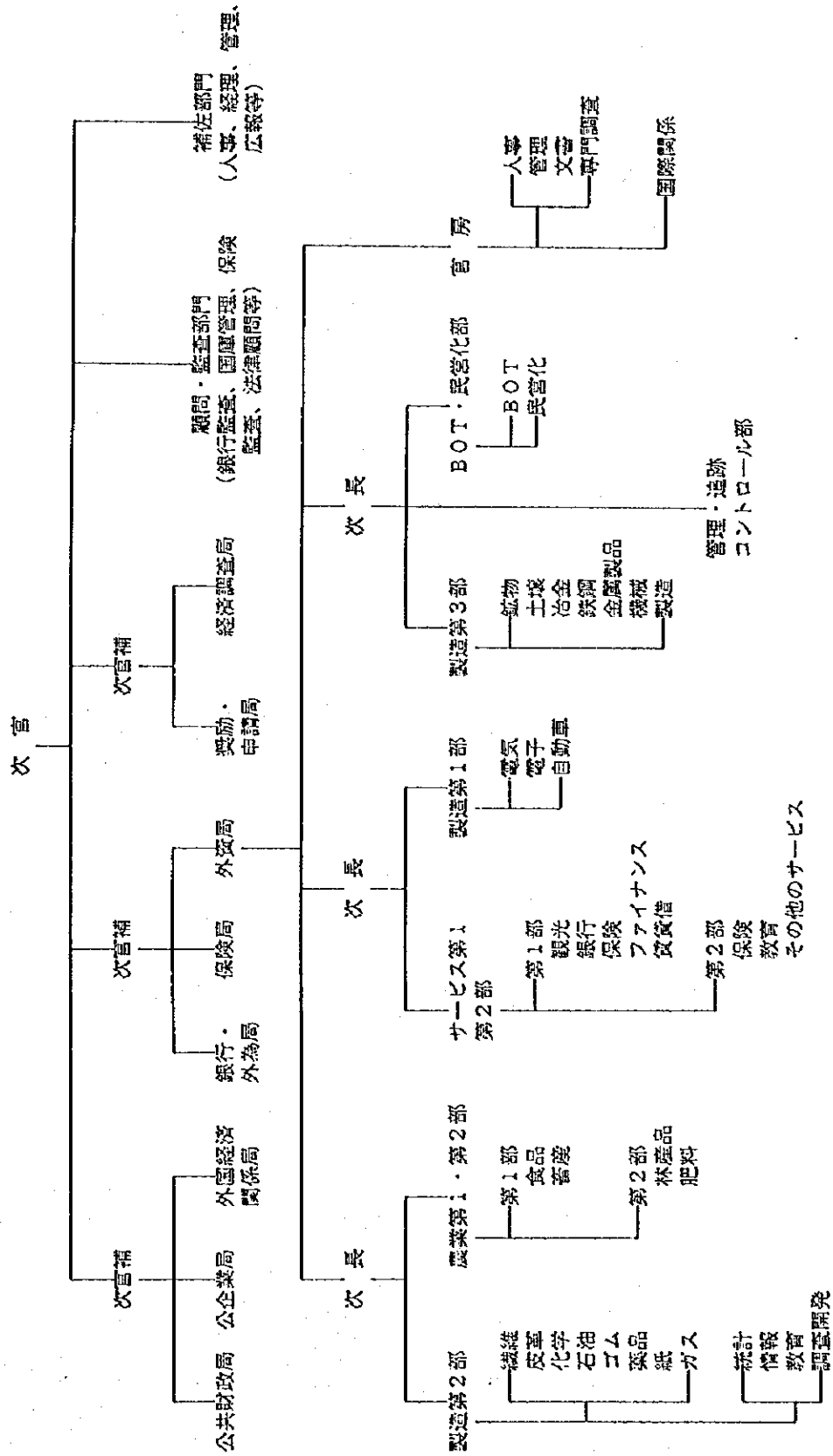
d) 市役所の許可

事務所開設につき所轄市役所に通報する。

e) その他の必要手続き

派遣社員の労働許可については、発注先企業に勤務する形態としての手続きを行い、現地スタッフの雇用に関しては社会保険局および労働局への登録が必要なことは他と同じ。

図2-2-5 総理府財務庁外国投資局組織図



駐在員事務所は、人員の雇用に関し社会保険局および労働局への登録が必要となる。

5) プロジェクト事務所

a) 発注者との契約締結

トルコ所在の発注先企業等と工事等の契約を締結する。

b) 事務所の住所確定

事務所の正式住所を定める。

c) 税務署への登録

所轄税務署にて発注先企業との工事等の契約書を提示し、プロジェクト事務所としての税務登録を行い、納税者番号およびinvoice 発給許可を得る。

d) 市役所の許可

事務所開設につき所轄市役所に通報する。

e) その他の必要手続き

派遣社員の労働許可については、発注先企業に勤務する形態としての手続きを行い、現地スタッフの雇用に関しては社会保険局および労働局への登録が必要なことは他と同じ。

(3) 派遣社員の諸手続

派遣社員としての主要な諸手続は次の如きものである。

1) 入国査証

滞在期間が3カ月未満で観光等を目的として入国する場合は入国査証は不要であるが、それ以外は渡航前にトルコ大使館(領事館)にて入国査証を取得する。なお、入国査証取得に当たって労働許可は不要である。

2) 労働許可

現地法人や外国法人の支店等に派遣社員として勤務する場合は、総理府財務庁外資局に労働許可(扶養親族は不要)の申請を行う。必要書類は次のとおり。

① 「外国人申請様式」の写し4通。

この様式は労働許可申請のための所定の様式であり、当該外国人および雇用者により署名される。

(注) 同様式記載事項については、付属「労働許可取得申請様式」参照

- ② 当該外国人について
- ㊸ 旅券のコピー（トルコにおける公証人により認証されたもの）
 - ㊹ 当該者が外国共同経営者の代表の場合、それを確認する書類
 - ㊺ 婚姻証明書のコピー（当該外国人がトルコ市民と結婚している場合）
 - ㊻ 卒業証書、免許状のコピー
 - ㊼ その他の情報および書類
（当該外国人が任命される業務に適格であることを示すに役立つと思われるもの）
 - ① 写真3枚
- ③ 外国人を雇用する企業について
税務署により認証された雇川者の前年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）および（もしあれば）投資・輸出奨励証明書の写し

労働許可は通常2年以内の期間付与され、以後更新手続を行う必要がある。なお、6カ月未満雇用される場合には、当該人が居住する県所轄の警察局に直接申請する。

3) 滞在許可

滞在期間が3カ月以上となる外国人は全て居住地域所轄の警察局（Emniyet Mordorlogo）外事部（Yabancılar Subesi）に申請し、居住許可証（İkamet tezkeresi）を取得しなければならない。

（注）警察局は内務省に所属する部局であり、各県に県警察局がある。

a) 新規申請

通常入国後1カ月以内に所轄の警察局に申請する。所要の書類は次のとおり。

- ① 当該人名義の申請書
- ② 勤務先（会社）の申請書
（注1）上記①②の文書は、居住地域の県知事室（Valilik makamı）あてのものであり、担当官のサインを得た後警察局に提出する。
（注2）上記②は、会社の関連事項を記載するほか、該当者が居住許可を申請する旨記述する。
- ③ 当該人の担当業務内容を説明する勤務先（会社）作成の申告書（İs Vaziyet Beyannamesi）およびそのコピー2部
（注）オリジナル文書には収入印紙貼付けの要あり。
- ④ 外資局の労働許可書コピー
（注1）次の場合の如く外資局から労働許可を取得しないときには、上記②については労働許可および居住許可を申請する旨記述する。
 - ・ 上記の如き外国系企業に6カ月未満就労の場合
 - ・ 地場企業に勤務する場合
 - ・ トルコ政府（カウンターパート機関）に勤務する技術協力派遣専門家の場合
 （注2）上記の場合、外資局の労働許可書に代わるものとして勤務先にて労

働証明書を作成する。

(注3) 扶養親族で就労しない場合、居住許可のみ申請する旨記述する。

⑤ 居住証明書

(注) 居住地区のmuhtar (区長) 発給の居住証明書を求められることがある。

⑥ 当該人のパーソナル事項を記載した文書

(注) 上記⑤⑥の文書は、警察局あてであり所定の様式がある。

⑦ 当該人の旅券のコピー 1部

(注) トルコの公証人により認証された旅券のコピーを要求される場合もある。

⑧ 当該人の写真 (3.5×4 cm) 6枚

⑨ 居住許可証の様式 1部

(注) 地方財務局 Defterdarlıkで購入する。

申請後通常約1カ月余りで居住許可証が発給される。滞在許可期間は入国日から2年以内 (通常1年以内で数カ月ということもある) である。なお、旅券の有効期限に限定される。

(注1) 居住許可証は、イカメット (Ikamet) と俗称し、トルコ人が所持する身分証明書とは全く様式を異にし、外国人専用のものである。

(注2) 申請書記載事項 (住所、旅券番号、既・未婚別など) に変更が生じる場合には、その都度所轄の警察局に届け出なければならない。

(注3) 任国外出張・旅行等で出国の際、出入国管理担当官から旅券のほか居住許可証の提示を求められる。

b) 更新申請

滞在許可期限の (通常) 1カ月前に更新申請を行う。所要の文書は新規申請の場合とほぼ同じであり、相違点は次のとおり。

⑥ 当該人のパーソナル事項を記載した文書については略式化される。

⑧ 当該人の写真 3枚

⑩ 当該人所持の居住許可証のコピー 1部

(注) 旅券が更新された場合は新旅券のコピーを提出する。

申請後通常約1カ月 (新規申請の場合よりは短期間) で (更新) 居住許可証が発給される。滞在許可期間は旧居住許可証の期間終了日から2年以内 (通常1年以内で数カ月ということもある) である。なお、更新の場合も滞在許可期間は旅券の有効期限に限定される。

(注1) 更新の手続き中に出国の必要が生じる場合には、当該警察局において「更新手続き中である」旨の証明書を発給して貰う。

(注2) 滞在許可期限前に出国し期限後に再入国する場合には、再入国後更新申請を行うことも可能である。

(注3) 滞在許可期間は通常最長1年間であり、毎年更新手続きを行う。

4) 出資者としての登録

株式会社の場合は最低5人、有限会社については最低2人の出資者が必要である。したがって、出資する企業（自然人を含む）数が所定数を充足する場合は問題はないが、所定数に達しない場合は便法を取らざるを得ない。

たとえば、企業1社が100%出資をして有限会社を設立する場合、派遣社員のうち1名（通常 現地法人の代表者となる者）を（極少額の出資により名目的なものにせよ）出資者として登録する。

なお、トルコにおいては入国査証上の制約や労働法上の制約（雇用し得る外国人の割合等）が厳しくないこともあり、多数の派遣社員を名目的な出資者として登録する必要はない。

5) 委任状の発給

現地法人にあっては大株主としての本邦企業本社の権限行使のため本社代表者からの委任状がトルコ法制上から必要であり、通常首席派遣社員あるいは（首席派遣社員が現地法人の代表者となる場合には）次席または総務担当派遣社員あてに発給される。この委任状は日本の公証役場において作成され、トルコ大使館（領事）の認証を得る必要がある。

支店や駐在員事務所の代表者については支店や駐在員事務所の運営・管理等に必要な権限を付与する旨の本社代表者からの委任状が必要となる。

6) 署名登録

トルコにおいては、通常一般的な文書（住宅の賃貸借契約書を含め）の署名に一々署名証明を添付することはないので、署名登録をせずに過ごすことが多い。しかし、会社の重要文書においては署名証明が必要であり、公証役場に該当者の署名を登録し、署名証明を受けることができる。

7) 所得税の納付

トルコに住所を有し、またはトルコに継続して6カ月以上居住する外国人は、外交官および外国機関の公的職務に従事するものを除き、所得税を支払わねばならない。なお、特定の臨時的用務（ジャーナリスト、学者、科学者等）のためトルコに来ている外国人は、その滞在が6カ月以上にわたる場合でも給与所得税の支払い対象とならないことがある。

2-3. トルコの農業

2-3-1. 農林水産業の概況

(1) 一般

1960年以降工業化の推進が図られ、トルコ経済における農業の比重は年々下がりがつつあり、農林水産業の国内総生産(GDP)に占める割合は1990年の17.5%から近年では15%に減少しているが、依然として国民経済に果たす役割は大きい。因みに、日本の場合は1.7%(1994)に過ぎない。農林水産業部門のうち分野別シェアは、農業66.7%、畜産25.2%、林業2.7%、水産業5.3%である。(1994)

表2-3-1 各部門のGDPに対する割合
(単位：10億TL、%)

部 門	1991 年		1992 年		1993 年	
	金 額	割合	金 額	割合	金 額	割合
1. 農林水産業	90,788	15.8	153,345	15.3	259,334	15.1
2. 鉱工業	133,385	23.2	229,586	23.0	395,420	23.0
(1) 鉱業	8,747	1.5	13,219	1.3	19,264	1.1
(2) 製造業	111,350	19.4	188,751	18.9	326,588	19.0
(3) エネルギー	13,288	2.3	27,616	2.8	49,568	2.9
3. サービス	350,054	61.0	616,474	61.7	1,063,379	61.9
合 計	574,227	100	999,405	100	1,718,133	100

(出所：国家統計庁)

経済における農業の重要性は減少しているが、就業人口における農業部門のシェアは依然として45%レベルを維持しており、人口の重要な部分が未だ農業により生計を図っている。農業部門の就業人口は8,437千人(1993年10月)で、全就業人口19,338千人の43.6%を占めている。今後農業部門の労働力が工業やサービス部門に流出する傾向が強まるであろう。

トルコは世界でも数少ない食糧自給を達成している国、1980年代には7番目の食糧自給国であったが、今日では米、ミルク、砂糖、肉等の必需品を含め若干の食糧を輸入するようになっている。農業部門は最近までトルコの輸出の主要なシェアを占めていたが、現在でも輸出における農林水産物の役割は高く、全輸出額(15,345百万ドル、1993年)に占める農林水産物の割合は15.4%である。トルコ産の棉花を原料とした繊維製品など農産物加工品および工業用林産物を加えれば24.4%にもなる。

第6次開発計画の期間(1990~1994)において、農業生産は凡そ年間1.7%増大し、輸出は1.3%減少し、輸入は5%減少した。

1980年の農業センサスの結果によれば3,434千の農業世帯があったが、1991年には4,092千戸に増大した。これらの世帯のうち99%が50ha以下である。1980年には5ha以下の土地所有の世帯の割合は61.1%であったが、1991年には65.4%に増大した。

1991年にはこれらの世帯の96.4%は作物栽培と家畜飼育の両方を行っており、牧畜専業は3.6%に過ぎなかった。1991年の農業センサスの結果によれば、牛飼育者の71.9%は5頭以下であり、羊飼育者の31.6%は20頭以下である。

したがって、農業に従事している者の所得は他の分野より少ない。また、農業分野内における所得の配分には大きな差がみられる。

(2) 牧畜

牧畜は積極的な努力にも拘らず望ましい水準には到達していない。トルコ国における家畜の数は牧畜よりは農業の分野で発展している多数の国よりも多いが、単位あたりの生産性は非常に低い。牛の65～70%および羊の90～95%は在来品種である。

家畜飼育における主要な問題は、家畜数の大多数が低生産性の在来種であること、不十分な家畜の避難所、保留・給餌条件、技術情報およびマーケティング機会であり、さらに、商業的施設や家畜衛生サービスを展開するために求められる所要の資金蓄積は望ましい水準より遥かに少ない。また、この分野に係るユニオンや組合が全国的に十分に配置されていないことも問題である。

現在施行されている土地法は不十分で、牧草地は村の共有財産と考慮されており、無意識に使用されているか、野原に変わっている。したがって、それは今や規模的に非常に小さいものになっており、その特性を大幅に喪失している。家畜用の飼料作物が生育している土地は全耕作地の2.5～3.0%に過ぎず、それは望ましい水準には達していない。畜産が発展している諸国におけるこの率は25～30%に達している。

(3) 林業

トルコの森林はその構成、さらに数量と生物学的多様性を喪失しているが、森林を発展させるための研究は第6次計画期間(1990～1994)において継続されてきた。植林は206千ha、土壌侵食コントロールは33千ha、牧草地改良は6千haの土地で実施された。

しかし、これらの研究は第6次計画の3分の1レベルに留まった。同じ期間に68千haの森林が火事で失われ、113千haの森林が森林管轄から除外された。

森林資源を十分に利用し、保護し、発展させるために202千kmの林道が計画され、121千kmが1994年末に完成した。また、4シーズンに亘り森林内での労働を可能にするための安定装置を施した道路が20千km造成された。

森林火災への奮闘のためにさらに人々の啓蒙のために893の火事観測塔が建設され、715の緊急チームが結成された。

公共および民間部門により年間約29百万m³の木材生産が実現している。その68%は燃料に使われる。この率は開発国では5%である。供給ギャップを埋めるために木材の輸入が1985年から開始され、1993年には2.3百万m³に達した。

かくの如き展開にも拘らず、トルコの良質の森林地域は11%以上減少し、種々の理由により森林の喪失が継続している。この部門の主たる問題は不完全な土地登記、多目的な利用に係る不十分な管理計画、ならびに年間の植林、土壌侵食コントロール活動、国立公園、保護・保留地区、森林火災防衛と降雨被害支援への努力の非効率性であり、さらに森林地域の村落の社会・経済上の低いステータスも問題点である。

(4) 水産

水産物生産は1988年まで上昇を続け、その後減少が始まった。この減少は過度の捕獲/漁労、公害および生態系の変化に起因するものである。その結果、輸入が急激に増大し、輸出は減少した。

水産物生産は1988年には 676,200トン、1991年には 364,700トン、1993年には55,044トン、1994年には 601,100トンであった。

水産物の減少に大きな影響を及ぼしている公害の防止のために黒海沿岸諸国は議定書に署名している。また、黒海における漁業を保護し発展させるための研究がトルコの率先的な調整の下に遂行されている。

水産物および内海生産分野での活動のためのマスター・プランが策定され、水産物改善プロジェクトが実施される。

この部門の主要な問題は、寄生動物および病気についての防御およびコントロールサービスの不十分さならびに漁業開発、調査・開発活動、生産者のインフラ整備活動、市場取引に必要な冷凍・冷蔵施設、生産者の組織、指導・管理・開発を行う公的構造の不十分さである。

年間生産数値およびそれに影響する要因が明確化されていず、そのことが水産物資源の保護、開発、有効利用をさらに困難にしている。

2-3-2. 農業構造

(1) 土地利用

トルコの国土は 780,576km² (78,058千ha) であり、そのうち農地は 27,517 千haで国土の35.3%を占めている。また、牧草地・牧場は 21,745 千haで国土の27.9%、林地は 20,199千haで国土の25.9%を占めている。残余の10.9%は市街地、河川、湖沼、山岳等となっている。

トルコは山脈が海岸までせり出しているため、平野部が少なく、農地の大部分は標高 800 ~ 1,500mの高原に展開している。また、農地の大部分が降水量の少ない地域(乾燥~半乾燥地域)にあることもあり、休閒地は全農地の17.7% (489万ha, 1993年) にも達している。近年農業土木技術の進歩、灌漑・排水施設の普及、政府の休閒地への作付け奨励策等により休閒地を耕地として活用する傾向が増加している。

しかし、農業用地は土地利用計画の欠如、土壌侵食、非農業用途への転用等の理由により90年以降毎年およそ10万haずつ減少している。

(注) アンカラ大学イルハミ・ウンベル教授(作物学)はトルコにおいて農業の不適切な実施方法により惹起されるエロージョンにより毎年60万トンの土壌が喪失していると警告している。(1995.12.20, Turkish Daily News)

近年灌漑可能な農地は増加してきているが、1991年農業センサスでは農地(耕作地)総面積につき灌漑可能地は21.1%、畑作地は17.8%、永年作物地は27.0%、野菜・花卉園では78.3%である。

農地・森林等の面積(1990, 1993)は表2-3-2、1970年を基準とした農地面積の推移は表2-3-3、農地および森林地面積の年別推移は表2-3-4のとおりである。

1993年統計では、全農地面積 27,517 千haのうち畑作耕地(休閒地を除く) 18,922千ha、68.7%、(畑作)休閒地 4,887千ha、17.7%、野菜園 654千ha、2.4%、ブドウ園 567 千ha、2.1%、オリーブ園 872千ha、3.2%、その他の果樹園 1,615千ha、5.9%となっている。

(注) トルコでは統計上は莫大な面積の牧草地・牧場があることになっているが、牧場

に囲まれ青々とした牧草が繁茂し一見して牧場/牧草地と判る場所で多数の家畜が草を食んでいる風景に遭遇することは難しい。

表2-3-2 農地・森林等の面積 (単位:千ha、%)

区分	1990年		1993年	
	面積	シェア	面積	シェア
1. 農地	27,856	100	27,517	100
(1) 畑作	24,192		23,809	
1) 耕作地	18,868	67.7	18,922	68.7
2) 休閑地	5,324	19.1	4,887	17.8
(2) 野菜園	635	2.3	654	2.4
(3) ブドウ園	580	2.1	567	2.0
(4) オリーブ園	866	3.1	872	3.2
(5) その他果樹園	1,583	5.7	1,615	5.9
2. 牧場・牧草地	21,745		21,745	
3. 森林	20,199		20,199	
4. その他	8,258		8,604	
合計	78,058		78,058	

(出所: 国家統計庁)

表2-3-3 農地面積の推移 単位: %

年	農 地						人 口	
	畑作地		野菜園	ブドウ園	オリーブ園	その他果樹園		合計
	作付地	休閑地						
1970	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
1975	104.2	93.9	109.4	93.5	109.6	114.1	101.2	
1980	105.0	94.1	133.0	97.0	111.2	136.0	103.1	
1985	114.9	69.2	147.8	74.0	112.3	146.1	100.7	
1990	121.0	61.2	141.7	68.6	118.5	155.3	101.9	
1991	120.4	59.8	145.5	69.3	120.0	153.1	101.2	
1992	120.7	58.5	148.0	68.2	119.2	153.6	100.9	
1993	121.4	56.1	146.0	67.1	119.3	158.5	100.7	

(出所: 国家統計庁「Statistical Yearbook of Turkey 1994」より作成)

農地の所有者数について形態別にみると、個人 4,046,236(99.45%)、2人以上の共有 22,135 (0.54%)、その他(会社、組合、国営企業) 61 (0.01%)、合計 4,068,432 (100%)である。(1991)

(2) 農村

トルコの農村部の人口は、1935年の12,355千人から年々増加するものの増加率は鈍化の一途をたどり、1980年以降マイナスに転じることとなり、1990年には23,147千人(全体の

表2-3-4 農地および森林面積

(単位:千ha)

年	農 地						森 林	
	耕作地		野菜園	ブドウ園	オリーブ園	その他果樹園		合計
	作付地	休閑地						
1950	9,868	4,674	-	561	297	608	16,008	10,418
1955	14,205	6,793	-	707	443	660	22,808	10,418
1960	15,305	7,959	-	782	548	730	25,324	10,584
1965	15,294	8,262	-	800	643	862	25,861	10,584
1970	15,591	8,705	448	845	731	1,019	27,339	18,273
1975	16,241	8,177	490	790	801	1,163	27,662	20,170
1980	16,372	8,188	596	820	813	1,386	28,175	20,199
1981	16,711	8,204	568	800	833	1,397	28,513	20,199
1982	16,967	6,614	618	655	811	1,426	27,091	20,199
1983	17,164	5,854	678	655	814	1,453	26,618	20,199
1984	17,453	6,421	628	625	816	1,470	27,413	20,199
1985	17,908	6,025	662	625	821	1,489	27,530	20,199
1986	18,149	5,771	638	600	835	1,490	27,488	20,199
1987	18,781	5,574	609	590	856	1,517	27,927	20,199
1988	18,995	5,179	612	590	856	1,531	27,763	20,199
1989	19,036	5,234	610	597	857	1,563	27,897	20,199
1990	18,868	5,324	635	580	866	1,583	27,856	20,199
1991	18,776	5,203	652	586	877	1,560	27,654	20,199
1992	18,811	5,089	663	576	871	1,565	27,575	20,199
1993	18,922	4,887	654	567	872	1,615	27,517	20,199

(注) 1965年以前の野菜園の面積は、その他果樹園に含む。

(出所: 総理府国家統計庁発行 Statistical Yearbook of Turkey 1994より作成)

41.0%)であった。

農村部の人口シェアは、1935年 76.5%、1950年 75.0%、1955年 71.2%、1960年 68.1%、1965年 65.6%、1970年 61.6%、1975年 58.2%、1980年 56.1%、1985年 47.0%と農村部の比重が激減傾向を示している。これはトルコ経済の発展が第1次産業から第2次・第3次産業へと転換してきており、80年代に入り農村から都市部への人口流出が顕著となり、過去15年間に都市化が急激に進行し、都市人口は1980年から1994年の間に倍増した。農村部での人口が減少し、都市部特に大都市での急激な人口増が続いている。

表2-3-5 都市・農村人口の推移

年	都市人口		農村人口		前期対比増加率%	
	千人	%	千人	%	都市	農村
1935	3,803	(23.5)	12,355	(76.5)	-	-
1950	5,244	(25.0)	15,703	(75.0)	37.9	27.1
1960	8,860	(31.9)	18,895	(68.1)	69.0	20.3
1970	13,691	(38.5)	21,914	(61.5)	54.5	16.0
1980	19,645	(43.9)	25,092	(56.1)	43.5	14.5
1990	33,326	(59.0)	23,147	(41.0)	69.6	-7.8
1994	39,126	-	-	-	99.2	-

(注) 1994の都市人口は推定、増加率は1980年との対比。

(出所: 国家統計庁 Statistical Indicators)

(3) 農業従事者

全勤労者に対する農業従事者の割合は、1965年の72%から1985年には59%、1990年には54%に減少した。これは農村から多くの労働者が都市へ流出していったことを示すものである。年齢層別の農業従事者数を見ると20～45才の者の数が比較的少なく、逆に若齢者や高齢者が農村では80%以上も就農していることから、成年農業従事者の都市への流出が著しいことが理解される。また、若齢者も都市流出予備軍とも理解され、日本におけると同様に、青年は都市に流出し、農村は高齢者により支えられるという傾向が出始めている。

表2-3-6 年齢別農業従事者数
単位：人、()%

年 齢	男	女	合 計
9～12才	317,116	257,848	574,964 (4.9)
13～15	514,011	473,613	987,624 (8.4)
16～19	729,039	690,793	1,419,832 (12.0)
20～24	644,627	533,277	1,177,904 (10.0)
25～29	542,284	461,897	1,004,181 (8.5)
30～34	443,943	439,199	877,142 (7.4)
35～39	446,194	450,151	896,345 (7.6)
40～44	400,969	443,930	844,899 (7.2)
45～49	387,918	417,318	805,236 (6.8)
50～54	444,649	449,843	899,492 (7.6)
55～59	469,099	380,502	849,601 (7.2)
60～64	418,151	293,475	711,626 (6.0)
65～	499,708	257,005	756,713 (6.4)
合 計	6,257,708 (53.0)	5,548,851 (47.0)	11,806,559 (100.0) (100.0)

(出所：総理府国家統計庁「General Agricultural Census 1991」より作成)

なお、同農業従事者を形態的に大別すれば、次表のとおりである。

表2-3-7 形態別農業従事者数
単位：人、()%

	男	女	合 計
雇用者	9,519	1,413	10,932 (0.1)
自営農	3,304,196	209,347	3,513,543 (29.8)
無給家族労働者	2,856,279	5,299,022	8,155,301 (69.1)
使用人	87,714	39,069	123,783 (1.0)
合 計	6,257,708	5,548,851	11,806,559 (100.0)

(出所：国家統計庁「General Agricultural Census 1991」より作成)

(4) 経営規模

トルコにおける農家数は、1980年の農業センサスでは3,434千所帯であったが、1991年には4,068千所帯に増大した。これら農家は大きく大別すれば次表に示すようなものであり、農畜複合経営農家が全体の72.2%を占めている。

表2-3-8 農業活動形態および労働日数

	合 計		12才以上の男子		12才以上の女子		9~12才の子供	
	人 数	労働日数	人 数	労働日数	人 数	労働日数	人 数	労働日数
主要職業が農業で 従たる職業なし	11,175,806 (85.2)	2,504,126,020 (224.1)	5,473,374 (80.4)	1,197,567,034 (218.8)	5,136,387 (91.0)	1,206,179,232 (234.8)	566,045 (84.2)	100,379,754 (177.3)
主要職業が農業で 従たる職業あり	628,145 (4.8)	96,126,789 (153.0)	464,610 (6.8)	70,372,734 (151.5)	154,616 (2.7)	24,432,841 (158.0)	8,919 (1.4)	1,321,214 (148.1)
主要職業が非農業で 従たる職業なし	525,453 (4.0)	120,540,354 (229.4)	306,556 (4.6)	82,778,903 (269.9)	154,768 (2.7)	31,878,245 (206.0)	64,029 (9.5)	5,883,706 (91.9)
主要職業が非農業で 農業が従たる職業	775,941 (5.9)	175,643,424 (226.4)	547,589 (8.0)	129,626,719 (236.7)	195,873 (3.5)	39,516,739 (201.7)	32,479 (4.8)	5,499,966 (200.1)
主要職業、従たる職業 ともに非農業	18,588 (0.1)	3,472,737 (186.8)	12,639 (0.2)	2,466,882 (195.2)	5,195 (0.1)	880,260 (169.4)	754 (0.1)	125,595 (166.6)
計	13,123,933 (100.0)	2,899,909,824 (221.0)	6,804,868 (100.0)	1,482,812,272 (217.9)	5,646,839 (100.0)	1,302,887,317 (230.7)	672,226 (100.0)	114,210,235 (169.9)

(注) 人数欄の () は活動形態の人数の割合、労働日数欄の () は1人あたりの労働日数。

出所：総理府国家統計庁「General Agricultural Census 1991」

表2-3-9 トルコの農家数(1991)

	農耕専業	畜産専業	農耕・畜産	合計
農家数(戸)	993,685	139,692	2,935,055	4,068,432
シェア(%)	24.4	3.4	72.2	100.0

(出所：総理府国家統計庁「General Agricultural Census 1991」)

全農家数の92.6%は自己の所有にかかる農地のみを耕作する農家で、その経営面積も89.3%を占めている。借地もしている農家は5.8%、借地だけの耕作者(小作農)は1.2%である。また、家畜飼育専業者の中には土地を持たない者が102千戸もある。

表2-3-10 土地保有形態別農家割合(1991)

	農家数	農地面積
自己所有農地のみを耕作	92.57 %	89.30 %
所有地と借地を耕作	5.78	9.75
借地のみを耕作	1.18	0.58
共同耕作	0.31	0.26
その他の形態	0.11	0.09
2つ以上の形態	0.05	0.03
計	100	100

(出所：国家統計庁)

総農地面積は23,451,099 ha(1991)であるから、全農家数の平均でみれば1戸当たり5.76 haとなる。

これらの農家を規模別で見ると表2-3-11のとおりであり、1991年では2.0 ha以上4.9ha未満が最多で32.1%、1.0ha以上1.9ha未満が19.0%、5.0ha以上9.9ha未満が18.0%、10ha以上19.9ha未満が9.7%である。また、100ha以上は0.3%、さらに500 ha以上となると0.01%にすぎない。

表2-3-11 農地規模別所有者・面積

規模 (ha)	1991農業センサス	
	所有者数	面積
0.5 未満	251,686 人 (6.34%)	66,706 ha (0.28%)
0.5 ~ 0.9	381,287 (9.61)	251,109 (1.07)
1.0 ~ 1.9	752,156 (18.96)	1,004,250 (4.28)
2.0 ~ 4.9	1,274,609 (32.13)	3,866,896 (16.49)
5.0 ~ 9.9	713,149 (17.98)	4,675,069 (19.94)
10.0 ~ 19.9	383,323 (9.66)	4,921,663 (20.99)
20.0 ~ 49.9	173,774 (4.38)	4,648,743 (19.82)
50.0 ~ 99.9	24,201 (0.61)	1,498,249 (6.39)
100.0 ~ 249.9	10,266 (0.26)	1,385,662 (5.91)
250.0 ~ 499.9	1,930 (0.05)	653,808 (2.79)
500.0 以上	441 (0.01)	478,943 (2.04)
合計	3,966,822 (100)	23,451,099 (100)

(出所：国家統計庁)

2-3-3. 農産物の生産状況

トルコは自然条件の多様性もあり多種多様の作物に恵まれており、表2-3-12の如き状況であり、穀類、豆類が作付面積・生産量とも大きなウエートを占めている。

(1) 畑作物

1992年統計では、畑作耕地（休閑地を除く）面積は18,811千haで全農地面積27,575千haの68.2%を占める。

畑作物のうち穀類作付面積は13,934千haで74.1%を占めている。なかでもコムギの作付面積が最も多く9,600千haで、畑作地の51.0%、穀類作付地68.9%を占めている。他の主な穀類としてはオオムギ 3,440千ha（穀類作付地の24.7%）、トウモロコシ 525千ha 3.8%）、ライムギ 154千ha（1.1%）等がありイネも若干（43千ha）栽培されている。

豆類の生産は、2,084千haで畑作地面積の11.1%を占めている。このうちヒヨコマメ 856千haとレンズマメ 745千haとで豆類の76.9%を占めている。

工芸作物の作付面積は 1,445千haで畑作地の 7.7%を占めるにすぎない。ワタ 637千ha（工芸作物の44.1%）、タバコ 331千ha（同22.9%）、テンサイ 400千ha（同27.7%）が主体であるが、その他アニス、ケシ、タイム等が少量生産されている。

油料作物は 771千ha（畑作地の 4.1%）作付けられ、主なものはヒマワリ 613千ha、ゴマ83千ha、ダイズ46千ha、ラッカセイ28千haである。ナクネは年々減少し、現在は殆ど作られていない。その他綿実油も生産されている。なお、ダイズは全て食用油仕向けであり、食用としては使われない。

塊茎作物についてみると、作付面積は 297千ha（畑作地の 1.6%）であり、その主なものはジャガイモ 195千ha、クマネギ91千ha、ニンニク9千ha等である。

表2-3-12 畑作物の作付け・収穫面積、生産量、収量（1992）

	作付面積	収穫面積	生産量	収量
	ha	ha	ton	kg/ha
総計	18,532,038	18,282,499	55,501,308	-
穀類	13,933,945	13,731,104	29,071,250	-
コムギ	9,600,000	9,458,687	19,300,000	2,040
オオムギ	3,440,000	3,383,660	6,900,000	2,039
ライムギ	154,000	149,788	230,000	1,536
エンバク	133,000	132,717	240,000	1,808
スベルトコムギ	14,700	14,700	18,000	1,224
トウモロコシ	525,000	524,434	2,255,000	4,243
キビ	3,500	3,500	4,100	1,171
イネ	43,000	42,978	129,000	3,002
Ku-yemi (Canary seed)	95	95	150	1,579
Mahl t (Mixed grain)	20,650	20,545	25,000	1,217
豆類	2,083,918	2,047,902	1,822,470	-
ソラマメ	36,500	36,497	68,000	1,863
エンドウ	1,600	1,597	4,000	2,505
ヒヨコマメ	856,000	827,538	770,000	930

次頁へ続く

	作付面積	収穫面積	生産量	収量
	ha	ha	ton	kg/ha
豆類				
ドライ・ビーン	168,000	167,238	200,000	1,196
レンズマメ (緑)	230,000	226,228	170,000	751
レンズマメ (赤)	515,000	514,876	430,000	835
インゲンマメ	2,200	2,200	2,100	955
Cow vetches	260,000	257,144	165,000	642
Wild vetches	10,550	10,516	9,000	856
その他の豆類	4,068	4,068	4,370	-
工芸作物	1,445,417	1,440,782	16,094,506	-
タバコ	331,158	331,158	334,276	1,009
テンサイ	400,331	396,243	15,126,116	38,174
タイマ (繊維)	3,370	3,370	4,409	1,308
ケシ	16,393	16,393	6,250	381
アニス	33,000	32,991	25,000	758
ワタ	637,478	637,478	573,706	900
アマ (繊維)	1,176	1,176	45	38
その他	22,511	21,973	24,704	-
油料作物	771,458	765,818	2,061,082	-
綿実	-	-	905,350	1,420
ゴマ	83,000	82,772	34,000	411
ヒマワリ	613,000	607,588	950,000	1,564
ケシの実	-	-	7,048	430
アマ (実)	-	-	758	645
タイマ (実)	-	-	800	237
ラッカセイ	28,800	28,800	67,000	2,326
ダイズ	46,000	46,000	95,000	2,065
ベニバナ	158	158	126	797
ナタネ	500	500	1,000	2,000
塊茎作物	297,300	296,893	6,452,000	-
ドライオニオン	91,350	91,072	1,700,000	18,667
ドライガーリック	9,200	9,194	67,000	7,287
ジャガイモ	195,000	194,877	4,600,000	23,605
飼料用ビート	1,750	1,750	85,000	48,571

(注) 油料作物の「綿実」、「ケシの実」、「アマ (実)」、「タイマ (実)」の作付面積は、夫々工芸作物の「ワタ」、「ケシ」、「アマ」、「タイマ」の作付面積と同じ。

(2) 野菜

野菜の生産は、表2-3-14の如きものであり、作付面積は 663千ha(1992)で、全農地面積の 2.4%にあたる。総生産量は 17,468 千トン(1992)で近年著しく増大している。

主要なものは、果菜類(14,864千トン)ではスイカ・メロン(5,300千トン)、トマト(6,450千トン)、キュウリ(1,050千トン)、ナス(750千トン)、ピーマン(954千トン)のほかナンキン、オクラ等である。

葉菜類(1,420千トン)ではキャベツ(702千トン、紫キャベツを含む)、レタス(195千トン、リーフレタスとヘッドレタス)、リーキ(310千トン)、ホウレンソウ(153千トン)等である。

豆類(583千トン)ではインゲンマメ(453千トンが)最も多くそのほかソラマメ、グリーンピース、カラベンスがある。

根菜類(532千トン)ではニンジン(190千トン)が多く、赤ダイコン(77千トン)、グリーンオニオン等がある。

トルコの野菜生産では、露地栽培が一般的であるが、温室(ガラス・ビニールハウス)やトンネル栽培の導入も近年普及してきている。地中海沿岸地域のアンタルヤ、イチュエル、ムーラの3県ではハウス栽培の導入が進んでおり、栽培野菜はトマト、キュウリ、ピーマンが主体となっている。トンネル栽培はアグナ県に多く、専らスイカ栽培に用いられている。

表2-3-13 野菜の生産量(1992)

生産量(ト)		生産量(ト)	
総計	17,467,920	果菜類	14,864,000
葉菜類	1,419,638	メロン	1,620,000
ディル	268	スイカ	3,680,000
キャベツ	585,000	パンプキン	64,000
紫キャベツ	117,000	スカッシュ	276,000
アーティチョーク	10,000	キュウリ	1,050,000
セロリー	9,000	ナス	750,000
リーフ・レタス	85,000	オクラ	20,000
ヘッド・レタス	110,000	トマト	6,450,000
パセリ	20,000	ピーマン	380,000
ミント	2,200	長ピーマン	574,000
ホウレンソウ	153,000	根菜類	531,630
洋ネギ	310,000	ニンニク	27,000
フダンソウ	11,500	クマネギ	212,000
ロカ	170	ニンジン	190,000
Semizotu (Purslane)	5,000	ワサビダイコン	24,000
Tere (Cress)	1,500	赤ダイコン	77,000
豆類野菜	583,132	カブ	730
インゲンマメ	452,000	キクイモ	900
エンドウ	37,000	その他の野菜	69,520
ソラマメ	54,000	カリフラワー	69,500
ウズラマメ	35,000	アスパラガス	20
ササゲ	5,132		

(注) 野菜作付面積: 662,551 ha

(出所: 国家統計庁「Agricultural Structure and Production 1992」)

(3) 果樹

果樹類の作付面積は、オリーブ園 871千ha、ブドウ園 576千ha、その他果樹園1,565千ha、合計 3,012千ha(1992)で全耕地面積の10.9%を占める。

主要な果樹は、仁果類(植付本数 57,181千本、生産量 2,616千トン)ではリンゴ(植付本数 38,585千本、生産量 2,100千トン)が最も多く、西洋ナシ(植付本数 14,600千本、生産量 420千トン)の他カリン、ピワ等がある。

核果類(植付本数 134,096千本、生産量 1,966千トン)ではモモ(植付本数11,880千本、生産量 370千トン)、アンズ(植付本数 10,420千本、生産量 320千トン)、スモモ(植付本数 8,440千本、生産量 190千トン)、オウトウ(植付本数6,710千本、生産量 155千トン)等である。

殺果類(植付本数 17,562千本、生産量 3,925千トン)ではヘーゼルナッツ(植付本数

261,000 千本、生産量 520千トン)、クルミ(植付本数 4,500 千本、生産量 120千トン)、クリ(植付本数 2,528千本、生産量 85千トン)、アーモンド(植付本数 4,727千本、生産量 47千トン)、ピスタチオ(植付本数 38,600千本、生産量 29 千トン)がある。

柑橘類(植付本数 25,754千本、生産量 1,674千トン)ではオレンジ(植付本数12,090千本、生産量 820千トン)、マンダリン(植付本数 7,950 千本、生産量390 千トン)、レモン(植付本数 5,135 千本、生産量 420千トン)、グレープフルーツ(植付本数 459千本、生産量 40 千トン)が主要なものである。

オリーブの植付面積(871 千ha)は全果樹園面積の28.9%を占め、植付本数は87,088千本、生産量は 750千トンで、その7割がオリーブ油用であり、3割は食卓用に供される。

ブドウの植付面積(576 千ha)は全果樹園面積の19.1%を占め、生産量は3,450 千トンで、その大部分はワインの原料で、残余は干しブドウに使われる。

その他の果樹としては、イチジク(植付本数 10,704 千本、生産量 250千トン)、クワ(植付本数 3,410千本、生産量 80 千トン)、ザクロ(植付本数 2,685千本、生産量 50千トン)、カキ(植付本数 400千本、生産量 10 千トン)、バナナ(植付本数1千本、生産量20千トン)等がある。

表 2-3-14 果樹の植付本数と果実生産(1992)

	果樹の本数			生産量 ton
	合計	結果樹数	未結果樹数	
総計	545,948,000	475,217,000	70,731,000	10,981,700
仁果類	57,181,000	46,672,000	10,509,000	2,616,000
ナシ	14,600,000	11,870,000	2,730,000	420,000
マルメロ	3,240,000	2,717,000	530,000	80,000
リンゴ	38,585,000	31,470,000	7,115,000	2,100,000
セイヨウカリン	445,000	391,000	54,000	6,000
ビワ	311,000	231,000	80,000	10,000
核果類	134,096,000	119,455,000	14,641,000	1,965,700
スモモ	8,440,000	7,140,000	1,300,000	190,000
ナツメ	585,000	490,000	95,000	5,700
アズキ	10,420,000	7,940,000	2,480,000	320,000
アウトウ	6,710,000	5,160,000	1,550,000	155,000
ミズキ	1,603,000	1,230,000	373,000	14,000
モモ	11,880,000	10,350,000	1,530,000	370,000
サワーチェリー	4,470,000	3,440,000	1,030,000	96,000
野生アズキ	2,900,000	2,445,000	455,000	65,000
オリーブ	87,088,000	81,260,000	5,828,000	750,000
柑橘類	25,754,000	22,595,000	3,159,000	1,674,000
グレープフルーツ	459,000	340,000	119,000	40,000

次頁へ続く

	果樹の本数			生産量
	合計	結果樹数	未結果樹数	

				ton
柑橘類				
レモン	5,135,000	4,650,000	485,000	420,000
ミカン	7,950,000	7,150,000	800,000	390,000
オレンジ	12,090,000	10,350,000	1,740,000	820,000
ダイダイ	120,000	105,000	15,000	4,000
堅果類	311,355,000	271,314,000	40,041,000	801,000
ピスタチオ	38,600,000	22,000,000	16,600,000	29,000
クルミ	4,500,000	3,380,000	1,120,000	120,000
アーモンド	4,727,000	3,980,000	747,000	47,000
ヘーゼルナッツ	261,000,000	240,000,000	21,000,000	520,000
クリ	2,528,000	1,954,000	574,000	85,000
漿果類、その他	17,562,000	15,181,000	2,381,000	3,925,000
クワ	3,410,000	2,780,000	630,000	80,000
イチジク	10,704,000	9,580,000	1,124,000	250,000
カロブフルーツ	363,000	316,000	47,000	15,000
ザクロ	2,685,000	2,200,000	485,000	50,000
カキ	400,000	305,000	95,000	10,000
-----	ha	ha	ha	-----
ブドウ ☆	576,000	576,000	-	3,450,000
バナナ ☆	1,132	1,132	-	20,000
イチゴ ☆	5,935	5,935	-	50,000

(注) ☆印は面積 (ha) 表示であり、植付本数合計には含まない。
この統計ではイチゴを果樹に含めている。

(出所：国家統計庁「Agricultural Structure and Production 1992」)

(4) 茶

茶の生産は主として黒海地方で行われているが、その推移は次表のとおりである。

表 2-3-15 茶の生産推移

年	生産農家数 戸	栽培面積 ha	収穫量 ト	乾燥茶生産量 ト
1975	127,732	50,288	261,797	55,572
1980	178,805	53,811	476,066	95,889
1985	190,620	66,947	624,214	137,116
1990	202,904	90,575	608,440	122,754
1991	215,278	88,639	682,858	136,887
1992	215,388	89,345	724,383	144,025
1993	214,542	89,330	578,500	117,099

(出所：国家統計庁「Statistical Yearbook of Turkey 1994」
および「The summary of Agricultural Statistics 1992」)

[備考]

農地規模別の作物栽培分野の割合は次表の如き状況である。

表 2-3-16 農地規模別栽培分野の割合 (%、1991)

規模 (ha)	畑作地		野菜・花卉園	果樹園 (その他 永年作物を含む)
	作付地	休閒地		

0.5 未満	46.73	1.36	18.94	32.97
0.5 ~ 0.9	58.42	2.99	8.95	29.63
1.0 ~ 1.9	64.53	4.02	5.85	25.60
2.0 ~ 4.9	68.30	9.29	3.91	18.50
5.0 ~ 9.9	72.22	13.49	2.82	11.48
10.0 ~ 19.9	74.98	16.96	1.98	6.08
20.0 ~ 49.9	74.14	21.11	1.49	3.25
50.0 ~ 99.9	77.34	19.19	1.23	2.25
100.0 ~ 249.9	82.38	15.34	0.36	1.92
250.0 ~ 499.9	85.27	12.91	0.38	1.44
500.0 以上	88.90	10.59	0.03	0.47
合 計	73.59	14.93	2.41	9.04

(出所：国家統計庁「Statistical Yearbook of Turkey 1994」)

(5) 牧畜

トルコにおける農家の75.6%は何等かの家畜を飼育しているが、牧畜専業農家は全農家の3.4%しかない。

飼育家畜・家禽数は表2-3-17、表2-3-18のとおりである。肥育家畜総数は63,747千頭(1992)であり、主なものは羊(39,418千頭)、牛(11,951千頭)、山羊(9,440千頭)、アンゴラ山羊(1,014千頭)である。乳牛は6,070千頭である。

家禽の飼養総数は145,052千羽(1991)でニワトリは近年急激に増大しており、その飼養数は139,207千羽で、そのうちブロイラーが88,380千羽、産卵鶏が50,827千羽である。その他の主なものは七面鳥(3,133千羽)である。

表2-3-17 家畜生産の推移

単位：千頭

	1986	1990	1991	1992	1993
馬	600	513	496	483	450
騾馬	216	202	192	181	172
ロバ	1,188	985	944	895	841
ラクダ	2	2	2	2	2
牛	12,713	11,377	11,973	11,951	11,910
水牛	540	371	366	352	316
羊	43,758	40,553	40,433	39,416	37,541
山羊	11,295	9,698	9,579	9,440	9,192
アンゴラ山羊	2,111	1,279	1,185	1,014	941
豚	8	12	10	12	9
合計	72,431	64,992	65,180	63,746	61,374

(出所：国家統計庁「Statistical Yearbook of Turkey 1994」)

表 2-3-18 家禽等の生産推移

	1986	1990	1991	1992	1993
鶏 (千羽)	58,039	96,676	139,206	152,530	178,260
七面鳥 (千羽)	3,207	3,127	3,133	3,333	3,340
蜜蜂 (千羽)	2,587	3,284	3,429	3,540	3,686
蚕 (箱)	71,794	80,554	50,623	27,732	25,584
鶏卵 (百万個)	5,449	7,669	7,668	8,215	10,006
蜂蜜 (トン)	36,949	51,286	54,665	60,318	59,207
蚕繭 (トン)	1,920	2,171	1,353	782	716

(出所：国家統計庁「Statistical Yearbook of Turkey 1994」)

【備考】

トルコの主要農業生産物のうち特徴的なものにつき1981年から1993年への推移を見れば次表のとおりである。食肉、砂糖、小麦等の種々の食糧品につき政府の輸入決定が最近しばしば新聞等で報道されている。トルコは世界で食糧を自給し得る7カ国の一つということが自慢であったが、最近15年間に総人口36.8%増、都市人口99.2%増ということもあり、総じて生産量は増大しているものの食糧輸入国へ転落の兆しであろうか。

表 2-3-19 主要農業生産物の推移

生産物	単位	1981	1993	増加率 (%)
コムギ	千トン	17,000	17,500	2.9
豆類	千トン	873	1,520	74.1
テンサイ	千トン	11,165	13,690	22.6
ブドウ&イチジク	千トン	3,950	3,825	-2.5
リンゴ	千トン	1,450	2,080	43.4
オレンジ	千トン	675	820	21.5
塊茎作物	千トン	3,000	4,600	53.3
ミルク	千トン	5,608	10,279	83.3
鶏卵	百万個	4,581	8,215	79.3
食肉	千トン	294	429	45.9

(出所：Treasury Statistical Yearbook 1994 および Statistical Indicators 1992)

農地規模別、農家形態別（作物生産専業、牧畜専業、作物・牧畜複合）の生産者数、農地面積、家畜（羊・山羊、牛）数を参考までに表 2-3-20 に記す。

表2-3-20 農地規模別所有者・家畜数

農地規模 (ha)	作物生産・家畜飼育者				作物生産者				家畜飼育者			
	A	B	C	D	A	B	A	B	A	B	C	D
なし	-	-	-	-	-	-	108,744	28,122	101,610	-	2,254,821	298,219
0.5未満	135,384	37,170	1,293,870	311,738	108,744	28,122	7,108	1,415	7,108	131,322	19,580	
0.5	238,317	157,559	1,644,259	604,656	137,556	90,462	5,414	3,089	5,414	84,525	18,500	
1.0	514,555	694,916	4,375,955	1,477,549	227,361	296,680	10,240	12,654	10,240	231,527	35,075	
2.0	974,058	2,978,545	11,894,006	3,410,347	289,939	857,551	10,612	30,800	10,612	330,643	43,921	
5.0	534,065	3,833,402	11,158,217	2,445,162	125,952	821,913	3,132	19,755	3,132	145,210	36,217	
10.0	315,621	4,056,139	7,947,742	1,511,756	66,408	849,429	1,294	16,096	1,294	90,013	4,598	
20.0	143,762	3,855,616	5,825,880	843,145	29,782	788,252	230	4,876	230	10,000	2,648	
50.0	19,947	1,235,849	1,444,334	153,421	4,253	262,340	1	60	1	600	-	
100.0	7,141	1,004,377	1,030,925	56,756	3,074	376,185	51	5,100	51	12,750	-	
250.0	1,381	450,380	177,869	32,097	549	203,428	-	-	-	-	-	
500.0以上	374	415,089	131,790	14,886	67	63,854	-	-	-	-	-	
合計	2,935,055	18,719,041	46,919,847	10,861,515	993,685	4,638,214	139,692	93,844	139,692	3,291,411	458,858	

農地規模 (ha)	合計			
	A	B	C	D
なし	-	-	-	-
0.5未満	101,610	66,706	2,254,821	298,219
0.5	251,686	251,109	1,425,192	331,418
1.0	381,287	1,004,250	1,728,784	623,156
2.0	752,156	3,866,896	4,607,482	1,512,624
5.0	1,274,609	4,675,069	12,224,649	3,454,268
10.0	713,149	4,921,663	11,298,427	2,481,379
20.0	383,323	4,921,663	8,037,755	1,516,356
50.0	173,774	4,648,743	5,835,880	845,793
100.0	24,201	1,498,249	1,444,934	153,421
250.0	10,266	1,385,662	1,043,675	56,756
500.0以上	1,930	653,808	177,869	32,097
合計	4,068,432	23,451,099	50,211,258	11,320,373

(注) A : 所有者数 B : 面積 (ha) C : 羊・山羊の数 D : 牛の数
(出所: 國家統計庁 [General Agricultural Census 1991])

2-3-4. 農業地域別概況

トルコも地域によって、気象条件、地形、輸送性、市場性等が異なり、生産される農作物の種類や生産形態がそれぞれ特徴づけられている。トルコではこの地域特性から農業地域として次の9地域（図2-3-1）に区分している。

- ① 第1地域：中央北地域
- ② 第2地域：エーゲ海地域
- ③ 第3地域：マルマラ海地域
- ④ 第4地域：地中海地域
- ⑤ 第5地域：東北地域
- ⑥ 第6地域：東南地域
- ⑦ 第7地域：黒海地域
- ⑧ 第8地域：中央東地域
- ⑨ 第9地域：中央南地域

(注) 上記農業地域区分について、地理的区分（行政、気象等）からみれば①・⑧・⑨はアナトリア高原地方、②はエーゲ海地方、③はマルマラ海地方、④は地中海地方、⑤は東北地方、⑥は東南地方、⑦は黒海地方に属す。
また、気候区からみれば大略②・③・④は地中海気候区、⑦は黒海気候区、①・⑤・⑧・⑨はアナトリア高原気候区、⑥は東南部平原気候区に該当する。

表2-3-21 農業地域別栽培分野の割合（%）-1991-

農業地域	畑作 作付地	畑作 休閑地	野菜・ 花卉園	永年作物地 (果樹園他)
第1地域	71.72	22.66	2.32	3.30
第2地域	70.40	5.00	3.69	20.91
第3地域	83.19	2.65	3.71	10.46
第4地域	74.51	8.18	4.73	12.57
第5地域	68.10	28.36	0.89	2.65
第6地域	85.00	11.32	0.90	2.78
第7地域	55.89	7.57	3.10	33.44
第8地域	67.87	22.16	2.14	7.84
第9地域	69.93	25.69	1.80	2.57

(出所：総理府統計庁 [General Agriculture Census-Results of the Agricultural Holdings Survey-1991])

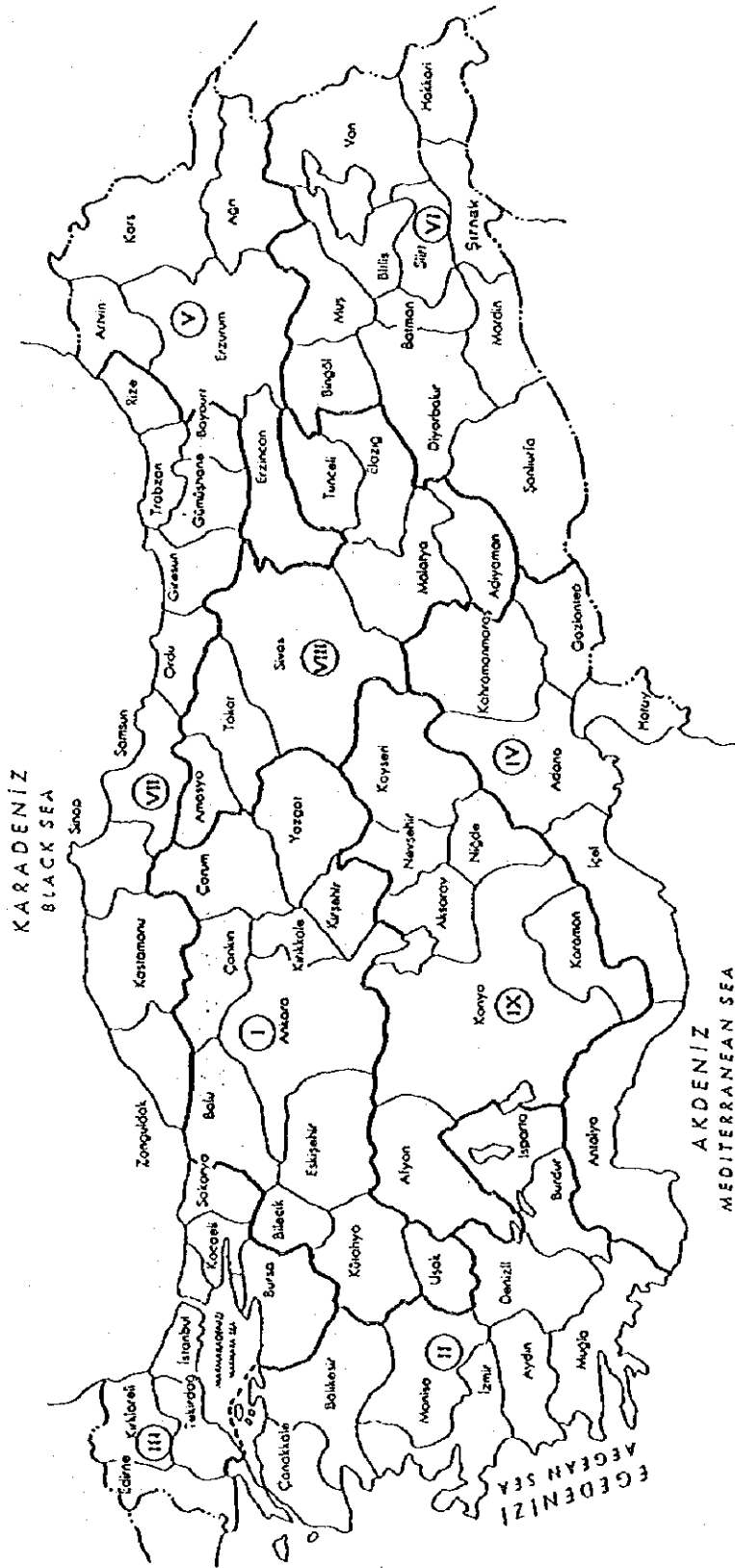
上表に見るごとく、野菜・花卉園および果樹等の永年作物栽培地の全農地に占める割合が多い地域は、黒海地域（36.5%）、エーゲ海地域（24.6%）、地中海地域（17.3%）、マルマラ海地域（14.2%）と海の沿岸地帯であり、内陸部は10%未満である。各農業地域の概要は次のとおりである。

(1) 中央北地域

総面積：11,752.2千ha
 畑作物：栽培面積3,694.1千ha（総面積の31.4%）
 コムギ（畑作地の58.0%）、オオムギ（20.2%）、ヒヨコマメ（5.0%）、
 テンサイ（2.1%）、ヒマワリ、トウモロコシ、オート、ジャガイモ
 野菜：栽培面積71.9千ha
 カリフラワー、キャベツ、レーキ、ハウレンソウ、レタス、グリーン

图 2-3-1 蔬菜地域区分

TARIM BÖLGELERİ - AGRICULTURAL REGIONS



ピース、メロン、トマト、スイカ、ナンキン、キュウリ、ナス、トウガラシ、ニンジン、クマネギ、赤ダイコン

果 樹：植付本数 37,393 千本

ヘーゼルナッツ（果樹総植付本数の 59.8 %）、リンゴ（11.3 %）、ナシ（5.7 %）、オウトウ（3.8 %）、スモモ（3.8 %）、マルメロ、アンズ、クワ

主要作物：穀類、野菜、ヘーゼルナッツ

(2) エーゲ海地域

総面積：9,816.8千ha

畑作物：栽培面積 1,851.0千ha (18.9%)

コムギ（40.0 %）、ワタ（14.0 %）、オオムギ（11.8 %）、タバコ（10.5 %）、ヒヨコマメ（6.0%）、ヒマワリ、トウモロコシ、ブロードビーン、オート

野 菜：栽培面積 161.2 千ha

キャベツ、レーキ、ハウレンソウ、アーティチョーク、トマト、トウガラシ、ナス、メロン、スイカ、ナンキン、ニンジン、ニンニク、クマネギ、グリーンピース、ブロードビーン

果 樹：植付本数 105,965千本

オリーブ（61.9 %）、イチジク（8.0%）、リンゴ（6.0%）、マンダリン、オレンジ、ブドウ、モモ、ナシ、スモモ、オウトウ、クルミ、アーモンド、クリ、ザクロ

主要作物：トルコ第一の野菜地帯、果樹（オリーブ、イチジク等）も多種、穀類（コムギ、オオムギ）、ワタ、タバコ

(3) マルマラ海地域

総面積：4,386.5千ha

畑作物：栽培面積 1,506.1千ha (34.3%)

コムギ（54.2 %）、ヒマワリ（26.5 %）、トウモロコシ、オオムギ、オート、テンサイ、イネ

野 菜：栽培面積 93.5 千ha

イチゴ、トマト、キャベツ、アーティチョーク、セロリー、レタス、ハウレンソウ、レーキ、パセリ、グリーンビーン、グリーンピース、ブロードビーン、メロン、スイカ、ナンキン、キュウリ、ナス、オクラ、トマト、トウガラシ、ニンニク、クマネギ、ニンジン、カリフラワー、アスパラガス、ジャガイモ

果 樹：植付本数 47,466 千本

ヘーゼルナッツ（54.4 %）、オリーブ（17.5 %）、リンゴ（6.6%）、モモ（6.6%）、ナシ、スモモ、オウトウ

主要作物：穀類、ヒマワリ、野菜、果樹（ヘーゼルナッツ、オリーブ）

(4) 地中海地域

総面積：8,209.0千ha

畑作物：栽培面積 2,047.5千ha (24.9%)

コムギ(51.0%)、ワタ(12.4%)、オオムギ(10.5%)、ヒヨコマメ(8.6%)、トウモロコシ(5.5%)、ダイズ、レンズマメ、ドライビーン、ラッカセイ

野菜：152.6千ha

キャベツ、レタス、レーキ、グリーンビーン、グリーンピース、ブロードビーン、メロン、スイカ、ナンキン、キュウリ、ナス、オクラ、トマト、トウガラシ、ニンニク、タマネギ、赤ダイコン

果樹：植付本数 63,078 千本

ビスタチオ(24.8%)、オリーブ(19.3%)、オレンジ(16.4%)、レモン(7.6%)、マンダリン(5.6%)、リンゴ(4.6%)、モモ(4.4%)、スモモ、イチジク、ナシ、アンズ、ブドウ、カキ、グレープフルーツ、ザクロ

主要作物：穀類、ワタ、豆類、野菜、果樹(柑橘類、ビスタチオ、オリーブ)
なお、アンタルヤ地帯ではバナナも栽培

(5) 東北地域

総面積：7,388.9 千ha

畑作物：栽培面積 866.2千ha (11.7%)

コムギ(55.5%)、オオムギ(32.5%)、テンサイ(3.3%)、ジャガイモ(2.0%)、ライムギ

野菜：栽培面積 7.0千ha

果樹：植付本数 7,648千本

ヘーゼルナッツ(30.8%)、リンゴ(14.3%)、野生アンズ(9.6%)、ナシ(7.7%)、アンズ(7.4%)、クワ(6.7%)

主要作物：穀類、ヘーゼルナッツ、テンサイ、(野菜は見るべきものなし)

(6) 東南地域

総面積：11,378.4 千ha

畑作物：栽培面積 2,530.9千ha (22.2%)

コムギ(44.9%)、オオムギ(24.3%)、レンズマメ(17.2%)、ヒヨコマメ(4.5%)、ワタ(4.3%)、ゴマ(1.5%)

野菜：栽培面積 53.1 千ha

キャベツ、グリーンピー、メロン、スイカ、キュウリ、トマト、タマネギ、ジャガイモ

果樹：植付本数 20,228 千本

ビスタチオ(71.5%)、リンゴ(3.6%)、クルミ(3.6%)、ザクロ(3.3%)、ナシ(2.8%)、アーモンド(2.7%)、ブドウ、クワ、スモモ、アンズ

主要作物：穀類、豆類、ワタ、ビスタチオ

(7) 黒海地域

総面積： 6,886.3千ha
畑作物：栽培面積 1,059.2千ha (15.4%)
コムギ(40.7%)、トウモロコシ(23.4%)、オオムギ(12.2%)、
ドライビーン(3.6%)、ジャガイモ(3.2%)、タバコ(3.2%)、ヒマ
ワリ、テンサイ
野菜：栽培面積 50.3 千ha
キャベツ(紫キャベツ)、グリーンピース、カラベンス
果 樹：植付本数 222,829千本
ヘーゼルナッツ(94.1%)、リンゴ(1.7%)、スモモ、ナシ、クリ、
オウトウ、モモ、クルミ、クワ、イチジク
茶 : 生産者 195千人
栽培面積 76.4 千ha
生産量 683.3 千トン
主要作物：茶(全体の90.7%—最大の産地)、ヘーゼルナッツ、穀類、
タバコ、イネ

(8) 中央東地域

総面積： 8,047.3千ha
畑作物：栽培面積 1,487.2千ha (18.5%)
コムギ(60.9%)、オオムギ(14.5%)、ヒヨコマメ(6.5%)、テン
サイ(3.6%)、レンズマメ(2.7%)、タバコ(2.7%)、ヒマワリ、ラ
イムギ、トウモロコシ、ジャガイモ
野菜：栽培面積 32.6 千ha
キャベツ、ハウレンソウ、レーキ、グリーンビーン、メロン、キュウ
リ、トマト
果 樹：植付本数 19,598 千本
アンズ(31.0%)、ピスタチオ(28.6%)、リンゴ(10.6%)、ナシ
(5.6%)クワ、モモ、アーモンド、オウトウ、クルミ
主要作物：穀類、豆類、テンサイ、タバコ、アンズ、ピスタチオ

(9) 中央南地域

総面積： 10,079.9 千ha
畑作物：栽培面積 3,490.0千ha (34.6%)
コムギ(54.5%)、オオムギ(27.5%)、ヒヨコマメ(4.9%)、テン
サイ(3.6%)、ライムギ(3.3%)、ジャガイモ、ヒマワリ、レンズマ
メ、ドライビーン、オート、ケシ
野菜：栽培面積 40.4 千ha
キャベツ、ハウレンソウ、グリーンビーン、メロン、キュウリ、
トマト
果 樹：植付本数 21,742 千本
リンゴ(59.7%)、ナシ(8.3%)、オウトウ(5.8%)、野生アンズ
(4.3%)、アンズ(4.2%)、スモモ(3.7%)、アーモンド(2.8%)
主要作物：穀類、豆類、テンサイ、リンゴ

(注) 果樹については、栽培面積ではなく植付本数のデータしかないので、一応の目安を得るため単純に植付本数による割合(%)を試算した。

2-3-5. アダナ県の農業

アダナ県は前述の如く農業地域区分では地中海地域に属しており、夏期は高温で40℃を超えるところが多く、乾季で非常に乾燥した状態となり、冬期は雨季で他地域に比較し温暖である。地中海に面する穀倉地帯のチュクロヴァ平野ならびに水質豊富なセイハン川とジェイハン川とを擁する有数の農業地帯である。

アダナ県の農家数は89,435戸(全土の2.17%)であり、形態別には農業32.6%、牧畜4.8%、農業・牧畜農家62.6%である。

農地面積は543千ha(全土の3.11%)である。そのうち灌漑可能農地は44.2%の240千ha(全土の6.53%)であり、灌漑可能地の全国平均が21.1%であることから非常に恵まれた状態といえる。灌漑不可農地は55.8%の303千ha(全土の2.20%)である。畑作作付地は487千ha(全土の3.36%)で、そのうち灌漑可能地(全土の7.50%)は39.67%、不可農地は60.32%である。果樹を主体とする永年作物用地は27千ha(全土の1.17%)、そのうち灌漑可能地は75.74%の21千ha、不可農地は24.26%である。野菜・花卉用地は28千haで、そのうち灌漑可能地は91.13%である。休閑地は20千ha、全土の0.55%にすぎない。

表2-3-22 アダナ県の全土に占める割合

事 項	トルコ全土 A	アダナ県 B	割合(%) B/A
総面積 (km ²)	780,576	17,562	2.25
総人口 (人)	56,473,035	1,934,907	3.43
都市部人口	33,326,351	1,350,339	4.05
農村部人口	23,146,684	584,568	2.53
総農家所帯数 (戸)	4,764,006	103,356	2.17
主要活動が農業の所帯数	4,091,530	89,435	2.19
作物または作物・牧畜農家	3,943,340	84,704	2.15
牧畜農家	148,190	4,731	3.19
主要活動が農業ではない所帯数	672,476	13,921	2.07
農地面積合計 (da)	174,480,913	5,433,573	3.11
灌漑可能農地	36,741,577	2,400,127	6.53
灌漑不可農地	137,739,336	3,033,446	2.20
畑作作付面積合計 (da)	145,178,100	4,876,045	3.36
灌漑可能農地	25,796,488	1,934,265	7.50
灌漑不可農地	119,381,612	2,941,780	2.46
永年作物面積合計 (da)	23,372,911	274,288	1.17
灌漑可能農地	6,300,615	207,749	3.30
灌漑不可農地	17,072,296	66,539	0.39
野菜・花卉面積合計 (da)	5,929,902	283,240	2.09
灌漑可能農地	4,644,471	258,113	0.06
灌漑不可農地	1,285,428	25,127	0.00
休閑地 (da)	36,551,557	199,215	0.55

(注) da:トルコでは一般的な面積の単位で、10アールのこと
(出所: 国家統計庁 [Statistical Yearbook of Turkey 1994] より作成)

アダナ県の農業生産(1994)について、農業生産物の市場価額の観点から全土における位置付けを見ると次のとおりである。

表2-3-23 アダナ県の主要農産物の全土に占める割合

作物	アダナ県(順位)	主要生産県
畑作物総額	5.75% (1)	コヤ(5.11) S.ウルフ(3.88) イズル(3.18)
穀類合計	7.05 (2)	コヤ(7.45) アカラ(4.69) S.ウルフ(4.16)
コムギ	7.74 (1)	コヤ(7.69) アカラ(5.30) S.ウルフ(3.80)
オオムギ	0.46 (-)	コヤ(11.00) デイバウ(6.10) アライ(5.08)
トウモロコシ	17.96 (2)	サカリヤ(19.58) ヴァス(8.41) イセル(7.56)
豆類合計	1.26 (-)	デイバウ(8.02) コヤ(7.33) デイ(5.85)
工芸作物合計	6.89 (4)	アイトン(8.01) イズル(7.63) ハライ(6.98)
ワタ	12.54 (1)	イズル(11.85) ハライ(11.74) S.ウルフ(11.54)
油料作物合計	11.19 (2)	デイトン(14.76) バウシ(4.33) ヴァ(4.32)
ラッカセイ	61.25 (1)	K.アライ(5.31) アイトン(4.91) アカラ(2.45)
ダイズ	85.34 (1)	ヴァス(7.19) イセル(3.33) ハライ(2.37)
塊茎作物合計	1.54 (-)	アライ(8.10) ヴァ(5.13) アライ(4.76)
ドライオニオン	2.32 (-)	ヴァ(11.06) アライ(8.62) G.アライ(6.11)
野菜総額	5.29 (4)	ヴァ(10.81) アカラ(8.40) バウシ(5.68)
葉菜類	6.79 (4)	ヴァ(12.92) ヴァ(10.87) イズル(6.84)
キャベツ	4.69 (4)	ヴァ(19.70) ニー(9.18) ヴァ(5.44)
ホウレンソウ	3.76 (6)	ヴァ(13.56) ヴァ(6.41) コヤ(5.36)
豆類野菜	1.42 (-)	ヴァ(15.47) ヴァ(10.42) イセル(5.37)
エンドウ	8.17 (3)	ヴァ(24.88) イセル(13.85) バウシ(7.98)
ソラマメ	3.42 (8)	ヴァ(16.47) イセル(10.89) アイトン(10.31)
果菜類	5.09 (5)	ヴァ(11.17) アカラ(9.74) イセル(5.36)
スイカ	22.58 (1)	イズル(8.74) デイバウ(7.39) バウシ(4.18)
スカッシュ	5.41 (5)	アカラ(16.56) イセル(11.79) アライ(10.53)
長ピーマン	4.30 (4)	ヴァ(12.47) アカラ(11.55) アイトン(7.43)
ナス	4.24 (7)	ヴァ(9.33) アカラ(9.07) アイトン(8.98)
オクラ	2.48 (10)	イズル(19.35) バウシ(10.24) アイトン(8.74)
メロン	2.09 (15)	アカラ(13.39) デイバウ(8.77) バウシ(8.22)
根菜類	12.89 (2)	アカラ(20.90) コヤ(4.59) アイトン(3.48)
赤ダイコン	82.86 (1)	ハライ(4.72) G.アライ(3.68) K.アライ(1.58)
タマネギ	2.67 (11)	ハライ(10.34) アイトン(7.46) ヴァ(6.76)
果樹総額	3.27 (10)	ヴァ(7.41) イセル(6.55) アイトン(5.28)
仁果類	0.45 (-)	アカラ(10.97) イズル(10.79) アライ(9.10)
ナシ	0.39 (-)	ヴァ(15.26) アカラ(14.45) コヤ(5.38)
リンゴ	0.44 (-)	イズル(13.55) アライ(11.47) ニー(9.40)
核果類	1.12 (-)	バウシ(16.00) アイトン(11.70) ヴァ(10.17)
スモモ	1.91 (-)	ハライ(9.80) ヴァ(8.22) バウシ(3.71)
オウトウ	2.20 (-)	アイトン(8.61) アライ(8.06) イズル(5.20)
モモ	3.24 (9)	ヴァ(23.53) イセル(19.66) アライ(5.77)
オリーブ	0.78 (-)	バウシ(23.36) アライ(16.83) アイトン(15.91)
柑橘類	26.49 (2)	イセル(35.79) アカラ(13.36) ハライ(12.27)
レモン	13.46 (2)	イセル(69.14) アカラ(9.40) ハライ(3.68)
オレンジ	33.92 (1)	アカラ(21.92) イセル(20.16) ハライ(17.26)
ミカン	28.74 (1)	イセル(19.67) イズル(15.34) ハライ(14.12)
サワーオレンジ	78.62 (1)	アイトン(6.22) ハライ(4.65) アカラ(4.55)
グレープフルーツ	45.26 (1)	イセル(23.84) ハライ(21.24) アカラ(6.59)
堅果類	0.10 (-)	ヴァ(23.40) ヴァ(14.95) サカリヤ(9.38)

次頁へ続く

作物	アグナ県 (順位)		主要生産県		
ピスタチオ	0.06	(一)	S. ウルファ (48.63)	G. アンテブ (23.22)	アディブ (5.72)
クルミ	0.84	(一)	K. マラシュ (4.73)	カスチモ (3.80)	ソコグ (3.54)
アーモンド	0.29	(一)	アンタルヤ (9.28)	チヤムカ (6.45)	エラジ (5.74)
ヘーゼルナッツ	-	(一)	トルク (31.85)	キレス (20.32)	サカリヤ (12.33)
クリ	-	(一)	アディブ (46.95)	イズミル (9.08)	カスチモ (8.49)
漿果類その他	1.37	(一)	マニサ (19.29)	G. アンテブ (8.07)	イズミル (6.47)
カキ	14.76	(2)	ハタイ (48.68)	イズミル (9.96)	K. マラシュ (5.28)
ザクロ	5.14	(6)	イズミル (12.99)	アディブ (10.89)	シイト (10.18)
ブドウ	1.44	(一)	マニサ (22.06)	マニサ (6.81)	イズミル (6.29)
クワ	0.34	(一)	アンタルヤ (15.25)	アンタルヤ (7.94)	マラシュ (4.18)
イチジク	0.68	(一)	アディブ (69.39)	イズミル (14.52)	イズミル (1.54)
バナナ	-	(一)	アンタルヤ (71.65)	イズミル (28.35)	-----
キウイフルーツ	-	(一)	-----	-----	-----
イチゴ	0.30	(一)	マニサ (44.10)	イズミル (34.29)	アトビ (4.54)
茶	-	(一)	ラビ (68.96)	トラブゾ (18.90)	アトビ (10.51)

(出所：国家統計庁「Agriculture Structure 1994」より作成)

全土の1位を占めるものは、畑作物全体(全土の5.75%)、コムギ(7.74%)、ダイズ(85.34%)、ラッカセイ(61.25%)、ワケ(12.54%)、スイカ(22.58%)、赤ダイコン(82.86%)、オレンジ(33.92%)、ミカン(28.74%)、サワーオレンジ(78.62%)、グレープフルーツ(45.26%)である。

全土の2位は、穀類合計(7.05%)、トウモロコシ(17.96%)、油料作物合計(11.19%)、根菜類合計(12.89%)、柑橘類計(26.49%)、レモン(13.46%)、カキ(14.76%)である。そのほか、エンドウ、キャベツ、長ピーマン、スカッシュ、ホウレンソウ、ザクロ、ナス、モモ等が上位を占める。

要すれば、畑作物、特にコムギ、ダイズ、トウモロコシ、ワケ等の最大生産地帯である。また、野菜についても主要な生産地帯であり、スイカ、赤ダイコン等が抜き出している。果樹については、柑橘類の大生産地帯であり、隣接のハタイ、イチェル、アンタルヤを含める地中海地帯において柑橘類の87.9%を占める程である。なお、ナタネは近年まで唯一の生産県であったが、現在は生産されていない。

アグナ県の農業生産物につき、作付面積、単位当たり収量、生産高、単位当たり価格、価額、販売価額(自家消費等を除く)を表2-3-24~26に記載する。

アグナ県における農地を規模別に見れば、1農家当たり平均6.37haであり、2ha未満は全体の27.9%、2~5haは最も多く36.0%を占め、意外に小規模農家が多い。5~10haは21.5%、10~20haは8.0%、20~50haは5.3%である。50ha以上の農家は1,097戸、全体の1.3%にすぎない。

2ha未満の農家が所持する農地面積の合計は全体の3.87%、2~5ha農家の農地所持面積合計は全体の16.19%、5~10haの農家は21.23%、10~20haは15.61%、20~50haは22.82%である。50ha以上の農家1,097戸が持つ農地面積合計は110,366haで全体の20.48%を占める。なお、土地を所有しない牧畜農家が4,730戸ある。

表2-3-24 アダナ県の畑作物生産

作物	作付面積	単収	収量	単価	価額	販売価額
	ha	kg/ha	トン	円/kg	百万円	百万円
総計	627,071	-	2,084,933	-	12,922,381	9,796,656
穀類	481,186	-	1,677,466	-	6,924,837	4,289,433
コムギ	412,110	3,118	1,284,930	4,150	5,344,024	3,414,297
オオムギ	14,014	2,053	28,767	3,279	94,327	45,673
ライムギ	33	2,273	75	3,550	266	96
エンバク	596	2,134	1,272	3,500	4,452	696
トウモロコシ	49,446	7,192	355,619	4,067	1,446,302	811,954
イネ	487	2,320	1,130	14,703	16,614	15,108
Mahlut (Mixed grain)	4,500	1,261	5,673	3,323	18,851	1,612
豆類	18,987	-	14,329	-	249,302	185,328
ヒヨコマメ	17,212	743	12,780	16,797	214,691	163,958
ドライビーン	1,397	923	1,290	25,887	33,394	21,629
レンズマメ (緑)	20	1,500	30	15,225	457	365
レンズマメ (赤)	21	905	19	10,754	204	146
Cow vetches	317	609	193	2,569	496	130
Wild vetches	20	850	17	3,500	60	-
工業作物	81,340	-	99,518	-	3,615,247	3,422,843
タバコ	598	1,480	885	47,918	42,407	41,911
シュガービート	694	31,965	22,184	1,032	22,894	22,328
ワタ	80,043	2,653	212,330	16,719	3,549,945	3,358,603
その他	5	-	10	-	-	-
油料作物	42,035	-	231,372	-	1,483,844	1,393,579
ゴマ	732	415	304	38,333	11,653	10,135
ヒマワリ	865	1,228	1,052	17,900	19,010	17,835
ラッカセイ	17,182	2,587	44,445	19,922	885,433	806,716
ダイズ	23,256	2,483	57,739	9,833	567,748	558,891
綿実	-	1,597	127,822	-	-	-
塊茎作物	3,523	-	62,248	-	649,152	505,473
ドライオニオン	2,249	17,272	38,845	12,752	495,351	397,123
ドライガーリック	105	6,781	712	26,580	18,925	14,517
ジャガイモ	1,169	19,411	22,691	5,944	134,875	93,833

(出所：国家統計庁「Agriculture Structure 1994」)

表2-3-25 アダナ県の野菜生産(1994)

作物	生産量 トン	単価 TL/kg	価額 百万TL	販売価額 百万TL
【野菜作付面積合計 34,097 ha】				
生産量合計	1,060,285	-	6,148,974	5,213,141
葉菜類	83,514	-	550,924	470,245
キャベツ	26,761	4,653	124,519	101,981
紫キャベツ	225	227	51	15
アーティチョーク	15	15,000	225	172
リーフレタス	32,618	7,968	259,900	234,534
ヘッドレタス	1,000	6,483	6,483	5,785
ホウレンソウ	6,113	7,746	47,506	38,670
洋ネギ	16,514	6,684	110,380	89,087
Tere (Gross)	35	7,500	263	-
ミント	63	7,500	473	-
バセリ	150	7,500	1,125	-
豆類野菜	8,478	-	114,492	89,455
インゲンマメ	3,708	15,156	56,198	39,108
ソラマメ	1,570	8,250	12,953	11,143
エンドウ	2,620	15,111	39,951	34,511
ウズラマメ	560	10,000	5,600	4,692
ササゲ	20	7,500	150	-
果菜類	864,066	-	4,868,832	4,100,695
オクラ	745	17,963	13,382	11,901
パンプキン	10	5,000	50	31
メロン	24,680	7,794	192,356	149,845
スイカ	713,404	4,989	3,559,173	3,026,720
スカッシュ	15,034	6,345	95,391	77,820
キュウリ	12,842	8,370	107,488	87,635
ナス	35,853	6,666	238,996	205,465
トマト	37,037	10,542	390,370	315,927
ピーマン	3,125	9,553	29,853	24,703
長ピーマン	21,343	11,328	241,774	200,648
根菜類	100,627	-	600,309	539,509
ニンニク	649	9,083	5,895	4,592
タマネギ	4,817	13,535	65,198	49,114
ニンジン	120	8,150	978	828
赤ダイコン	95,041	5,558	528,238	484,975
その他	3,600	-	14,418	13,237
カリフラワー	3,600	-	14,418	13,237

(出所：国家統計庁「Agriculture Structure 1994」)

表2-3-26 アグナ県の果樹生産

作物	合計	結果樹	未結果樹	収量	単価	価額	販売価額
	千本	千本	千本	トン	TL/kg	百万TL	百万TL
総計	7,759	6,803	955	591,139	-	5,347,402	4,768,804
仁果類	344	282	62	12,031	-	100,721	77,164
ナシ	80	56	24	1,808	10,100	18,279	12,572
マルメロ	8	7	1	144	8,436	1,215	806
リンゴ	237	201	36	9,399	8,098	76,113	59,178
ピワ	19	18	1	680	7,521	5,114	4,608
核果類	1,191	1,016	175	33,046	-	480,383	372,910
スモモ	139	115	24	4,007	8,221	32,942	18,592
ナツメ	1	1	-	6	4,000	24	15
アンズ	27	21	6	751	12,778	9,596	6,334
野生アンズ	17	17	-	458	8,644	3,959	1,173
オウトウ	173	116	57	3,374	15,827	53,400	37,161
ミズキ	42	42	-	275	1,991	548	237
モモ	330	291	39	12,962	12,181	157,890	136,528
サワーチェリー	20	17	3	372	10,347	3,849	2,672
オリーブ	441	395	46	10,841	20,125	218,175	170,198
柑橘類	5,761	5,132	629	499,705	-	3,877,592	3,635,584
レモン	783	652	131	65,081	9,416	612,803	591,416
オレンジ	3,105	2,930	175	287,340	7,411	2,129,477	1,962,952
マンダリン	1,490	1,304	186	117,983	8,169	963,803	918,986
ダイダイ	69	59	9	2,912	5,032	14,653	10,330
グレープフルーツ	313	185	128	26,389	5,944	156,856	151,900
堅果類	92	66	26	1,315	-	42,876	28,818
ピスタチオ	9	5	4	17	106,250	1,806	1,671
クルミ	76	54	22	1,170	31,389	36,725	23,886
アーモンド	7	7	-	128	33,945	4,345	3,261
ヘーゼルナッツ	1	-	1	-	-	-	-
漿果類、その他	371	308	63	45,742	-	845,829	654,328
クワ	57	48	9	528	3,788	2,000	668
イチジク	159	132	27	3,270	8,160	26,683	19,860
カロブフルーツ	11	11	-	120	5,000	600	570
ザクロ	92	83	9	2,734	9,159	25,041	18,653
カキ	51	34	17	1,467	9,199	13,495	11,777
キウイフルーツ	-	-	-	-	-	-	-
ブドウ	7,293 ha	-	-	37,409	20,683	773,730	598,790
バナナ	-	-	-	-	-	-	-
イチゴ	21 ha	-	-	214	20,000	4,280	4,011

(出所：国家統計庁「Agriculture Structure 1994」)

表2-3-27 アダナ県の農地規模別人数・面積

農地規模 ha	所有者数		総面積	
	人	%	人	%
0.5 未満	4,668	(5.46)	1,262	(0.23)
0.5 ~ 0.9	6,743	(7.89)	4,502	(0.83)
1.0 ~ 1.9	12,438	(14.55)	15,309	(2.81)
2.0 ~ 4.9	30,799	(36.03)	88,112	(16.19)
5.0 ~ 9.9	18,334	(21.45)	115,584	(21.23)
10.0 ~ 19.9	6,868	(8.03)	84,970	(15.61)
20.0 ~ 49.9	4,546	(5.32)	124,231	(22.82)
50.0 ~ 99.9	773	(0.90)	47,469	(8.71)
100.0 ~ 249.9	282	(0.33)	43,436	(7.98)
250.0 ~ 499.9	40	(0.05)	14,679	(2.70)
500.0 以上	2	(0.00)	4,782	(0.88)
合 計	85,493	(100)	544,335	(100)

(出所：国家統計庁「Statistical Yearbook 1994」より作成)

アダナ県における農地規模別土地利用状況、農地規模別家畜数、農地規模別農機具類については参考までに表2-3-28~30に記す。

表2-3-28 アグナ県における農地規模別土地利用

	所有者数	総面積	耕 作 地								
			合 計			作 付 地			休 閑 地		
			a	b	c	a	b	c	a	b	c
0.5 未満	4,668	1,262	311	924	549	7	542	-	-	-	
0.5 ~	6,743	4,502	1,323	3,179	2,822	546	2,276	286	286	286	
1.0 ~	12,438	15,309	3,844	11,123	12,580	3,158	9,422	536	536	536	
2.0 ~	30,799	88,112	21,956	65,989	73,759	17,836	55,923	6,091	6,091	6,091	
5.0 ~	18,334	115,584	87,945	84,979	97,290	24,135	73,155	7,344	7,344	7,344	
10.0 ~	6,868	84,970	84,968	48,626	75,083	27,845	47,539	474	474	474	
20.0 ~	4,546	124,231	123,638	60,992	62,736	113,491	54,163	59,328	59,328	59,328	
50.0 ~	773	47,469	46,632	15,881	41,642	25,764	15,878	-	-	-	
100.0 ~	282	43,436	41,045	2,330	33,056	30,726	2,330	-	-	-	
250.0 ~	40	14,679	14,679	70	13,104	13,034	70	-	-	-	
500.0 以上	2	4,782	1,501	2,893	4,289	1,475	2,814	-	-	-	
合 計	85,493	544,335	541,168	242,438	298,731	467,644	198,328	269,336	18,138	18,138	

	耕 作 地									森 林	牧 草 地	未 利 用 地	非 農 業 地
	野 菜 ・ 花 卉 園			永 年 作 物			永 年 作 物						
	a	b	c	a	b	c	a	b	c				
0.5 未満	93	93	-	594	211	383	-	-	-	-	-	-	26
0.5 ~	94	94	-	1,300	683	617	-	-	-	-	-	-	157
1.0 ~	673	569	104	1,178	117	1,061	186	186	-	-	-	-	167
2.0 ~	3,154	2,947	207	4,941	1,173	3,768	-	-	-	-	-	-	156
5.0 ~	4,989	4,560	429	5,210	1,189	4,051	595	595	-	-	-	-	2
10.0 ~	8,436	8,436	-	974	421	553	-	-	-	-	-	-	585
20.0 ~	4,466	4,466	-	2,274	2,273	1	8	8	-	-	-	-	795
50.0 ~	3,280	3,280	-	1,710	1,707	3	42	42	-	-	-	-	11
100.0 ~	20	20	-	10,300	10,300	-	20	20	-	-	-	-	-
250.0 ~	1,568	1,568	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-
500.0 以上	25	25	-	80	2	78	115	115	-	-	-	-	75
合 計	26,799	26,058	741	28,567	18,051	10,516	966	966	64	165	165	1,973	1,973

(注) a: 面積合計 b: 灌漑地 c: 非灌漑地 (単位: ไร่/ha)
(出所: 農林統計局「Agricultural Structure 1992」)

表2-3-29 アダナ県における農地規模別所有畜・家畜数

農地規模 (ha)	作物生産・家畜飼育畜				作物生産者				家畜飼育者			
	A	B	C	D	A	B	A	B	A	B	C	D
なし	-	-	-	-	2,858	834	4,320	-	-	-	-	-
0.5未満	1,830	428	152	3,117	2,958	2,017	-	-	-	33,011	-	12,877
0.5	3,785	2,485	42,210	7,673	2,958	2,017	-	-	-	-	-	-
1.0	7,465	9,144	137,983	20,907	4,973	6,165	-	-	-	-	-	-
2.0	21,615	62,240	266,892	63,445	9,164	25,872	-	-	-	-	-	-
5.0	13,394	84,987	115,991	50,920	4,940	30,597	-	-	-	-	-	-
10.0	4,663	57,023	16,190	13,796	2,205	27,947	-	-	-	-	-	-
20.0	3,018	84,345	89,799	10,463	1,528	39,886	-	-	-	-	-	-
30.0	3,242	16,399	678	2,446	531	31,070	-	-	-	-	-	-
50.0	168	24,112	2,022	2,794	114	19,324	-	-	-	-	-	-
100.0	40	14,679	5	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-
250.0	1	3,959	-	286	1	824	-	-	-	-	-	-
500.0以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	56,221	359,801	671,622	177,027	29,272	184,534	4,320	-	-	33,011	-	12,877

農地規模 (ha)	合計			
	A	B	C	D
なし	4,320	1,262	33,011	12,877
0.5未満	4,638	4,502	42,210	3,117
0.5	6,743	15,309	137,983	7,673
1.0	12,438	88,112	266,892	20,907
2.0	30,779	115,584	115,691	63,445
5.0	18,334	84,970	16,190	50,920
10.0	6,868	124,231	89,799	13,796
20.0	4,546	47,469	678	10,463
30.0	282	43,436	2,022	2,446
50.0	40	14,679	5	2,794
100.0	2	4,782	-	1,180
250.0	-	-	-	286
500.0以上	-	-	-	-
合計	89,813	544,335	704,633	189,904

(注) A : 所有畜数、B : 面積 (ha)、C : 羊・山羊の数、D : 牛の数
 (出所 : 農家統計庁「Agricultural Structure 1992」)

表2-3-30 アグナ県における農地規模別所有農機具類

	所有者数		トラクター		プラウ		スイープ		コンバイン		スレッシャ		ホー	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
0.5未満	4,668	-	-	-	-	-	205	205	-	-	-	-	-	-
0.5	6,743	-	-	-	-	-	1,055	1,055	-	-	-	-	-	-
1.0	12,438	644	581	581	581	581	915	915	-	-	-	-	428	428
2.0	30,799	5,386	4,560	4,560	4,560	4,560	2,387	2,387	-	-	82	82	2,974	2,974
5.0	18,334	8,448	7,724	7,957	7,957	7,957	1,739	1,739	220	220	396	396	5,431	5,664
10.0	6,868	5,887	5,230	5,297	5,297	5,297	1,255	1,570	442	442	211	211	3,240	3,240
20.0	4,546	3,905	3,898	4,688	4,723	4,723	1,317	1,450	58	58	211	211	3,158	3,734
50.0	773	875	1,277	1,637	1,637	1,637	409	577	12	12	65	65	691	982
100.0	282	283	630	912	912	912	61	121	50	50	1	1	225	796
250.0	40	42	97	162	162	162	39	155	2	2	1	1	2	12
500.0以上	2	3	72	100	100	100	1	40	2	2	-	-	2	30
合計	85,493	24,973	26,929	23,089	25,929	25,929	9,333	10,214	785	809	987	971	16,151	17,860

	ディスクハロー		筋まき機		施肥機		散布機		灌漑電力エンジン		灌漑燃料エンジン	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.0	410	410	257	257	273	273	131	131	-	-	-	-
2.0	1,569	1,569	1,068	1,068	2,309	2,309	151	151	-	-	-	-
5.0	5,170	5,245	3,579	3,579	5,539	5,539	2,174	2,174	555	555	1,805	1,805
10.0	3,257	3,257	3,481	3,481	4,802	4,802	2,076	2,076	440	440	2,830	2,830
20.0	3,373	4,119	3,293	3,696	3,773	4,153	1,029	1,029	311	311	1,837	1,837
50.0	771	1,463	772	904	742	845	1,099	1,100	189	190	1,758	1,893
100.0	282	858	282	408	282	405	364	438	238	238	181	181
250.0	40	233	39	83	40	82	57	115	220	280	62	65
500.0以上	1	6	2	45	2	18	2	5	1	6	1	3
合計	14,878	17,160	12,773	13,521	17,762	18,426	7,085	7,225	1,956	2,030	8,476	8,629

(注) A:所有者数, B:機械類の数
(出所: 農林統計庁「Agricultural Structure 1992」)

アダナ県における灌漑については、前述の如く、水量豊富なセイハン川およびジェイハン川を擁していることもあり、灌漑可能な農地が他県に比し非常に多い。灌漑方法は慣行的な地表灌漑が一般的であり、スプリンクラー使用による散水も散見される。ただし、当プロジェクトが試験調査に使用した自走式スプリンクラー（レインガン、レインブーム）についてはまだ殆ど使用されていない。

トルコにおいては、灌漑用に使用する水の料金は作物別に毎年単価が定められ、各作物の栽培面積に応じ水利費を支払うこととなる。ちなみに、当プロジェクト所属の水利組合の1996年の水利費は次のとおりである。

表 2-3-31 アダナ・メルジメック地区水利費 (1996)

区 分	水利費 (da)	
コムギ	100,000 TL	(1.28 \$)
ワタ	250,000 TL	(3.20 \$)
トウモロコシ	250,000 TL	(3.20 \$)
ダイズ	250,000 TL	(3.20 \$)
ラッカセイ	250,000 TL	(3.20 \$)
野菜	300,000 TL	(3.84 \$)
果樹一般	400,000 TL	(5.13 \$)
オレンジ	500,000 TL	(6.41 \$)
牧草類	500,000 TL	(6.41 \$)
森林	500,000 TL	(6.41 \$)

(注) \$額は1996.6.1. レートにより換算した。
(出所: アダナ・メルジメック地区水利組合)

2-3-6. 農産物の輸出入

1994年の分野別輸出入額は次のとおりである。農業部門は輸入額1,212百万ドルに対し輸出額は2,470百万ドルであり、全体に占める割合は輸入が5.2%に対し、輸出は13.6%となっている。

分 野	輸 出		輸 入	
	百万ドル	(%)	百万ドル	(%)
農 業	2,470	(13.6)	1,212	(5.2)
鉱 業	270	(1.5)	2,955	(12.7)
工 業	15,368	(84.9)	19,104	(82.1)
計	18,107	(100.0)	23,270	(100.0)

農業分野の輸出入について品目別に見ると、輸出については、ヘーゼルナッツ 509,910千ドル、タバコ 395,166千ドル、羊 216,593千ドル、ブドウ 188,886千ドル、レンズマメ 96,720千ドル、イチジク 66,563千ドル、レモン 64,615千ドル、ヒヨコマメ 58,538千ドルのほかミカン、ジャガイモ、トマト、コムギ、オオムギ等が主要なものである。

農業分野の輸出入の主要品目別数量および金額については次表に記す。

表2-3-32 農産物の輸出入(1994)

生産物	輸 入		輸 出	
	量 (トン)	価額 (ドル)	量 (トン)	価額 (ドル)
穀類				
コムギ	335,845	40,284,994	891,971	79,572,452
オオムギ	160,214	17,943,326	793,011	48,589,648
トウモロコシ	14,878	3,746,844	82,376	13,250,087
コメ	197,993	56,256,112	643	628,448
豆類				
ヒヨコマメ	-	-	102,508	58,537,521
ドライビーンズ	7,872	3,641,078	6,617	7,429,469
レンズマメ	3,820	1,619,328	293,217	96,720,074
工芸作物				
タバコ (葉)	16,693	88,442,157	103,712	395,165,661
ワタ	147,059	238,970,172	27,150	31,364,525
油料作物				
ラッカセイ	2,157	1,597,456	1,108	1,213,580
ゴマ実	24,908	15,796,158	2,607	3,376,304
ヒマワリ実	94,663	30,140,241	2,090	5,078,598
ケシ実	-	-	6,039	10,165,212
綿実	85,705	11,692,311	47	37,755
塊茎作物				
ドライオニオン	653	96,068	62,521	12,375,758
ジャガイモ	7,254	3,294,042	229,095	36,864,985
野菜				
トマト	13	1,771	115,967	41,930,369
キュウリ	3	384	15,922	7,325,058
ニンジン	-	-	7,852	2,213,579
ナス	71	7,343	2,680	1,221,467
ピーマン	23	2,497	5,597	3,605,132
長ピーマン	60	6,526	21,399	13,932,680
果物				
リンゴ	15,284	1,642,293	32,552	13,721,422
ナシ	-	-	8,378	3,767,937
マルメロ	-	-	3,919	2,080,145
スモモ	9	7,611	7,435	2,660,835
アンズ	1	655	835	461,389
モモ	12	12,184	13,364	5,435,622
サクランボ	-	-	10,060	10,606,315
オリーブ	1	1,070	1,327	709,536
グレープフルーツ	64	1,652	39,129	15,065,452
レモン	3,829	266,997	153,461	64,615,330
ミカン	83	6,682	94,735	39,351,070
オレンジ	11,198	745,259	101,709	37,245,421
ピスタチオ	-	-	763	3,147,927
ヘーゼルナッツ	12	9,654	134,251	509,909,958
クルミ	115	111,728	306	1,211,976
アーモンド	161	504,366	490	1,598,696
クリ	-	-	4,980	5,215,040
イチジク (生鮮)	20	6,606	4,610	4,408,270
イチジク (乾燥)	528	212,859	35,608	62,155,652
ブドウ	7	4,379	26,258	12,697,277
干しブドウ	131	88,867	173,246	176,189,246
家畜				
羊	4,834	1,572,717	1,659,933	216,592,962
牛	22,057	14,434,349	-	-

次頁へ続く

生産物	輸 入		輸 出	
	量 (トン)	価額 (ドル)	量 (トン)	価額 (ドル)
家畜				
山羊	-	-	48,441	4,767,099
家禽	2,303,381	6,120,576	201,369	218,600
生皮				
羊・山羊の皮	84,075	136,962,622	9	221,972
牛の皮	13,905	17,083,143	12	149,168
精選皮革	24,359	126,840,702	134	387,748
農業機械				
トラクター	850	31,487,515	81	659,496
カルチベータ	2	2,063	116	50,079
播種機	20	170,414	143	359,845

(注) 家畜の数量単位は頭数(羽数)、農業機械の数量単位は台数。

(出所: 国家統計庁「Turkish Economy Statistics and Analysis-April 1995」)

2-3-7. 農業政策

第7次開発5カ年計画(1996~2000年)においては、農業部門の開発計画として次の如く方向付けを示している。

(1) 目的、方針、政策

農業政策の基本的目的は、①トルコにおいて増大する人口に対し十分でバランスの摂れた栄養を確保すること、②生産と輸出を、特に比較的有利なものについて増大すること、ならびに③生産者の所得を増大し、安定させることである。

トルコの農地がすでに限界レベルに達していることに鑑み、農業生産の増大は生産性の増大によってのみ可能となる。したがって、灌漑される土地面積を増大するために近代的灌漑システムが環境条件に調和し灌漑し得る耕地、特にコンヤ平原と中央アナトリアにおいて実施される。

灌漑用地面積の増大のほか、農民により高生産性で良質の種子および純血種の動物が広範に使用され、土壌分析が実施され、合理的肥料の施用が助長され、適当な機械器具の選定と病害虫駆除がなされ、諸調査の結果が農民に提示されねばならない。これらのことが相まって農業生産の生産性と品質を増大させることになる。さらに、技術要員および農民のトレーニングを実施することが重要なことである。

農業政策は世界貿易機構設置法の農業関連条項、欧州連合の共同農業政策へのトルコの要件および期待される発展に合致し策定される。

農業支持政策は、自由競争条件下において適合し得る方法での生産の展開およびこの目的のために留保される公的資金の一層合理的な使用を考慮し、見直される。この枠組みの中で、農業生産物価格への国家の介入は減少し、代わりに直接的な所得支持が登録された農民に提供され、その投入支持は徐々に取り除かれ、過剰生産物の耕作面積は制限され、生産物の品質、タイプおよび土地を考慮し、あるいは斯かる支持は減少され、生産は国内および外国のより大きな需要のある生産物に導かれることになる。

GAP灌漑地域では、土地の統一(単一化)および土地改良開発サービスが一層効率的になされ、灌漑投資への土地の調整が保証され、比較的有利性を持つ生産物は生産物パターンの形成に重きを置くことになる。

この計画期間に化学肥料の使用は年間平均 4.5%増大し、1995年の5.1百万トから2000年には6.4百万トに達することが期待される。作物生産において環境関係は常に考慮され、化学品や肥料の使用による環境への損害は予防される。

国々の発展段階は肉、牛乳、卵等動物蛋白含有生産物の消費量に深く係っている。農業部門における牧畜業の割合を増大し、動物蛋白の不足を除去し、生産者の所得水準を上昇するために牧畜業は特別な重要性を与えられ、乳牛・肉牛飼育は発展し、よってその生産と生産性は増大することになる。同時に、トルコの地理的、社会経済的条件の枠組みの中で動物生産とその商業的価値は増大し、そして飼育、保持、飼料条件の改善がなされる。また、全牧草地の改良と使用が重要視され、生産者に世界価格で穀粒が提供され、飼料作物の生産および動物の疾病に対する対策が重要となってくる。

動物総数のなかで高生産性の改良種の占める割合は国内でまたは輸入により増大し、人工授精の研究は一層効果的となる。在来種はある場所である程度の数量で生育させ遺伝資源として保護される。特にアナトリア東部および南東部地域において牧畜プロジェクトがこの問題の発展のために実施される。

牧畜に関する会社の設立が奨励される。生産者が市場で形成される価格からより大きなシェアを得ることおよび農業生産物が競争市場で売買されることを確保するために生産物株式取引所、卸売市場、関連インフラ、さらに Termed Process Exchange Marketsが設置される。

農業生産を指導し、取引し、生産者にサービスを提供するために農民ユニオンや組合の設立が奨励される。また、農業販売組合連合の管理は、その生産、評価単位および株式と同様に民営化される。

農業生産物の保険システムは農民所得に安定性を提供するために開発される。種子の供給、予防接種、人工授精、病害虫対策サービスの実施につき民間セクターが奨励される。

農業政策が組織化された方法で実施され、農業統計が信頼できるものになるように生産者は登録され、施設の所有者はその施設と生産活動の記録を保持しなければならない。

森林は、森林風景、人間工学、環境保護、生物学的種類規準を十分に考慮し、森林からの継続的、バランスのとれた多面的利益の原則により、生態系アプローチの枠組みの中で計画され、管理される。森林管理と森林育成計画は、木材とその他生産物および森林のサービス、種々の機能ならびに管理目的を考慮し、再編され、適用される。

土地登記調査は、法定境界線の決定および森林地域の保護のために、第7次計画期間に6百万haの登記ならびに15千kmの一般道路および4千kmの堅固な道路の建設を目途として継続される。

第7次計画期間に山林伐採、砂漠化、洪水、土壌侵食、公害および（土砂）なだれを予防し、植物-土壌-水のバランスを保護・改善し、さらに木材原料の国内需要とのギャップを減少するために、250千haの植林、50千haの土壌侵食制御および8千haの森林内牧草地の改善調査がなされる。植林の期間、病害虫に強く、生物学的に砂漠化を予防する種類の選定に重点が置かれる。それは火災予防保安道路で飾られる。

森林の未知の恩恵についての調査を可能にし、森林に関する自然的・文化的価値を保護するために国立公園、自然保護地域、自然公園、保留地域および保護森林は拡大され、増大される。技術的・経済的・社会的に植林が可能な国有地は森林管轄に編入され、植林される。

火災に対する効果的な対策を目途として、森林火災闘争サービス、所要の設備・機械、早期警報システム、輸送・通信システムが促進され、火災に敏感でない樹木の種類が植林に使用され、一般社会の啓蒙のための研究がより効果的になされる。

森林地域における種々の組織によって実施される活動において、森林と環境の保護が主

として強調される。森林村落住民の社会福祉水準を改善し、森林をより効率的に保護し、発展させるという基本路線に則り、私営森林の設置、集団植樹等の活動による努力は支持される。私営森林の設置や森林管轄から樹木を取出す過程において、国有林の生態系調和および公共の権利は考慮される。

水産物部門において、自然環境の保護とコントロール、生産性が增大している間の資源の継続的な利用、養殖や公海での漁業の発達、インフラ整備、効果的組織の再構成、国際協定の締結および市場取引のための冷蔵・冷凍施設の発展が強調される。同部門では雇用の発展が評価され、輸出が奨励されよう。温水、湖沼および海における調査や開発活動は資源の可能性を高めるために継続される。

第7次計画期間において農業生産は年平均 2.9~3.7 % 増大するよう予測される。

(2) 法的小および組織的再編

牧畜に係る全ての研究を進展させ、実施するために総理府に牧畜庁 (Under-secretariat of stock-breeding) が設置される。水産部門を進展させるために水産総局 (General directorate of Water Products) が設置される。

農業再編評議会は構造的問題を解決し、農業部門の農業政策の目的の達成を確保するために形成され、公的・私的組織の代表者により構成され、農業活動を決定し、指導する。

農業村落省は一層の効果を求め新しい法律により再編される。養蜂の発展に貢献するために養蜂中央調査研究所を設置するための調査が実施される。

農業販売組合連合のメンバーへの効果的な組合サービスのために農業販売組合および連合に関する法律第3186号および2834号につき、より独立的な構造および組合サービスと管理との分離を提供するための修正がなされる。

牧畜業は牧草地に依存しており、それがコストを低減する要因であるが故に、牧草地はトルコでは非常に重要である。牧草地およびその目的を定義し、配置するためのいかなる法的な調整も今日までなされていず、物事は他の法律の関連事項に従って実施されてきている。このギャップを埋めるために、牧草地法が牧草地の定義、配置および利用を組織化することを目的として施行される。

タバコ独占法第1177号、タバコ農業販売組合と地域連合、トルコのタバコ・販売組合総連合に関する法、タバコ販売市場支持に関する法律第 196号が今日的条件に合致するように最新化される。TEKEL 総局 (トルコ専売公社) の葉タバコ企業と紙巻きタバコ産業活動とを分離するために所要の組織再編がなされる。

生産者ユニオン法は生産者ユニオンの設置を可能にするために施行され、生産者にサービスを提供し、構造調整の枠組みの中で発展を保証するため必要なインフラを形成する。

農業会議所のより効果的・より民主的運営を確保するため、農業会議所および農業会議所連合に関する法律第6964号の改正がなされる。

生産物取引市場の設置および現存の取引市場の改編を可能にし、さらに農業生産物が自由市場条件のなかで一層活発化することを可能にするためにトルコ貿易・産業・海運会議所および貿易取引市場連合に関する法律第5590号の改正がなされる。

生産者が市場価格のより大きなシェアを得、(市場の趨勢を理解する) 市場シグナルを受け、生産物をより容易に取引し得るように、生産者地域卸売り市場法が作成される。

砂糖産業において民間部門がより効果的役割を果たせるように砂糖法の一部改正が行われる。

国産木材の需要ギャップを埋め、砂漠化を予防し、土壌侵食制御のため国家植林・土壌侵食制御キャンペーン法が施行される。

